

青年海外協力隊要覧

カウンセリングのための資料集

初版（昭和55年3月）

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局

国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 25	000
		36
登録No.	07803	JV



総 目 次

はしがき	1	2 訓練日程 (55年度 1次隊)	79
I 青年海外協力隊に ついて	3	V 派遣手続について	83
1 設立の経緯と現状	5	1 訓練終了から出発 まで	85
2 協力隊事業の目的 と意義	9	2 海外協力活動に関 する合意書	88
3 協力隊事務局の機 構	11	3 海外手当等に関す る基準	95
4 隊員派遣の仕組み	13	VI 任国における協力活 動について	107
II 募集について	15	1 派遣取極	109
1 募集の期間	17	2 赴任時の手続	115
2 応募の手続	18	3 現地訓練	117
3 資格及び条件	21	4 隊員の立場	119
① 年令・学歴	21	5 職場環境	122
② 適性	21	① 農林水産	123
③ 免許	21	② 加工・保守操作 ・土木建築	126
④ 職種	22	③ 保健衛生・教育 文化・スポーツ	130
⑤ 技術レベル	35	6 連絡事務所の役割	135
⑥ 単身赴任	39	7 健康管理	137
⑦ 希望国への派遣	40	8 隊員支援経費と機 材	139
III 選考について	41	9 任国外旅行	142
1 選考試験	43	10 一時帰国 (忌引帰 国等)	146
2 有資格者制度	50		
3 技術研修	52		
4 身分措置と所属先 補てん制度	56		
IV 訓練について	69		
1 訓練のねらい	71		

11	報告書の提出……………	147		
12	技術月刊誌等の送 付……………	153		
13	余暇の活用……………	155		
14	緊急事態の連絡……………	156		
15	国内積立金制度……………	158		
16	災害補償等に関する 制度……………	160		
VII	任期満了について……………	177		
1	帰国時の手続……………	179		
2	帰路変更……………	181		
3	日程の変更……………	184		
VIII	帰国後について……………	187		
1	帰国直後の手続……………	189		
2	国内復帰……………	190		
3	シニア制度……………	194		
4	専門家への道……………	208		
5	国連ボランティア……………	209		
6	OB会組織……………	210		
			IX	国別派遣実績につ いて……………
				221
			1	国別派遣のあゆみ……………
				223
			2	国別職種別派遣状況 (55年3月1日現在)……………
				225
			X	参考資料……………
				227
			1	国際協力事業団機 構図……………
				229
			2	海外事務所及び海 外駐在員リスト……………
				231
			3	在外公館リスト……………
				237
			4	都道府県における 協力隊事業の位置 づけ……………
				252
			5	協力隊を育てる会……………
				263
			6	協力隊関係広報資 料……………
				267

(注) この要覧の基礎資料一覧

隊員ハンドブック	(A)
事業概要	(B)
応募者の手引	(C)
職種分類表	(D)
一つの厳しい選択	(E)
有資格者制度	(F)
技術研修に対する方針について	(G)
現職参加の手引	(H)
カウンセラーの手引	(I)
訓練実施計画	(J)
海外手当に関する基準	(K)
派遣取極締結状況一覧表	(L)
募集要項	(M)
共済給付に関する基準	(N)
シニア隊員の派遣手当支給基準	(O)
OB会設立趣意書および規約	(P)
事業現況	(Q)
派遣専門家の手引	(R)
協力隊を育てる会趣意書	(S)
協力隊パネル・フィルムライブラリー	(T)

國家科學及技術委員會	
55.9.17	
中華民國五十五年九月十七日	研
研	研

は し が き

昭和55年3月

青年海外協力隊事務局長

黒河内 康

「青年海外協力隊要覧」をお届けするにあたり、ひとことごあいさつ申し上げます。

まず、応募相談をはじめ青年海外協力隊事業の仕事にたずさわっていただいたみなさまがたの、この事業に対する平素からの深いご理解、ご支援に対し、心から謝意を表します。

協力隊事業は、昭和40年発足いらい、今年で15年目を迎えておりますが、着実に発展の足どりをみせてきたと申せましょう。今日までの隊員派遣実績はアジア、アフリカ、中近東、中南米、南太平洋の26カ国、派遣隊員数はこの3月をもって3,000名の大台に達するに至りました。

これはひとえにみなさまがたはじめ多くのかたがたのご支援の賜物であると同時に、26の開発途上国に展開して、種々の障害を克服しつつ協力活動に青春を賭けた3,000名を超えるボランティアたちの地道な努力に負うものがあります。

青年海外協力隊の今後を展望いたしますと、隊員派遣国は今後ますます増え続け、同時に既派遣国・新派遣国からの隊員派遣要請も飛躍的に増加する趨勢にあります。現に、派遣取極締結国は今日までに29カ国にのぼっており、年間の隊員派遣要請数も800名になろうとしています。この事業における対応の仕方にも、新しい工夫と多角的参加が求められていることは疑い

ありません。

こうした認識に立って、青年海外協力隊事務局では、募集・選考・訓練から派遣中の支援・帰国後の指導に至るまで、支援体制の全般について検討、見直しをすすめております。幸いなことに、最近の傾向をみますと、応募者のレベルアップが事務局の諸施策の改善と相まって、選考試験合格率は過去に例をみないほど高まってまいりました。その陰にはみなさまがたによる適切な応募相談・指導があることは申すまでもありません。

さて、このようなときにあたり、多年みなさまがたからのご要望が強かった協力隊要覧を刊行できますことは、多少その時期が遅きに失した感はまめがれないにしても、私の大きな喜びとするところであります。

申すまでもなく、青年海外協力隊の応募相談は、参加を志向する青年にとって、一種の人生相談であります。本人にとっては生涯設計の重大な関頭であり、そのご家族にとっても大きな家庭問題であります。そこに、応募相談にあられるかたがたのご苦労が存するわけでありましょう。

この要覧は、協力隊事業運営の理念、事業全般の仕組みについて、できるだけ正確に情報を提供することを目的に編集・刊行いたしました。なお不十分な点があろうかと思いますが、みなさまがたの率直なご指摘をいただきながら、逐次改訂増補してまいる所存です。

ご活用のご切望する次第です。

I 青年海外協力隊について

目 次

1. 設立の経緯と現状	5 (B)
2. 事業の目的と意義	9 (A)
3. 協力隊事務局の機構	11 (B)
4. 隊員派遣の仕組み	13 (B)

1. 設立の経緯と現状

国際協力事業団は、昭和49年8月1日に、従来の海外技術協力事業団と海外移住事業団などを統合して、それらの業務を引き継ぐとともに、新たに開発途上国の社会開発ならびに農林・鉱工業の開発に協力する業務などを加えて、外務省所管の特殊法人として発足した。初代総裁には法眼晋作（元外務次官）が就任し、わが国の経済・技術協力を実施、推進する機関として、海外経済協力基金と並び立つ重要な機構となるにいたった。

以下にその背景と経緯を概説する。

(1) 設立の背景——国際社会の最大の課題「南北問題」

世界の人口は40億人というが、主として北半球に位置するわが国、欧米などの先進工業諸国の人口はその約20%にすぎず、大部分は南の開発途上の地域に住み、貧しさ、飢え、文盲に苦しんでいるのが現状である。一見最近資源問題が世界的に大きくクローズアップされているが、かけがえない地球上の資源を、どのようにして有効に利用し分け合って、人類全体の平和と繁栄をはかってゆくか、真剣に取り組まねばならない課題である。

ところが「南」の開発途上諸国と「北」の先進諸国との経済格差は、縮まるどころか、経済規模・基盤の違いや、北を2倍も上回る南の人口増加率のために、むしろ年々拡大する結果となっており、このような格差を是正し、地球全体の幸福を求めて、開発途上の国々への経済的、社会的発展に積極的に協力してゆくことが、わが国をはじめ先進諸国の責務になっている。この「南北問題」という今日の国際社会の最大の課題にとりくむた

め、国際連合は1970年代を「第2次国連開発の10年」とし、(1)経済協力の総額を、遅くとも75年までにGNP（国民総生産）の1%にするよう努力する、(2)70年代の半ばまでに政府開発援助がGNPの0.7%に達するよう努力する、(3)援助条件を緩和する、等の開発戦略を採択している。

わが国の経済協力は、総額では毎年増勢を続け、78年にはGNPの1%目標には達したが、まだ、相当部分を直接投資をはじめとする民間ベース協力に負っており、政府開発援助、すなわち政府が開発途上国の経済開発や福祉の増進のために、財政資金を使ってみずからの責任で供与する純然たる援助は1978年、経済協力全体の20.7兆（78年度GNPの0.23%）にすぎず、前記の国連の開発戦略目標に未だ及んでいない。政府開発援助の内容は、無償資金、技術協力、2国間政府貸付、国連機関への出資・拠出などであり、これらの拡大がわが国経済協力の大きな課題になっている。

（2）設立の経緯——国際協力政府機関の統合

わが国は、昭和29年にコロンボ計画（アジア地域の総合的な開発、援助計画）に加盟して以来、政府ベースによる専門家派遣、研修員受入れ等の諸事業が実施されてきたが、昭和37年に、アジアのみならず広く開発途上諸国に対する協力、援助を強化するため「海外技術協力事業団」が、法律による外務省所管の特殊法人として設立された。

また長い歴史をもつ海外移住が、戦後再開されたのは昭和27年であるが、いらい各府県を中心に行われてきた移住事業と、昭和30年に法律により設立された「日本海外移住振興株式会社」による事業資金貸付等の事業とを、海外移住審議会の答申に沿って一元化して、昭和38年に「海外移住事業団」が、外務省所管の特殊法人として設立された。

両事業団はそれぞれにわが国の、広く海外協力の政府機関として、事業

を拡充、発展させてきたが、昭和48年末、石油危機を契機として国際協力関係政府機関の統合、強化がとり上げられ、両事業団に開発途上諸国における産業開発の促進とこれら地域とわが国との貿易の振興を図るため昭和45年に設立された「財団法人海外貿易開発協会」をも加えて、国際協力事業団の発足をみるに至ったものである。

国際協力事業団法は、昭和49年5月31日法律第62号として公布され、前述の通り同年8月1日に発足した。事業団の業務内容は大別して次の5つの柱から成っている。

第1号業務——開発途上地域に対するいわゆる政府ベースの技術協力の業務を行うこと。

1-2 開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力の実施の促進に必要な業務を行う。

第2号業務——青年の海外協力活動を促進し助長するため、必要な業務を行うこと、すなわち青年海外協力隊の事業。

第3号業務——開発途上地域等の社会の開発ならびに農林業及び鉱工業の開発に付随して必要となる関連施設の整備に必要な資金、開発事業に先行して行う試験的の事業に必要な資金の供給及び技術の提供等の業務を行うこと。

第4号業務——中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行うこと。

第5号業務——技術協力のための人材の養成及び確保を行うこと。

事業団は、これらの相互に関連の深い業務を一体的に実施することにより、対外的にも国内的にも、政府の国際協力の総合的、効率的運営が一層推進されることが期待されている。

協力隊設立の事情と現状

昭和30年代に入って、前述したような技術協力拡充の動きと平行して、わが国における青年運動の中にも、国境を越えた人間交流を指向する動きが年々強まってきていた。このような推移を基盤にし、ニュー・フロンティアを掲げたアメリカの平和部隊の登場にも刺激されて、青年海外協力隊は誕生した。昭和40年4月、国際協力事業団の前身、海外技術協力事業団内に「日本青年海外協力隊事務局」が設置され、全国公募・選考・訓練を経て、初の協力隊員31名が同年12月から翌41年はじめにかけて、ラオス、カンボジア、マレーシア、フィリピンの4カ国に派遣された。

事業発足以来、隊員の協力活動に対する開発途上諸国側の評価は、技量水準と住民への溶けこみという点で特に高く、派遣対象国と協力分野は、着実に拡大しつつある。昭和55年3月現在の派遣実績は、26カ国で3110名に達している。

なお、昭和49年8月、国際協力事業団が発足するとともに、協力隊事業は、事業団法第21条（業務の範囲）の第2号業務として、引き続き青年海外協力隊事務局の所掌するところとなり、現在に至っている。

2. 協力隊事業の目的と意義

青年海外協力隊の活動は、アジア、アフリカ、中南米、南太平洋など、開発途上地域の国々で、その国の住民と一体となりながらその国づくりに協力する、青年の海外ボランティア活動であって、志望し参加する青年が主役で国はこれを促進し、助長するという支援者の立場に立つ。

今日の日本をアジア、アフリカなどの人々から見れば、1億総ブルジョアに見えるであろうし、1人当たりこれら地域住民の10倍も20倍もの資源を消費しているわれわれが資源資源と騒いでいるのも、かれらから見れば身勝手なこととして映ることであろう。人類の3分の2がそういう貧しい人で占められているというのが地球上の現実である。

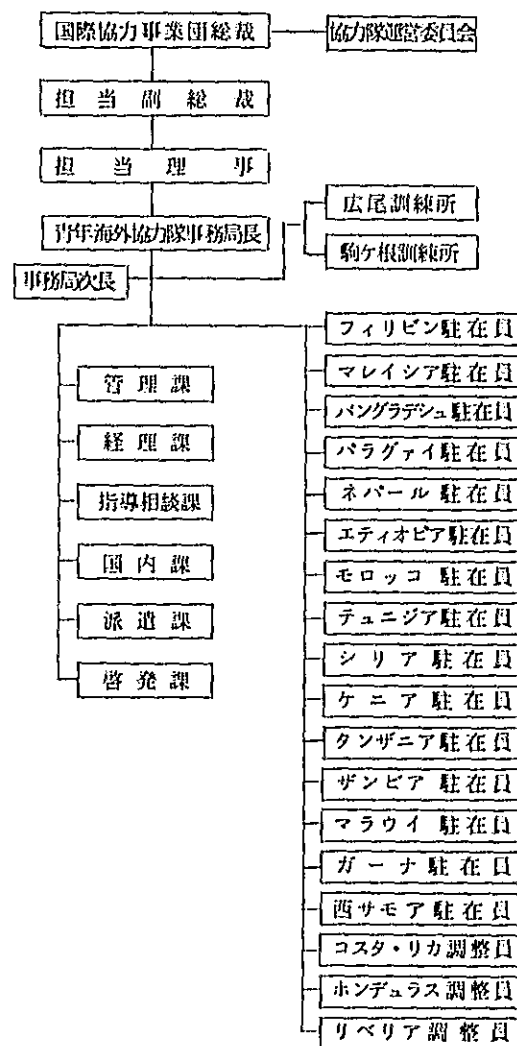
協力隊は、そういう人々の中に入って、かれらのことばで語り、かれらの心情を理解し、かれらの生活ルールとリズムを尊重しながら、かれらの自助努力の道に力を添えるものである。

協力隊員の活動は、わが国に対する開発途上国からの派遣要請に基づいて行われ、その募集、選考事務は、各都道府県の協力を得て、青年海外協力隊事務局（国際協力事業団）が所掌している。また派遣前訓練と任期2年間の支援、指導業務も、同事務局とその現地スタッフによって行われる。

協力隊員は、現地生活費その他の経費について国の支援を受けるが、報酬の性格を持つ対価は受けないことになっている。

なお、隊員の協力体験を国民（県民）に還元させることは協力隊事業発展のためのみならず、国際協力に対する国民の世論を高めるうえでも、きわめて重要なことであるので、帰国後もひきつづき隊員の人的成長を助け、地域社会におけるオピニオン・リーダーの機能を果たさせるための施策を行なっている。

3. 協力隊事務局の機構



管理課

協力隊業務の運営
事務局の業務の計画・調整
協力隊運営委員会
文書・電信取扱い・不動産・物品
の管理
施設の運用・営繕・庁舎管理
連絡事務所
その他他課に属しない事務

経理課

事務局の予算の計画・執行
金銭等の出納・管理・海外送金
物品・隊員機材の売買・貸借・輸
送等の契約

指導相談課

隊員の身分措置
災害補償・共済給付
帰国隊員の国内復帰・進路相談
隊員の身上に関する事

国内課

隊員の募集・選考・応募相談
地方公共団体・民間機関その他の
団体との連絡
派遣前技術補完研修
研修員の受入
帰国隊員の活動、OB会

啓発課

協力隊業務に係る知識の普及
各種啓発行事の実施
協力団体の活動助成
広報月刊誌クロスロード、JOCV
ニュース、The JOCV Quarterly
などの広報資料作成
取材協力、映画フィルムや写真の
活用、パネル作成等

派遣課

国別派遣計画の作成・調整
派遣取極の締結
隊員の派遣と一般的管理
隊員の諸手当・福利厚生
協力活動の指導・支援
国際機関との連絡
隊員の募集・選考・訓練に係る同
別事項

広尾訓練所

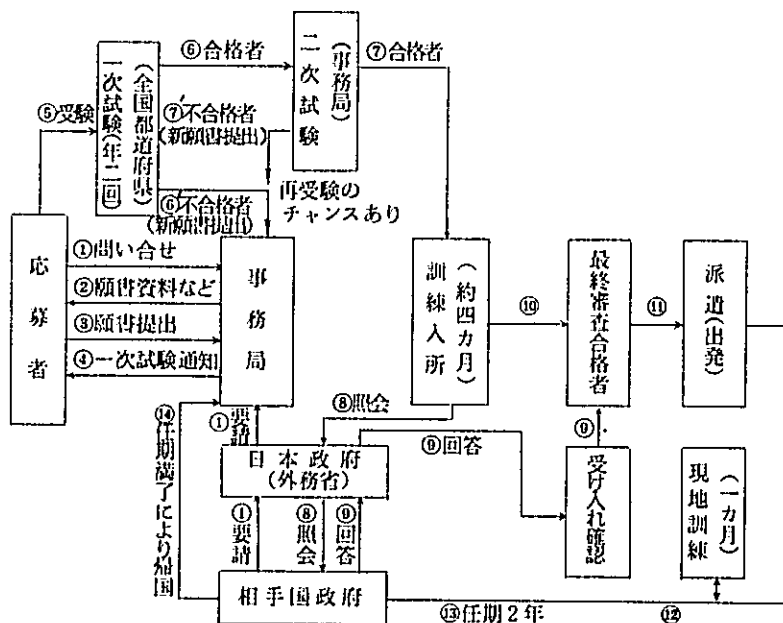
隊員の導入訓練の計画・実施
訓練関係資料の収集・分析
訓練中の生活指導・福利厚生
訓練・宿泊施設の運営・管理

駒ヶ根訓練所

隊員の語学集中訓練等の計画・実施
訓練中の生活指導・福利厚生
訓練・宿泊施設の運営・管理

4. 隊員派遣の仕組み

隊員の派遣は、日本政府と受け入れ国政府のあいだに結ばれる「協力隊員の派遣に関する取極」にもとづいて行なわれる。この取極締結国政府より日本政府に対し行なわれた隊員派遣要請を受けて、協力隊事務局が、各都道府県や関係機関の協力を得て、年2回（春・秋）隊員を公募する。



II 募集について

目 次

1. 募集の期間	17 (C)
2. 応募の手続	18 (C)
3. 資格及び条件	21 (C)
①年令・学歴	21 (C)
②適 性	21 (C)
③免 許	21 (C)
④職 種	22 (D)
⑤技術レベル	35 (C)
⑥単 身 赴 任	39 (A)
⑦希望国への派遣	40

1. 募集の期間

協力隊の募集は、毎年、春と秋の2回行なっています。募集期間、選考、訓練、派遣の日程は、つぎのとおりです。

	募集期間	1次試験 (筆記)	2次試験 (面接)	訓練	出発	
春の募集	4月15日～ 5月31日 (締切5月31日) 必着	7月上旬 の日曜日	8月上旬	3 次 隊	9月20日～12月下旬	1月下旬
				4 次 隊	12月1日～3月中旬	4月上旬
秋の募集	10月15日～ 11月30日 (締切11月30日) 必着	1月中旬 の日曜日	2月中旬 ～下旬	1 次 隊	4月1日～7月上旬	7月下旬
				2 次 隊	6月10日～9月中旬	10月上旬

2. 募集の手続

隊員の応募手続きは毎年2回、春と秋に行なわれる募集の期間内に、協力隊事務局所定の願書に必要なことがらを記入して青年海外協力隊事務局に提出（郵送でもけっこうです）すればよい。

願書の有効期間は一回かぎりです。

願書の用紙は、協力隊事務局あるいは各都道府県庁の協力隊関係部課や国際協力事業団の支部にあります。

青年海外協力隊事務局は.....

〒150 東京都渋谷区広尾4-2-24
電話：東京 (03) 400-7 2 6 1

都道府県庁では.....

県名	主 管 部 門 名	予 算	住 住	所	電 話
北海道	総務部青少年婦人事務局主任	060		札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111内2399
青 島	総務部文化課外務係	030		青森市区島1-1-1	0177-22-1111内2209
岩 手	企画課総務課青少年課	020		盛岡市丸10-1	0196-51-3111内3182
宮 城	総務部総務課外務係	980		仙台市青葉区3-8-1	0222-63-2111内335
山 形	農政課普及課青少年課	010		秋田市山王4-1-1	0188-60-1496
福 島	企画課総務課青少年課	990		福島市松原2-8-1	0245-21-1111内2178
茨 城	生活課総務課青少年課	960		福島市松原2-16	0245-21-1111内2178
栃 木	農政課普及課青少年課	310		水戸市三ツの丸1-5-38	0292-21-8111内438
群 馬	生活課総務課青少年課	320		宇都宮市城田1-1-20	0286-23-2386
茨 城	農政課普及課青少年課	371		前橋市大手町1-1-1	0272-23-1111内324
群 馬	生活課総務課青少年課	336		前橋市高砂3-15-1	0488-24-2111内2335
千 葉	社会課青少年課	290-91		千葉市中央区1-1	0472-23-2332
神 奈 川	海外課国際交流課	100		千代田区丸の内3-8-1	03-212-5111内24-353
新 潟	総務部市民課	231		新潟市中央区日本大通り1	045-201-1111内3261
富 山	総務部市民課	951		新潟市中央区日本大通り1	0252-23-5511内3032
石 川	総務部市民課	930		富山市新市区1-7	0764-31-4111内335
福 井	総務部市民課	920		金沢市西2-1-1	0762-61-1111内2221
山 梨	企画課総務課青少年課	910		松本市大宮3-17-1	0776-21-1111内282
長 野	企画課総務課青少年課	400		甲府市丸の内1-6-1	0552-37-1111内238
群 馬	社会課青少年課	380		比叡市大字南長野字下692-2	0262-32-0111内343
山 梨	社会課青少年課	500		岐阜市藤田1-1	0582-72-1111内2198
群 馬	社会課青少年課	420		静岡市清水町9-6	0542-21-2815
山 梨	社会課青少年課	460		名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111内2242
重 慶	企画課総務課青少年課	514		津市西町13	0592-24-2036
長 春	民生委員会事務局	520		大松町4-1-1	0775-24-1121内308
石 川	民生委員会事務局	602		京都市上京区下立売通新町西入ル	075-451-8111内2313
山 梨	民生委員会事務局	540		大塚市東区大手町之町2	06-941-0351内2374
山 梨	民生委員会事務局	650		神戸市生田区下山手通5-1	078-341-7711内2240
山 梨	民生委員会事務局	630		奈良市西大津町	0742-22-1101内212
山 梨	民生委員会事務局	640		和歌山県小松原通1-1	0734-32-4111内2056
山 梨	民生委員会事務局	680		鳥取市東町1-220	0857-26-7075
山 梨	民生委員会事務局	690		松江市東町1	0852-22-5108
山 梨	民生委員会事務局	700		四日市市山下2-4-6	0862-24-2111内2805
山 梨	民生委員会事務局	730		広島市東区10-52	0822-28-2111内2031
山 梨	民生委員会事務局	753		山口市通町1-1	08392-2-3111内297
山 梨	民生委員会事務局	770		徳島市方代町1-1	0886-21-2029
山 梨	民生委員会事務局	760		高松市東町4-1-10	0878-31-1111
山 梨	民生委員会事務局	790		松山市道後一丁目2番地	0899-41-2111内317
山 梨	民生委員会事務局	780		高知市丸の内1-2-20	0888-23-1111内310
山 梨	民生委員会事務局	810		福岡市中央区天神1-1-1	092-781-1111内660
山 梨	民生委員会事務局	840		佐賀市城内1-1-59	0952-26-8442
山 梨	民生委員会事務局	850		長崎市江戸町2-13	0958-24-1111内2114
山 梨	民生委員会事務局	862		熊本市水前寺6-18-1	0963-83-1111内2716
山 梨	民生委員会事務局	870		大分市大手町3-1-1	0975-34-9291
山 梨	民生委員会事務局	880		宮崎市通町2-10-1	0965-24-1111内2033
山 梨	民生委員会事務局	892		鹿児島市山下町14-50	0982-26-8111内2116
山 梨	民生委員会事務局	900		那覇市東町1-2-32	0988-66-2162

国際協力事業団の支部

県名	支 部	予 算	住 住	所	電 話
北海道	支 部	060		札幌市中央区北3条西5(北一本ビル内)	011-221-6661
青 島	支 部	980		仙台市本町3-4-10(昭水産会館内)	0222-63-0795
岩 手	支 部	160		新潟県本場町8-2(住友生命四ツ谷ビル内)	03-359-8281
宮 城	支 部	460		名古屋市中区丸の内2-4-7(昭産貿易西館内)	052-221-7103-6
山 形	支 部	530		大阪市北区津島町1-3-16	06-345-3621
福 島	支 部	730		広島市東区10-3(東日治会館内)	0822-27-1586
茨 城	支 部	760		高松市東町5-1-24(昭栄ビル内)	0878-33-0901
群 馬	支 部	812		福岡市博多駅前2-9-28(商工会議所ビル内)	092-411-1846
山 梨	支 部	860		熊本市区町1-4(熊本県済生会館内)	0963-22-1315
山 梨	支 部	900		那覇市西3-10-102	0988-66-0136

3. 資格及び条件

(1) 年令・学歴

年齢は満20歳以上、上限は原則として満35歳以下（春募集時はその年の5月31日現在、秋募集時はその年の11月30日現在）です。なお特殊な職種は年齢制限を越えても応募できる場合がありますので、事務局へお問い合わせ下さい。学歴は問いません。

(2) 適 性

協力隊では「人物」を重視しています。異文化を理解し、その障害をのりこえて活動し得る意志と思考力、開発途上国の国づくりに尽そうとする持続し得る情熱、そして、これらを支える厳しい生活にも耐え得る健康な身体が必要です。

(3) 免 許

職 種 名	免 許	職 種 名	免 許
医 師	医 師	臨床検査技師	臨床検査技師
歯 科 医 師	歯 科 医 師	自動車整備	2級整備士
看護婦	看護婦	電気工事	電気工事士
助産婦	助産婦	測 量	測量士補
栄養士	栄養士	建 築	建 築 士
作業療法士	作業療法士	土 木 施 工	土木施工管理者
理学療法士	理学療法士	柔 道	柔道4段相当

④ 職 種

部 門	ひんばんに要請がある 職種	毎回、要請がある とは限らない職種
農 林 水 産	稲 作, 園 芸 作 物 土 壌 肥 料, 農 業 土 木 農 業 機 械, 家 畜 飼 育 獣 医, 漁 具 漁 法	食用作物, 工芸作物, きのこと, 養蚕, 病虫害, 養鶏, 飼料作物, 初生ヒナ鑑 別, 農・漁民組織, 食品加工, 森林経 営, 製材, 養殖, 水産物加工, 農林水 産統計
加 工		陶磁器, 竹工芸, 木工, 仕上, 板金, 鋳造, 鍛造, 溶接, 塗装, 繊維製品, 印刷, 化学製品, 小型造船
保 守 操 作	工作機械, 電気工事 電気機器, 電子機器 建設機械, 船舶機関 自動車整備, 電話線路 無線通信機	鋳業, 冷凍機器, 精密機器, 自家 発電機, プラント機械, 鉄道車両, 電話交換機, 宅内電話工事, 搬送, テレックス, 送信機
土 木 建 築	土木設計, 土木施工 測 量, 建 築	都市計画, 造園, 配管
保 健 衛 生	看護婦, 助産婦	医師, 歯科医師, 保健婦, 臨床検 査技師, 診療放射線技師, 作業療 法士, 理学療法士, 薬剤師, 保母, 養護, 栄養士, 公衆衛生, 幼稚園 教諭
教 育 文 化	家 政, 婦人子供服 音 楽, 理数科教師	経済, 統計, 文化人類学, 人文地 理, 考古学, 司書, 秘書, プログ ラマー, 写真, 映画, 放送, 美術, 医学, 日本語
ス ポ ー ツ	体操競技, バレーボール 柔 道	体育, 体育医学, 陸上競技, 水泳, 卓球, 野球, バスケットボール, ソ フトボール, ボクシング, レスリン グ, 重量あげ, 空手, 合気道

職種分類表

この職種分類表は、協力隊事務局が、派遣相手国によって職種の呼称が異なる場合もあり、これによって生ずるさまざまな混乱を避けるために、作成したもので下記のようなメリットが考えられる。

1) 志願者の立場から

協力隊では公募制をとっているため、志願者が募集職種名を見て理解しやすいことが必要である。受入国からの要請をそのまま発表すると、たとえば、そ菜栽培、野菜栽培、園芸、作物栽培等混乱が生ずる。船外機、小型船舶エンジン、小型漁船メカニック、漁船エンジンなども同様で、分類表があり内容によってはっきりと統一された名称で呼べれば志願者の混乱も少なくて済む。

2) 駐在員・事務局の立場から

協力隊は稲作からスポーツまで百以上の職種を扱っている。受入国の現場で調査、折衝している駐在員・調整員をはじめ、事務局スタッフも全職種に精通しているわけではない。英語、仏語、西語等で要請される職種名を専門用語に照らして訳す作業は、周囲に専門家がない環境のもとでは、今日は医学、明日は農業といった具合で、適訳することは不可能といえる。そうした時対訳のある分類表があれば専門的に適訳することが容易となる。

3) 受入国の立場から

隊員を受入れる国からすると、どんな職種の隊員が受入が可能で、どんな職種の隊員は不可能なのか、分類表を見ることによって容易に理解される。

4) 統計上の扱いから

どの分野の隊員がどのように派遣されたかといった統計をとる上で名称がばらばらであると、統計処理が非常に困難となる。分類表にもとづけば統計ミ

スもなくなり、正確なデータ処理が可能となる。

今後の運用について

職種名は今後も追加されていくと思われる。単にあれもこれもというのではなく、協力隊の実績とともに増加していくことになろう。

在外駐在員、調整員にあっては、どうしても適当な職種名がない場合には勝手に職種名を作らずにそのまま通報することが望ましい。事務局で検討の結果妥当な職種名を分類表に追加する。

部 門 別 分 類 (Job Classification)

1. 農林水産部門 (Agriculture, Forestry and Fishery)
2. 加工部門 (Manufacturing)
3. 保守操作部門 (Maintenance and Operation)
4. 土木建築部門 (Civil Engineering and Architecture)
5. 保健衛生部門 (Health and Welfare)
6. 教育文化部門 (Education and Administration)
7. スポーツ部門 (Sports)

1. 農林水産部門 (Agriculture, Forestry and Fishery)

コード(Code)	職種名 (Job Classification)	参 考 (Field of Activities)
1 0 1	稲 作 (Rice Culture)	
1 0 2	食 用 作 物 (Food Crops)	雑 穀 (Grain Crops) 麦 類 (Wheat, Barley and Oats) キャッサバ (Cassava) ばれいしょ (Potatoes) とうもろこし (Maize)
1 0 3	園 芸 作 物 (Horticulture)	花 さ (Flower Growing) 野 菜 (Vegetable Growing) 果 樹 (Fruits Growing)
1 0 4	工 芸 作 物 (Industrial Crops)	茶 (Tea) 香辛料作物 (Spice Crops) 砂糖きび (Sugar Cane) 除虫菊 (Pyrethrum) タバコ (Tobacco)
1 0 5	きのこ (Mushroom Culture)	椎 茸 (Chinese Mushroom) マッシュルーム (French Mushroom)
1 1 0	養 蚕 (Sericulture)	桑 樹 培 植 (Mulberry Tree Growing) 育 蚕 (Silkworm Rearing) 製 糸 (Silk Reeling)
1 1 5	土 壌 肥 料 (Soil and Fertilizer)	
1 2 0	農 業 土 木 (Agricultural Engineering)	かんがい (Irrigation)
1 2 1	農 業 機 械 (Agricultural Machinery)	機 械 設 計 (Machine Designing) 機 械 整 備 (Machine Maintenance)
1 3 0	病 虫 害 (Diseases and Pests Control)	作 物 病 理 (Disease Control) 害 虫 (Pest Control) ねずみ防除 (Rat Control)
1 3 1	家 畜 飼 育 (Animal Husbandry)	牛 (Cattle Raising) 豚 (Pig Raising) 養 兔 (Rabbit Raising) 山 羊 (Goat Raising) 養 蜂 (Beekeeping)
1 3 2	養 鶏 (Poultry)	

コード(Code)	職種名 (Job Classification)	考 考 (Field of Activities)
133	飼 料 作 物 (Feed and Forage Crops)	牧草栽培 (Pasture Grass Growing) 飼料配合 (Feed Mixing)
134	初 生 ヒ ナ 鑑 別 (Chick Sexing)	
135	獣 医 (Veterinary)	家畜人工授精 (Artificial Insemination) 家畜衛生 (Animal Health Care)
140	農 漁 民 組 織 (Farmer's & Fishermen's Cooperative)	農業協同組合 (Farmer's Cooperative) 漁業協同組合 (Fishermen's Cooperative)
150	食 品 加 工 (Food Processing)	農産物加工 (Agricultural Products Processing) 果 汁 (Fruit Juice) 製 菓 (Confectionery) 製 パ ン (Bakery) 醸 造 (Brewing) 畜産物加工 (Livestock Products Processing) 乳製品加工 (Dairy Products Processing)
160	森 林 経 営 (Forestry)	森林保護 (Forest Conservation) 植生調査 (Vegetation Research) 生態調査 (Ecological Research) 植 林 (Afforestation) 木材伐採 (Timber Felling)
161	製 材 (Lumbering)	伐採機械 (Felling Machine) 製材場機械 (Sawmill Machine)
170	漁 具 漁 法 (Fishing Gear and Methods)	
171	養 殖 (Fish Culture)	鯉 (Carp) 鱒 (Trout) テラピア (Tilapia) ミルクフィッシュ (Milk Fish) エビ (Prawn)
180	水 産 物 加 工 (Marine Products Processing)	
190	農 林 水 産 統 計 (Agricultural and Fisheries Statistics)	農林統計 (Agricultural Statistics) 水産統計 (Fisheries Statistics)

2. 加工部門 (Manufacturing)

コード (Code)	職種名 (Job Classification)	参 考 (Field of Activities)
201	陶 磁 器 (China Ware)	
205	皮 革 製 造 (Leather Processing and Works)	
210	竹 工 芸 (Bamboo Crafts)	
211	木 工 (Carpentry)	家 具 (Furniture) 建 具 (Joinery) 木 型 (Wooden Pattern) 木 彫 (Wood Carving)
212	仕 上 (Finishing)	金 型 (Die) 機 械 組 立 (Machine Assembly) 治 工 具 (Jig)
220	板 金 (Sheet Metal Work)	自動車板金 (Automobile Body Work) 軽金属板金 (Light Alloy Metal Work) 家具板金 (Furniture Work)
221	鋳 造 (Casting)	鑄鉄鋳物 (Iron Casting) 鋳鋼鋳物 (Steel Casting) 真ちゅう鋳物 (Brass Casting) 軽合金鋳物 (Light Alloy Metal Casting)
222	鍛 造 (Forging)	
223	溶 接 (Welding)	ガス溶接 (Oxyacetylene Welding) 電気溶接 (Electric Welding) 特殊溶接 (Special Welding)
224	塗 装 (Painting and Coating)	
230	織 維 製 品 (Textiles)	織布製造 (Weaving) 染 色 (Dyeing)
240	印 刷 (Printing)	活 版 (Type Printing) オフセット (Offset Printing) 製 版 (Plate Making) 製 本 (Book Binding)
250	化 学 製 品 (Chemical Products)	プラスチック成形 (Plastic Molding)
260	小 型 造 船 (Small Boat Building)	輪 大 工 (Boat Carpentry)

3. 保守操作部門 (Maintenance and Operation)

コード(Code)	職種名 (Job Classification)	参 考 (Field of Activities)
3 0 1	鉱 業 (Mining)	
3 1 1	工 作 機 械 (Machine Tools)	旋 盤 (Lathe) フライス盤 (Milling Machine) ボ ー ル 盤 (Drilling Machine) セ ー パ (Shaper) 機 械 製 図 (Machine Drawing)
3 1 2	冷 凍 機 器 (Refrigerators)	
3 1 5	精 密 機 器 (Precision Instruments)	時 計 修 理 (Watch Repair) 視 聴 覚 機 器 (Audio-Visual Equipment) 計 測 機 器 (Precision Measuring Instrument)
3 1 6	自 家 発 電 機 (Generator)	
3 2 0	電 気 工 事 (Electric Works)	内 線 工 事 (Interior Electric Wiring) 外 線 工 事 (Exterior Electric Wiring)
3 2 1	電 気 機 器 <主として強電> (Electric Instruments) <High Current>	モ ー タ ー ・ ト ラ ン ス (Motor and Transformer) 電 気 製 図 (Electric Drawing) 自 動 制 御 (Automatic Control) 配 電 盤 組 立 (Distributor Panel Assembly) 開 閉 制 御 (Switch Control)
3 2 2	電 子 機 器 <主として弱電> (Electronic Instruments) <Low Current>	ラ ジ オ ・ テ レ ビ (Radio and Television Repair) 電 子 計 測 器 (Electronic Measuring Instrument) 電 子 計 算 機 (Computer)
3 3 0	建 設 機 械 (Construction Machinery)	
3 3 1	プ ラ ン ト 機 械 (Plant Machinery)	織 機 (Weaving Machine) 製 造 機 械 (Manufacturing Machine) 砕 石 機 械 (Stone Crusher) ミ ル ク プ ラ ン ト (Milk Plant)
3 4 0	船 舶 機 関 (Marine Engine)	船 外 機 (Outboard Engine) 漁 船 エ ン ジ ン (Fishing Boat Engine) フェ リ ー (Ferry Boat Engine)
3 4 1	航 海 術 (Navigation)	
3 5 0	自 動 車 整 備 (Automobile Maintenance)	大 型 車 (Large-Size Vehicle) 普 通 車 (Ordinary Passenger Car) 電 装 (Electric System)

コード (Code)	職種名 (Job Classification)	歩 考 (Field of Activities)
355	鉄 道 車 輛 (Powered Railway Vehicle)	整備<ディーゼル, 電気, 蒸気> (Maintenance) 電 装 (Electric System)
360	電 話 交 換 機 (Telephone Exchange Equipment)	ステップ・バイ・ステップ交換機 (Step-by-Step Exchange Equipment) クロスバー交換機 (Cross-Bar Exchange Equipment)
361	電 話 線 路 (Telephone Line Works)	架空ケーブル (Aerial Cable) 地下ケーブル (Underground Cable)
362	宅 内 電 話 工 事 (Interior Telephone Works)	
370	搬 送 (Carrier Transmission)	
380	テ レ ッ ク ス (Telex)	
381	無 線 通 信 機 (Radio Communication)	
382	送 信 機 (Transmission)	ラジオ送信機 (Radio Transmission) テレビ送信機 (Television Transmission)

4. 土木建築部門 (Civil Engineering and Architecture)

コード(Code)	職種名 (Job Classification)	参 考 (Field of Activities)
401	土 木 設 計 (Civil Engineering Design)	構造計算 (Structural Dynamics Calculation) 道路設計 (Road Designing) 橋梁設計 (Bridge Designing) 上下水道設計 (Water Supply and Sewerage Designing) 土木製図 (Civil Engineering Drawing) 土質検査 (Soil Testing)
402	土 木 施 工 (Civil Engineering Construction)	道 路 (Road Construction) 橋 梁 (Bridge Construction) 上下水道 (Water Supply and Sewerage Construction)
403	測 量 (Surveying)	
404	都 市 計 画 (Town Planning)	
410	建 築 (Architecture)	構造計算 (Structural Dynamics Calculation) 建築設計 (Architectural Designing) 建築製図 (Architectural Drawing) 建築見積 (Architectural Cost Estimation) 建築施工 (Building Construction) 建築大工 (Carpentry)
411	タ イ ル 施 工 (Tiling)	
420	造 園 (Landscape Architecture)	
430	配 管 (Piping)	衛生配管 (Sanitary Engineering)

5. 保健衛生部門 (Health and Welfare)

コード(Code)	職種名 (Job Classification)	参 考 (Field of Activities)
5 0 1	医 師 (Doctor)	内 科 医 (Physician) 外 科 医 (Surgeon) 小 児 科 医 (Pediatrician)
5 0 2	歯 科 医 師 (Dentist)	
5 1 0	介 護 婦 (Nurse)	看 護 婦 (Nurse) 外 来 看 護 (Out Patient Nurse) 病 棟 看 護 (内科, 小児科, 外科) (Ward Nurse) 手 術 室 (Operation Assistance Nurse) 救 急 看 護 (Intensive Care Unit Nurse)
5 1 1	助 産 婦 (Midwife)	
5 1 2	保 健 婦 (Public Health Nurse)	
5 2 1	臨 床 検 査 技 師 (Clinical Examination Technician)	
5 2 2	診 療 放 射 線 技 師 (X-Ray Technician)	
5 2 3	作 業 療 法 士 (Occupational Therapist)	
5 2 4	理 学 療 法 士 (Physical Therapist)	
5 2 5	薬 劑 師 (Pharmacist)	
5 3 0	保 母 (Nursery Care)	
5 3 1	養 護 (Nursing)	
5 4 0	栄 養 士 (Nutritionist)	
6 6 0	公 衆 衛 生 (Public Health)	食 肉 検 査 (Meat Inspection) 水 質 検 査 (Water Analysis) 天 然 痘 監 視 員 (Smallpox Surveillance)

6. 教育文化部門 (Education and Information Services)

コード (Code)	職種名 (Job Classification)	参 考 (Field of Activities)
601	経 済 (Economics)	会 計 (Accounting) 経 営 (Management)
602	統 計 (Statistics)	経 済 統 計 (Economic Statistics) 人 口 調 査 (Population Survey)
603	文 化 人 類 学 (Cultural Anthropology)	
604	人 文 地 理 (Human Geography)	
605	考 古 学 (Archeology)	
610	司 許 (Librarian)	
611	秘 許 (Secretary)	
620	プ ロ グ ラ マ ー (Computer Programmer)	
630	写 真 (Photography)	カメラ修理 (Camera Maintenance) 写 真 応 用 (Photographing) 写 真 技 術 (Photographic Arts)
631	映 画 (Cinema)	映 画 撮 影 (Cinematography) フ ィ ル ム 編 集 (Film Editing)
632	放 送 (Broadcasting)	番 組 製 作 (Programme Arrangement)
640	家 政 (Home Arts)	手 芸 (Handicrafts) 料 理 (Cooking) 生 花 (Flower Arrangement) 人 形 製 作 (Doll Making)
641	婦 人 子 供 服 (Dress Making)	
642	紳 士 服 (Tailoring)	
650	音 楽 (Music)	鍵 楽 器 (Key Board Instruments) 弦 楽 器 (String Instruments) 打 楽 器 (Percussion Instruments) 管 楽 器 (Wind Instruments)

コード (Code)	職種名 (Job Classification)	参 考 (Field of Activities)
660	美 術 (Fine Arts)	絵 画 (Painting) 版 画 (Print) 彫 刻 (Sculpture) デッサン (Drawing) デザイン (Design) グラフィックデザイン (Graphic Design)
670	図 学 (Drawing)	
680	日 本 語 (Japanese Language)	
681	理 数 科 教 師 (Science Education)	生 物 (Biology) 化 学 (Chemistry) 物 理 (Physics) 地 学 (Geology) 数 学 (Mathematics)
682	幼 稚 園 教 諭 (Kindergarten Teacher)	

7. スポーツ部門 (Sports)

コード(Code)	職種名 (Job Classification)	参 考 (Field of Activities)
7 0 1	体 育 教 育 (Physical Education Teaching)	
7 0 2	体 育 医 学 (Sports Medicine)	
7 1 0	陸 上 競 技 (Athletics)	
7 2 0	体 操 競 技 (Gymnastics)	
7 3 0	水 泳 (Swimming)	
7 4 0	卓 球 (Table-Tennis)	
7 5 1	バ レ ー ボ ー ル (Volleyball)	
7 5 2	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル (Basketball)	
7 5 3	ソ フ ト ボ ー ル (Softball)	
7 5 4	野 球 (Baseball)	
7 6 0	ボ ク シ ン グ (Boxing)	
7 6 1	レ ス リ ン グ (Wrestling)	
7 6 2	重 量 挙 げ (Weight Lifting)	
7 7 0	柔 道 (Judo)	
7 7 1	空 手 (Karate)	
7 7 2	合 気 道 (Aikido)	

⑤ 技術レベル

どの程度のレベルの技術や技能が必要かは、一口ではいえません。それは募集要項の「受入要請内容」にのっとって判断しなければなりません。受入要請内容は現地からの「派遣受入希望調査表」をとりまとめたものです。というも、どのような隊員がほしいかを定めるのは、隊員の派遣を要請してくる開発途上国の政府だからです。むろん、職種が異なれば必要とされる技術・技能のレベルも違ってきますが、同じ職種でも、国によって違います。

たとえば同じ稲作の関係でも、ある国では「大学卒で3年以上の実務経験が必要」といつてくるかと思えば、別の国からは「高校卒でよい」というように、国によって違いがあるわけです。また、同じ国からの、同じ職種の要請でも、「一人は農村で普及活動にあたる人」、もう一人は試験場で試験研究にあたる人」といったように、条件に違いがあることもあります。したがって、一概に「稲作では、こういう人」ということはできないのです。

このような違いがあることを前提としながらも、一般的な目安として、次のようなことがいえます。

(1) 大学卒なら実務経験が1～3年

(2) 高校卒なら実務経験が4～5年

協力隊では学歴は問いませんから、中学校や短期大学、あるいは各種学校卒の人の場合、この目安を参考にしてください。協力隊が実務経験を重視するのは、隊員の多くが、開発途上国で指導や普及などの仕事に従事することになるからです。実践的な技術・技能と、その応用能力は、隊員にとって必要不可欠だといえるのです。

もっとも、音楽、スポーツ、秘書、理数科教師などのように、大学あるいは専門学校を卒業したばかりの人でも比較的派遣されやすい職種もあります。一方、必ず、その技術・技能分野での資格や免許が必要とされるものに、

前記のような職種がありますので、受け入れ希望調査表を熟読の上指導にあたって下さい。

(例)

青年海外協力隊派遣受入希望調査表

記入昭和 52 年 1 月 10 日

受入希望国名	受入希望業種 (現地公用語)	受入希望人数 (男) 1 人 (女) 人 (どちらでも可) 人	派遣予定 年 年 年 月 月
ネパール	Cadastral Survey 測量(地籍市街地)		
(1) 配属先 Ministry of Landreform, H.N.G.			
4. 配属先名称 (現地公用語): Department of Survey			
(日本語): ネパール王国政府 土地改革省 測量局			
ロ. 隊員勤務先名称: No. 3 Survey Party 日本語名称 (地籍測量部 No.3 測量班) 所在地: Naksal, Kathmandu, Nepal 主要都市からの距離 (より キロ)			
ハ. 事業規模及び内容: 地籍測量部門には No.1~No.9 までの Survey Party があり、ネパール全土の地籍測量も行いながら地籍図を作成中。特に No.3 Survey Party は 1975 年より始めた市街地の地籍測量を行っているが、同以て図面を作成中である。			
ニ. 設備概要: 望遠鏡付リタド、平板他、いろいろ測量に図面作成には充分な設備を有している。			
(2) 隊員の業務内容:			
① 隊員の業務上の地位: 隊員の技術程度は、利用可能な測量員が一定 GARANTEED III CLASS OFFICER とある。			
② 技術の範囲: 平板測量を充分マスターし、図面作成及び図面チェック等出来る者は特に貴重。			
③ 業務形態: 市街地における地籍測量の現地並みは、図面チェックの指導及び監督。			
④ 対象者及びカテゴリー: パートの技術水準、若しくは年齢対象者は、SLC 取得後測量訓練所において 8 月間のアシスタント訓練を修了した者で、技術水準は低い者から、No.3 Survey Party 所属者、若しくは SLC を取得していない者(若しくは)者、特等のカテゴリーは現地で利用できる機械: 英国製望遠鏡付リタド、平板、標尺、ドット製グラフィックペン、及び、コンベーターシステム(面積測定用計算尺)、スチール、etc.			
⑤ 職場に於ける者: 個人及び日米専門家の配置状況: この地籍測量分野には過去 5 名(田村、宮崎、飯塚、鈴木、新庄)の隊員が派遣され、そのうち山岳地帯及び平野部の地籍測量に対する協力の活動を行ったが、今後より始まった市街地の測量部門には専門家が少く、アシスタントの配置は、現在測量訓練所には少く、教官の名及び、地形測量部門には大卒隊員が他に UNCP 専門家が、アシスタント(シニアクラス)数名が配置される。			
⑥ 使用の言語: ネパール語。但し、測量専門用語は英語に和訳をおこなうが、和訳は少ない。			
(3) 受入希望の背景と受入国の期待: 過去 6 年間で協力の隊員が、縮小された山岳地帯及び平野部の地籍測量指導を行ってきたが、問題点及び改善点の指摘も徐々に、この部門に所属する隊員派遣も不切ることになった。今後は市街地地籍測量(縮小)に精通しているネパール技術者が少ないことから、この部門に 2000 の技術指導監督の活動を通じて、向後、測量及び地籍測量に 2000 人以上、人権育成も含め、ネパール人として、派遣地国が作成出来るようになると期待している。			
(4) 隊員の資格・条件 (絶対条件について○印で囲むこと): 測量士又は測量士補の資格取得者で、地籍測量及び図面の作成とチェックの経験があること。			

⑥ 単身赴任

隊員の派遣は単身赴任の原則が貫かれています。妻帯者であっても家族は日本に残してゆくこととなります。これは協力隊の特色、性格から導き出された原則です。くだいていえば、

1) 協力隊は“奥地前進主義”を強調しています。自然条件、社会条件が日本と著しく異なる開発途上地域で、その地域の住民と一体となって、職域での活動を進めてゆくには、まず自分の健康を保持し、地域社会のルールとリズムをつかみ、協力の手法に知恵をめぐらすことが必要不可欠。到底家族の面倒をみる、家族の健康に気を配る、という余裕はないはずで

2) 現地生活費は「海外手当」について述べた通り、厳しい線を堅持しています。隊員ひとりが生活するには支障がなくても、家族の生活までみるゆとりはありません。

3) 現地の住居も単身赴任を前提として受入国側から提供を受け、あるいは下宿方式を奨励している国もあり、家族帯同という考慮はできません。

4) 隊員が現地語に慣れ現地に溶けこむ、ということさえ容易でないのに家族が現地の厳しい条件下で隊員の面倒や世話をせず生活営むことは不可能といえます。日本の婦女、年輩者はまだまだ海外で、しかも“奥地前進主義”をとる協力隊員の任地で、長期間の独自の生活ができるとはいえないのが現実です。

任期の2年を、精一ぱい活動すること、受入国の人になり切って生活すること、それには単身であるべきです。なお、シニア隊員に妻同伴を認めているのは、すでに隊員としての経験を通じて現地の自然条件、社会条件に精通しているからですが、その場合でも家族が現地社会に溶けこんで、いわば足手まといにならないような配慮を必要とします。

⑦ 希望国への派遣

原則として、第一志望国へ派遣する方針です。

ただし、適材適所の配慮から必ずしも希望通りにいかないことがあります。

例えば、

- (1) 1カ国に希望が集中している場合
- (2) 同一職種であっても、国によって業務内容が異なる場合
- (3) 経験年数、資格の有無が問われる場合

協力隊へ参加するには、開発途上国で自分の持てる技術・技能を生かして、開発に協力をする心掛けが必要です。したがって、派遣希望国は特に問わない人が多数を占めていますが、特に国を希望する者は上述のことを念頭においていただきたいものです。

III 選考について

目 次

1. 選考試験	43 (B, E)
2. 有資格者制度	50 (F)
3. 技術研修	52 (G)
4. 身分措置と所属先補てん制度	56 (H, I)

1. 選 考 試 験

協力隊の隊員の選考試験には、第1次試験（筆記）と、第2次試験（面接）があります。

第1次試験は、各都道府県で全国いっせいにこなわれ、作文と英語と技術のペーパーテストです。

第2次試験は、1次試験に合格した人について東京で実施され、人物と技術と簡単な英会話の面接試験です。

(1) 1次の筆記試験は、作文、英語、技術の3科目です。

作文は、受験者が協力隊員としてふさわしい、すぐれた人物であるかどうか、さらにまた、将来協力活動の体験を生かして、職場や地域でのオピニオン・リーダーたり得るかどうか、を見定めることが主眼です。作文だけで人物を評定することはもちろんできないが、昔から「文は人なり」という言葉があるように、文章は人物を見る上で非常に大切なものです。空理空論をもてあそぶタイプの人、その性格が文章にも表われます。しっかりした考えを持っている人は、少々表現力に弱いところがあっても、少くとも結論部分はしっかりしています。新聞や評論の受け売りのほか、自分なりによく煮つめた考えを持っているのかというようなことも、大体は文章によく表われるものです。投げやりな人かどうか、文章を見れば大体のところわかります。誤字、脱字、字の書き方などでも、その人の性格が判定できます。ろくに問題も読まないで、問いとはずいぶん違ったことを書くような人は一般に早とちりの人です。

出題は、けっして突飛なものではありません。現在の日本、人間の生き方とかについて、よく自分で考えている人には必ずまとまりのいい作文が

書けるはずで。逆に、そういうことがまともに書けない人は、自分の周辺のことを深く考えずに、浮わついた気持で毎日を送っていると見たてなくてはならないのであって、そういうタイプの人、異民族の中に飛び込んでも、立派な仕事はできないはずで。

英語も、人物試験の一環だと考えています。

高等学校時代までに習ったことをしっかり身につけておれば、必ず合格する程度のものでありそれを大幅に忘れてしまっているようでは、日本語の通じない社会に飛び込もうとする者の心構えとして、一つ大きな欠陥があると見なされても仕方ありません。

日本人の一般的傾向として、大学を受験するときに、外国語の読み書きの力が一番上がるときで、特別の人を除いて、それからは下がる一方です。大学時代にも下降し、社会に出るとさらに加速度的に下降線をたどるようです。

協力隊に参加しようとする人に求められるギリギリの線は、高校を卒業するまでに学んだことを、復習して維持することです。受験する前に高校時代の教科書を復習したり、辞書や参考書を開いて見直すなどの努力を惜しまないならば、英語の試験は越えにくい難関とはならないはずで。

一般に日本人は外国語に弱い、英語はニガ手だ、歯がたつまい、という逃げ腰で、勉強や復習を怠っている人は、2年の協力活動を、持続する情熱をもってやりとげる隊員としては、適性とはいえないのは当然です。訓練所に入ると、派遣される国によって、マレー語、ラオス語、ネパール語、ベンガル語、スワヒリ語などを勉強することになります。フランス語やスペイン語のこともあります。しかし、そういう場合でも、高校時代の英語力を維持するだけの努力を惜しむような人に、どうして新しいことばを4カ月でものにすることを期待できるでしょうか。

協力隊は、真心さえあれば心は通じるという、極端なかたちの精神至上

主義を排します。日本語の通じない世界，異民族社会にたった一人で飛び込もうとするとき，ことばは絶対に必要な武器です。その大切なものをおろそかにするようでは，真心なるものも，真の真心ではなく，一種のセンチメンタルな一人よがりだときめつけざるを得ません。一番大切なものが心であることに変わりはありませんが，心が本物であるならば，必ず必要な準備にも努力が払われるはずであり，協力隊員という実践者には，この厳しさが求められるのです。一度失敗したら，二度，二度失敗したら三度そういう気構えで挑みかかって欲しいものです。

最後は，技術の筆記試験です。これまでの試験結果からみると，実務経験のある人に比べ，学校卒業直後の人が比較的によい成績をとるという傾向があります。そこで，従来の出題方針を再検討して，協力活動を進めてゆくにあたって，応用能力がどう発揮されるか，実務経験の幅と深さはどうか，を知ること重点をおく問題も加えています。

しかし，依然として，受験者の多くが，ろくに準備もしないで試験に臨んだのではないかと思われるふしがあります。人物の立派な人が，英語で落ちるのも残念なことです，人物も英語もいい人が，技術で落ちることくらい残念なことはありません。技術は，英語と違って，各人の専門分野のことであり，得意とするところ，興味あることがらであるはずで，少しの心構えさえあれば，1，2カ月のうちに，昔習ったことを復習できるように思われます。その少しの努力ができないということは，あまりにも真剣味が不足しているということではないでしょうか。したがって，技術試験もまた間接的には本人の熱意を計るバロメーター，人物試験の一環だといえます。

1次（筆記）試験の要点を重ねて記しておきます。

- | | | | | |
|---|---|---|-------------|------------|
| ① | と | き | 7月上旬（春の募集組） | } のそれぞれ日曜日 |
| | | | 1月中旬（秋の募集組） | |

② ところ 47都道府県で行います（試験場、時間割はそのつど受験者に協力隊から文書で通知します）。

③ 試験科目 作文、英語、技術

(2) 2次の面接試験は、1次（筆記）試験をパスした方を対象に、東京に呼び出して実施しますが、筆記試験と同じく、人物を最重視しています。個人面接はいうまでもありませんが、技術面接等についても、はたして協力隊員として適格か、とくに派遣要請国が求める任務、要件に合致しているかを、面接を通じて見きわめることにしています。筆記試験同様に、受験前の準備などその心構えを、ぜひ実行するよう指導して下さい。なお、2次試験受験者に対して上京旅費（往復）及び日当、宿泊料が支給されます。

そうはいっても、人物考査についても、いわゆる受験準備は意味をなさないのでしょう。しかしながら、協力隊員には礼節が要求されているので、比較的短期間でも、それまで以上に自分自身でしつけ教育をしておくこと。礼節ということは別段堅苦しいことではなく、人に不快感を与えないように心がけること。世の中を気持ちのいい環境にしてゆくこと、たったそれだけのことです。そういう気持ちを3、4ヵ月持って生活しておくことは、別に合格、不合格というためではなく、すすめておきたいことです。しつけとは、いい習慣をつけるだけのことなのですから。

2次試験の科目の2番目は英会話です。今ではラジオやテレビでいろいろ講座が開かれており、昔に比べれば、会話上達の機会には恵まれているはずですが。しかしながら、会話というのは、やはり場を踏む機会が少ないとなかなか本物にはなりにくい。そういう点を考えて、英会話は比較的甘く採点しています。したがって受験者は、テレビの講座などでヒヤリングだけしっかり勉強しておけばよい。相手のいうことがわかるようになれば、会話は半分でき上がったようなものです。しゃべる練習のほうは訓練所でタప్పリできます。

第3番目は技術面接です。この場は実務経験の長い人が底力を出せる場ですが、それにしても、1次試験終了後専門書にひととおり目を通して、試験場でうろたえることのないよう準備しておくことが賢明でしょう。専門分野によっては実技試験をおこなうものもありますが、その場合は、2次試験の呼び出しの際、その旨あらかじめ通知します。

2次（面接）試験の要点を記します。

- ① と き 8月上旬（春の募集組） } のうちのそれぞれ1日
2月中～下旬（秋の募集組） }
- ② と ころ 東京で行ないます（試験場と日時等の詳細は受験者に協力隊から文書で通知します）。
- ③ 試験科目 人物試験＝個人面接
英会話＝（面接）
技術試験（面接、場合により実技試験を加えます）
ほかに派遣要請国別の担当職員による派遣課面接と健康診断があります。

- (3) 試験に不合格となった受験者の方には、合格発表（春募集は3月上旬、秋募集は8月下旬）から1カ月ほど遅れますが必ず不合格理由を明記して通知がゆきます。これは次回の受験に備えてもらうためです。また試験の問題（過去）閲覧希望者は事務局や、各都道府県窓口にて閲覧することができます。

青年海外協力隊隊員選考試験実施計画

1 目的

従来行ってきた書類選考を筆記試験に切換え、書類選考方式のもつ不可避な不確実性を是正し選考の合理化を図るとともに、筆記試験を全国各都道府県において実施し、協力隊事業を広範な国民的支援を背景に推進することを目的とする。

2 選考システム

(1) 第1次選考

第1次選考として下記の科目について筆記試験を行う。

- ① 専門技術
- ② 語学（英語）
- ③ 作文

合否決定については、派遣要請における必要条件（学歴、経歴、資格、免許、年齢）を含めた基準に基づいて行う。

(2) 第2次選考

第2次選考は、青年海外協力隊選考委員会が下記の面接試験の審査に当るほか、身体検査を行う。

- ①面接 {
 - イ 個人面接（積極性、堅実性、社会性の評定及び家庭状況、身分措置の確認）
 - ロ 派遣課面接（相手国の要請への適性を見る）
- ② 英会話（英語聴取力、会話力試験）
- ③ 技術面接（専門知識、実践的指導能力の評定）

第2次選考合格者は隊員候補生として訓練を受ける。

(3) 最終審査

隊員候補生は約4ヶ月間にわたる語学（現地語を中心とする）、派遣国事情、開発協力、異文化理解、技術研修、体育等の訓練を受け、訓練終了に際し、訓練結果を基礎とした審査を受ける。

3 第1次選考の実施方法及び試験管理員

第1次選考(筆記)は年2回、各都道府県単位に同一日、一斉に実施する。

(試験管理員)

第1次選考(筆記試験)を全国各都道府県で一斉に実施するに当たり、各都道府県単位の試験管理員制を設け、試験の管理運営を依頼する。

(1) 試験管理員の役割

- ① 試験場の選定及び設営
- ② 受験者に対する指示説明及び監視
- ③ 受験者の確認、誘導、答案の配布回収整理
- ④ 答案の事務局への送付

(2) 試験管理員の選出

試験管理員の人選については原則として都道府県協力隊主管部課との協議の上、決定する。

(経費)

第1次選考実施に伴なう経費は下記のとおりであるが、すべて協力隊事務局が負担する。

- ① 試験管理員謝金
- ② 試験会場借料

2. 有資格者制度

協力隊の「有資格者制度」は次のような制度です。

有 資 格 者 制 度

1. 目 的

- (1) 第2次試験の合否決定において、要請業種なくして試験を実施した場合の成績優秀な人物、および要請がある業種について、要請人数が充足されてもなおかつ成績優秀な人物がいる場合に、それらの人物を合格者として確保する。（副次的に要請開拓への道が開かれ、又派遣の可能性の予測が可能になる。）
- (2) 合格決定した後に、下記の理由により結果的に当該訓練に入所不可能な（あるいは入所させられない）者に対して、訓練入所時期を変更することにより、その人材を確保する。
 - a. 勤務先との関係（身分措置）
 - b. 本人あるいは家族の事情（不測の出来事）
 - c. 派遣国の状況変化

2. 定 義

第2次試験合格者に対して、一定期間中に同業種の要請があれば、あるいは前記1の(2)の問題が解決されれば直接訓練入所することができる制度をいう。

3. 規 則

- (1) 資格保有期間は1年とする。（翌年度同隊次の訓練まで有効）
- (2) 有資格者に関し、本人と事務局との間には身分上その他の拘束がない

ものとする。

- (3) 訓練に入所することができる旨の通知を受けた有資格者が正当な理由を明示することなく訓練入所を辞退した場合、回答しない場合及び訓練入所の意志を回答しながら無断で入所期日に入所しない場合は要すれば事情調査を経たのち有資格者の資格を失うとともに願書を取り消す。
- (4) 必要に応じ事務局の指示により訓練入所前に技術研修を行なう。
- (5) 事務局の指示により、訓練入所前に必ず健康診断を行ない、その結果、異常が認められた場合は有資格者の資格を失う。
- (6) 資格保有期間が切れた場合は自動的に一般の願書と同じ扱いにする。

3. 技 術 研 修

相手国の派遣要請に応える上で、技術上なんらかの補強、調整を必要すると認められた場合。また、派遣要請がありながら、これを充足出来ない職種の場合、希望者に一定の期間技術の研修を受けさせる目的で設けたものです。

なお、訓練に入る前の技術研修のほか、任期延長に伴う一時帰国時や帰国後シニア試験に合格して再び海外で活躍する際にも、それぞれに必要な場合、必要な課題について技術研修を実施することがあります。

技術研修実施方針

協力隊員選考試験の合格者等に対する技術研修については、従来行っていた技術研修の他に育成目的の技術研修も試験的に実施することとし、基本的方針の概要は以下のとおりとして実施することといたしたい。

1. 開発途上国の派遣要請の内容の高度化及び多様化の傾向に対処する国内施策の一環として隊員選考試験の合格者に対し必要な技術研修を行なう。
2. 技術研修の形態は次のとおりとする。
 - (1) 第二次試験の合格者及び再派遣される協力隊員（シニア隊員を含む）で、要請内容に対応するため技術調整を必要と認められる者に対して行なう3ヶ月以内の技術研修。
（以下「調整研修」という。）
 - (2) 第二次試験受験者の中で、選考実務の経験上適格者を確保することが困難であり、常時要請員数を充足できない職種分野の受験者であり且つ人物及び語学能力は合格水準に達しているが、技術面においても一定期間、技術補完目的で育成的施策として研修させることにより合格水準に達すると認められる者に対して行なう技術研修。

(以下「育成研修」という。)

3. 調整研修の内容及び研修対象者に対する処遇等は次のとおりとする。
 - (1) 研修の内容及び研修場所は、協力隊技術専門委員の助言に基づき協力隊事務局が決定する。また研修対象者に対しては書面にて、研修内容、研修場所、研修期間等所要事項を明確にして技術研修を指示し、必ず事前にその研修対象者から同意書の提出を求めるとともに事後研修終了報告書の提出を求めるものとする。

なお、調整研修は原則として派遣前訓練の開始前に実施し、終了させるものとする。
 - (2) 研修対象者は研修期間中、研修先の機関の長の必要な研修に関する指示に従うとともに協力隊事務局長の必要な、一般的指示に従って、誠実に研修目的を達成しなければならないものとする。
 - (3) 研修対象者が上記の指示に従がわない場合若しくは研修対象者の責に帰すべき事由により研修の当初の目的が達成できないと認められる場合には、協力隊事務局長は、その内容を審理し研修期間の途中で当該研修の取り止めをすることができるものとする。この場合には、その事由によっては第二試験合格者の地位を喪失させることもできるものとする。

なお、協力隊事務局長は研修期間中、必要に応じて研修対象者の研修先に当該研修対象者の研修状況を聴取することができるものとする。
 - (4) 研修対象者に対しては研修に関する経費（講師謝金、教材費その他直接経費の実費）を負担するとともに、研修期間中、原則として、月額75,500円（昭和54年度）の生活費を支給する。

ただし、研修方法等により研修経費負担額の内容の中に生活費要素が包含されている場合には、生活費月額はその実情を勘案して減額したところにより支給することができるものとする。
 - (5) 研修対象者の研修期間中の直接、研修上発生した研修対象者の責に帰

すものでない災害（所謂「業務上の災害」）については協力隊事務局が補償する。ただし、この場合において、研修先の責に帰すべき事由により発生した災害については、協力隊事務局はその補償に関して当該研修先と協議してその取扱いを別途定めることができるものとする。

(6) 研修対象者は青年海外協力隊団体定期保険（三井生命相互株式会社を契約会社とする。）に加入するものとし、本人の負担すべき掛金は支給する月額生活費から控除するものとする。

4. 育成研修の内容及び研修対象者に対する処遇等は次のとおりとする。

(1) 調整研修の場合の(1)から(3)の取扱いは原則として育成研修対象者に対しても同様に取扱うものとする。ただし、研修期間については3ヶ月以上1年以内とするが、概ね6ヶ月程度の期間を目途とする。

(2) 育成研修を終了した者、若しくは育成研修者のうち研修成績が優秀であると認められる者には、第一次選考試験を免除し、第二次試験を受験させることができるものとする。この場合後者については、合格後必要な場合には再び技術研修を継続させることができるものとする。この継続する研修に関しては、全面的に調整研修の取扱いを適用する。

(3) 育成研修対象者に対しては研修に関する経費（講師謝金、教材費その他直接経費の実費）を負担するとともに、研修期間中月額75,500円（昭和54年度）の生活費を支給する。ただし、研修方法等により研修経費負担額の内容の中に生活費要素が包含されている場合には生活費月額はその実情を勘案して減額したところにより支給することができるものとする。

(4) 調整研修の場合の(5)及び(6)の取扱いは育成研修対象者に対しても同様に取扱うものとする。

5. 技術研修に係る支出科目は

(国内事業費) (事業強化費) 技術協力要員育成費及び(派遣前訓練費)
技術補完研修手当とする。

4. 身分措置と所属先補てん制度

協力隊とはどういうものかをよく理解し、これに参加して悔いのない2年（訓練期間などを含めると約2年半）を送れるという自信のついた青年にとって、最後に横たわる障碍は親兄弟、友人、上司、同僚の反対であろうと思われれます。そして反対の理由としては、2年の海外生活そのものを危ぶむということもありますが、案外それよりも根強い反対理由は、家庭の事情と身分の問題であります。その中で家庭の事情については通常の場合は手の施しようがありませんが、身分措置については相談に応じ説明を行う余地があります。

応募相談者の種類を説明の便宜上分類すると国家公務員とその他の者ということになります。というのは国家公務員については、昭和45年法律第117号国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律によって、現在の職を失うことなく海外協力業務に携わる可能性が開けており、それが実現できるか否かは所属機関の人事権者の決定如何ということになっているからであります。

これに対して国家公務員以外の場合には、制度がそこまで整っておらず、所属先補てん制度までしかできていないのであります。この制度は協力隊については昭和48年度から始まったものでありまして、協力隊参加者の所属先が好意的配慮を加え、隊員を有給休職にしてくれれば、そのために所属先が支出する経費を国が補てんするという仕組みであります。補填額は、社会保険料などの雇用者負担分の全額と給与額の5割までですから、所属先から休職を命じその間本給の5割を支給するという辞令が出される場合は、支出額と同額の補てんが行われ、所属先にとっては2割休職にした場合、無給休職にした場合、と差引き差がなくなる訳であります。

しかしながら、5割休職の措置は実際上幾多の障害に直面しています。例えば、条例や会社の人事規則で休職の条件や休職中の給与について定めているのが通例ですが、その定め方如何ではどう拡張解釈をしても協力隊に参加する職員に5割休職の措置をとることができない場合が少なく、折角の所属先補てん制度が発動できなくなる訳であります。

主務官庁である外務省でも、この隘路の打開については検討をしておりますが、協力隊事務局としても1件々々の事例を取り上げながら、地方公共団体や財界の協力を懇請しつつ、個別案件の処理と長期的な基盤づくりに努力をしている訳であります。

参考までに有利な条例の1例を次に掲げておきます。

(資 料)

北海道職員等の分限に関する条例

(休職の事由)

第1条の2 職員が次の各号の1に該当する場合には、これを休職することができる。

1 略

2 開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施に関する業務を行なう公共的団体のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるものから派遣されて、これらの地域においてその職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合

3 略

このように、全体として現職のまま協力隊参加が可能になる社会的基盤の醸成を目指しつつも、協力隊に参加するためやむを得ず退職する隊員に対しては毎月7万4千500円(昭和54年度)毎年度改定予定の計算で国内積立金を積み立て、帰国時に復帰資金として交付しております。

所属先補てん制度

協力隊に参加する青年は、社会人であり、かつ実務経験者であることを建前としています。これらの条件に合致する青年は、ほとんどが勤務先をっており、隊員となるためには、その所属先との関係が極めて大きな問題となっています。

協力隊事務局では、これらの隊員の派遣期間中、所属先における身分の確保（有給休職措置）を図るとともに、隊員の職場離脱期間中、所属先に生じる損失を出来るだけ補てんするため、昭和48年度から人件費補てん制度を、また昭和50年度からは間接経費の補てん制度を設けています。

(1) 所属先に対する人件費の補てん制度

これは、勤務先が協力隊に参加する職員に対して有給休職措置をとった場合、直接人件費（基本給及び期末手当）については5割を上限として、間接人件費（社会保険料事業主負担分及び退職引当金）については一定の限度を設けてその全額を、隊員の所属先に補てんする制度で、詳しくは「青年海外協力隊隊員の所属先に対する補てんに関する基準」のとおりです。

この基準でいう基本給の2分の1を超えない額とは、本来支給すべき基本給（100分の100）を基本としたものであり、国の補てん額は、その2分の1が限度であるということです。

従って、所属先が有給休職期間中に当該参加者に対し支給する給与が、かりに100分の70であるならば、国の補てんは100分の50、所属先の負担は100分の20となり、また支給する給与が100分の50かまたはそれを超えない範囲であるならばその支給額の全額（期末手当分は100分の380が限度）を補てんできることとなります。

なおこの制度は、国家公務員を除く地方公務員、団体職員、民間会社職員等の所属先に対して適用されます。

(2) 所属先に対する間接経費の補てん制度

本制度は現職参加者が民間の会社・団体に所属している場合に限って適用されるもので、たとえその職員が休職中であっても、支出を余儀なくされる経費、すなわち間接経費（生産・販売に直結しない経費で主として一般管理費）を国が補てんするものです。

一般に民間企業で社員が一定期間、有給休職で離脱する場合の損失は、①人件費、②間接経費、③本人が職場にいたならば得ることができたであろう期待利益、の三つに分けることができます。

これらのうち、期待利益については、協力隊参加の場合、その社員の海外体験による収穫（語学力、現地民衆の心情理解力、人間としての成長など）が、会社の人的資産となり得るので、一種の研修と見たてることができること、また社員の協力隊参加を認めるという形で企業利益の社会還元を行うという見方もあり得ること等から、企業の損失と相殺できるものとして人件費に加えて間接経費を分担することで、国としてある程度妥当な配慮を行ったことになるという考え方に立ったものであります。

現職参加の現状

協力隊応募者のうち現職参加（現に勤めている者が、休職等により、所属先に身分を継続したまま協力隊に参加すること）を希望する青年は、年々増加しており、減速経済の下では、帰国後の再就職との関連からも、この傾向は今後とも続くものと予測されます。

反面、財政事情による公務員の定員削減、民間企業の事業縮小等は、協力隊への現職参加促進にとって、極めて不利な社会環境といえます。

このような客観情勢にも拘らず、現職参加に理解ある所属先が徐々に増えており、最近では、有職者の30名前後は退職することなく、協力隊に参加しています。

これを更に休職希望者についてみれば、例えば昭和52年度では、休職希望者の62%がその希望を達成しています。

しかしながらこれを個々に分析してみますと国家公務員、政府関係職員では、関係各位の努力により現職参加が比較的良好であり、地方公務員、民間会社職員については、まだまだ制度面、社会慣行面での障害が多く、協力隊参加を希望しながらも身分措置上の問題から応募を断念する者、せっかく合格しても止むを得ず参加を辞退する者が少なくありません。所属別にみた現職参加の実情は次のとおりです。(表1)

(1) 国家公務員

国家公務員については、昭和46年に派遣法が施行され、一般職の国家公務員は、この法律の適用で、従来「休職」又は「出張」となっていたものが「派遣職員」としての身分取扱いを受けることになりました。53年度2次隊までに、33名の協力隊員がこの該当者となっています。

なお、派遣法の適用期間は、派遣期間のみに限定されるため、訓練の4ヶ月間については、出張等の扱いとなっています。

(2) 地方公務員

地方公務員のうち、都道府県職員については休職措置を講ずるための分限条例がある26都道府県のうち、21都道県から休職参加者が出ています。該当条例のない21県についても、条例がないことのみを理由に現職参加が不可能というケースは減少しつつありますが困難である事にかわりはありません。既に8県から数十名が職専免等運用面の特例措置を受けて隊員となっています。

ただしこれらの措置はあくまで個別的に扱われているため、各県とも対象者が多くなれば特例扱いすることが難しくなると考えられます。このため、最近では県職員から身分措置対象者が出た場合、それを契機として条例改正を検討する動きがあります。

(表1) 協力隊隊員身分措置状況

派遣年次	休 職 者						退 職 者			有職者に対する休職者率					
	国家公務員		地方公務員		政府関係機関職員		民間職員		公務員	政府関係機関職員	民間職員	公務員	政府関係機関職員	民間職員	全 有職者
	有給	無給	有給	無給	有給	無給	有給	無給							
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
昭和40			2						9			18			6
41	1		6	4	1	1	3	9	1	1	53	44	83	7	20
42	1	4	8	1			4	21	2	2	65	38	33	6	17
43	1	1	9	4		1	2	13			63	46	100	5	19
44	1	17	4		1		5	19			62	54	100	7	26
45	5		1	4	6	1	8	18	2	2	94	36	78	18	18
46	3		9	7		1	10	18			71	51	100	12	25
47	5		7	4	12		1	23	7	2	111	70	86	18	30
48	5		14		10		19	13	13	1	77	59	91	20	35
49	5		16		15		18	6	6		74	78	100	20	40
50	4		12		14		32	1	8		72	68	100	31	44
51	3		9		11		35	1	8	1	78	60	91	30	40
52	5		16		14		30	2	16	2	121	57	88	21	33
53	4		6		14	1	23	2	6	1	134	65	93	15	27

山形県における分限条例の改定（昭和50年7月）、神奈川・広島両県での退職者の給与条例の改正などはその好例といえます。

次に市町村職員の場合、仙台、横浜、神戸市については条例に基づき退職措置がとられていますが、一般には市町村での条例改定は都道府県の実例からしても容易ではなく、個々の実例を積重ねていくとともに大都市での協力が不可決と考えられます。

前述の3市を除いて、退職等の措置については県の事例がある程度参考とされているのが実情です。

(3) 政府関係機関職員

政府関係機関の職員については、電々公社、国鉄、KDDなど現職参加についてある程度の合意ができている所からの参加がほとんどですが、合意のできていないところについては困難が予想されます。

これまで電々公社、国鉄、住宅公団等から133人が有給退職で隊員となっています。

(4) 民間会社職員

民間会社で長期間の有給退職措置を裏付ける規定が設けられているケースは極めて少ないのが実情です。

このため現実に有給退職となった隊員の多くは、運用面での特例扱いとなっています。

一般に会社が自社の社員を協力隊に参加させる場合に考えられる企業側のメリットとしては、①語学力の向上を含め国際的感覚を身につける。②地域住民と生活と労働を共にすることから、その地域のスペシャリストとなる。③プロジェクトの責任的立場に立つことが多く、交渉能力、連帯性・協調性を養う。④異文化の中でひとりで生活することにより適確な判断力を養成できる等があげられます。

参考資料

一 地方公共団体における休職条例（抜すい） 一

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和50年7月11日

山形県知事 板垣 清一郎

山形県条例第31号

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和40年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

任命権者は、職員が次の各号の一に該当する場合には、これを休職にすることができる。

- (1) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設においてその職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項について長期の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより、その職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

第2条第2項中「前項」を「前項各号の一」に改める。
(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限並びにその手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限並びにその手続及び効果に関する条例(昭和31年9月県条例第61号)の一部を次のように改正する。

(休職の事由)

第2条 県教育委員会は、学校職員が次の各号の一に該当する場合には、これを休職にすることができる。

- (1) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設においてその学校職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項について長期の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより、その学校職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

第6条第2項中「第2条」を「第2条及び法第28条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（抜すい）

5. 職員が国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）の規定に基づく国際協力事業団の要請により同法第21条第1項第2号に掲げる業務に従事するため、職員の休職に関する条例（昭和40年広島県条例第32号）第2条の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の50以内を支給することができる。

職員の休職期間中における給与の支給割合等に関する規則をここに公布する。

昭和53年4月1日

神奈川県人事委員会

委員長 永田 喜與志

神奈川県人事委員会規則第7号

職員の休職期間中における給与の支給割合等に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第20条第5項及び第22条第1項の規定に基づき、職員の休職の期間中における給与の支給割合等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給割合)

第2条 職員の給与に関する条例第20条第5項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 職員が外国政府等の機関の要請により、国際協力事業団を経由し、専門家として当該機関の業務に従事する場合 100分の100
- (2) 職員が外国政府等の機関の要請により、国際協力事業団を経由し、青年海外協力隊の隊員として当該機関の業務に従事する場合 100分の50

2. 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合で当該各号に定める割合によることができない特別の事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その支給割合を定めることができる。

企業では、これらのメリットを考慮に入れ職員研修の一環とみなして特例措置に踏み切っているケースが多いようです。以下は民間企業で実際に休職措置が取られた具体例です。

一 企業における休職措置事例 一

〔A自動車メーカー〕

有給休職措置を講ずるための人事規則があり、当初から国の海外協力事業に協力するとの意志表明があった。

現在までに3名の社員が有給休職で協力隊に参加している。対象者は休職期間中5割の給与が支給されている。なお休職期間中の定期昇給、給与改定は実施されないが、復職後の評価により給与調整がなされることになっている。

〔B冷凍空調器メーカー〕

人事規則上は有給休職措置がとれないが、①国の事業に協力する、②海外市場との関連で帰国後の活躍が期待できる、という見地から有給休職措置（5割支給）がなされた。休職期間中の定期昇給、給与改定についても在職時と同様の扱いとなっている。もし協力隊参加希望者が多くなれば人事規則を改定し、一定のルールに基づいて有給休職措置を取りたいとの見解がある。

〔C建設機械メーカー〕

会社に職員の海外研修制度があり、協力隊参加者についても、この制度に準じて有給休職扱いとなっている。このため待遇面で在勤職員との差別は全くない。

〔D建設会社〕

人事規則では該当する規定はないが、①社員教育の一環としての教育的見地、②子会社の海外事業部で国際感覚を身につけた人材が不足しており、復帰後海外事業部門での人材として期待できるなどの評価に基づき、特例として有給休職（5割支給）措置がなされた。

〔E航空会社〕

人事規則上は、直接該当するものがないため、「会社が特に認めた場合」の規定が適用され休職扱いとなった。

この場合は無給休職が通例であるが、①国の事業に協力する、②協力隊の補てん制度が整備されている、の2点を重視し、有給休職措置（10割支給）がとられた。

IV 訓練について

目 次

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 訓練のねらい | 71 (A. J) |
| 2. 訓練日程 | 79 (A. J) |

1. 訓練のねらい

訓練のねらい

協力隊といい、隊員といっても、現実に隊伍を組んで仕事をするではありません。具体的には隊員ひとりひとりが、現地社会に入って、そこを根城にして海外活動期間の2年間、仕事をし、生活をする、それが協力隊の現地活動・生活であるのですから、ひとりひとりが自分が住みつく現地社会への適応策を研究し、演習し、準備する、という訓練こそ必要となります。

隊員はそれぞれに受入国、業種、配属先、配属地が違うのですから、百人百様の“訓練計画”をつくるのが本筋だとはいっても、限られた期間に、限られた施設でという諸条件のもとで、限られたスタッフが訓練を担当するのですから、集団・合宿方式をとらざるを得ません。従って集団・合宿方式の中で、個別識別を最大可能にするよう、やがて隊員となる候補生自身が“自己練磨”“割り当てられた任務の遂行”に取り組んでゆくことが大切です。

派遣前訓練は、

- (1) 日本と異なる自然条件、生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
- (2) 異民族社会における人間の行動様式を観察し、理解し得る文化的素養
- (3) そのような人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性
- (4) 事実を説明し、自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
- (5) 協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱、という協力隊員の理想的適性を養うことを目標としています。

具体的には、①協力隊のあらまし、②開発講座、③文化講座、④任国における協力活動、⑤野外活動及び演習、⑥語学研修、をもって4カ月間の訓練を構成しています。

昭和 54 年度 青年海外協力隊訓練実施計画

I 協力隊訓練の基本方針

1. 派遣前訓練の主旨

青年海外協力隊事業は海外協力を志す技術・技能を有する青年のボランティア運動であり、国民的支援によって営まれる事業である。この支援を強化しつつ、よりよくその支援にこたえ、事業目的を達成するため発足時の理想とその後の歴史の教訓をもとに、次の諸点を主眼とする派遣前訓練を実施する。

- (1) 自主自律のボランティアとしての積極性
- (2) 節度ある生活を孤独と挫折をこえて貫く持続する情熱
- (3) 事実を説明し、自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
- (4) 異質社会の人々の思想と行動を理解し得る文化的素養と弾力的な適応力
- (5) 劣悪な生活条件下で健康を維持し得る肉体的抵抗力

隊員候補生が自発的にこの訓練に参加することは、受け入れ国の民衆の信頼と日本国民の支援を受けるための準備として必須の条件であり、これなしに海外派遣は不可能である。この意味で訓練は選考の一過程でもある。

従って、隊員候補生には、自らすすんで協力隊に参加した初心を忘れず先輩隊員につづいて新しい歴史の創造に参加し、集団生活を通じ、常に謙虚に学びつつ弾力的な適応力を養い、自己の可能性の限界に挑戦して、悔いなき日々を全うすることが求められる。

2. 派遣前訓練の基本的性格

- (1) 派遣前訓練は、その主旨に鑑み、その特性としてボランティア意識を

深めることをひとつのねらいとしており、知識や語学力を賦与する単なるオリエンテーション乃至研修というものではなく、隊員候補生が自己管理を手掛りとしつつ課業と共同生活の中で、多様な人格との出会いを通じて人間的成熟を目指す訓練という性格を有している。

従って人間的成熟が認められない場合には、一面では、派遣の延期乃至取り止めの余地を排除していないとともに、他面、訓練期間を通じて成長しつつある青年の有する潜在的可能性を自らが発掘し育てるよう指導することを内含している。このため訓練中、隊員候補生自身はもとより職員及び講師も、相互の信頼の上に全人格的な触れ合いの場をできるだけ多く持つことが肝要である。

- (2) 課業や共同生活での他者との触れ合いの面での自己管理と並んで大切なのは、個の確立の面での自己管理であり、その意味で異質性への適応や社会的規範の意識の涵養を助長することも重要である。また派遣前訓練は日本の社会性格において常識とされる言動のできる人物となるべく礼節や協調性の面において訓練生の自覚を促すとともに、相互に切磋琢磨する気風が醸成されるような弾力的運営をすることも必要である。

3. 訓練における指導の基本方針

(1) 自由闊達さの助長

活力ある隊員の育成を計るため、隊員候補生を監視や管理の対象として位置づけるのではなく、隊員候補生の自発性をその個性に最も結びつけ得るような指導を行うことが必要であり、職員と隊員候補生の間に信頼関係が維持されることが不可欠である。

(2) 自己の再発見

訓練カリキュラムや訓練生活に適合することも必要であるが、そのみに汲々としている限り隊員候補生は自己の潜在的特性に気付かず、また自発性を正しく把握せず、個の確立を見失い勝ちである。

この認識に立って自己を見つめる機会を与えることが必要であり、レポートの評価、個別及び集団でのカウンセリング、並びに自己を見つめる場としても有益な参禅等を通じての指導を行う。

(3) 主体性の確立

隊員候補生には、受講者の意識から脱却し、自ら学び自ら目標を設定し、その達成に努力する態度を身につけ、充実した現地協力活動を全うし得よう主体性の確立に配慮した指導を行う。

(4) 自律性の涵養

現地活動を進める上で、「内からの声」が大切であることから、訓練中のあらゆる側面で隊員候補生の自律性の涵養に力を注ぎつつ、ボランティアにふさわしい躰が身につくよう指導する。

II 訓練内容

派遣前訓練の基本方針に沿い、広尾訓練においては特に協力隊事業及び協力隊員の基本姿勢に関する認識並びに身心両面における適応力の効果を重視して、また駒ヶ根訓練はその延長線上にあつて、より実務的に適応力強化をはかるとともに、集中的な言語学習を行うほか、地域社会との交流をも重視して、以下の内容で訓練を実施する。

A 広尾訓練

広尾訓練は、次の項目に重点を置いて計画される。

1. 協力隊講座

ねらい：協力隊事業の目的、あゆみと現状についての理解及び隊員の任務遂行に必要な心構えの醸成。

- 内 容：1. 局長講話
2. 所長講話
3. 協力隊のあらまし

4. オリエンテーション

2. 開発講座

ねらい：開発途上国における経済的発展について学び、国際開発協力のあり方を学ぶ。

- 内 容：1. 南北問題（開発とは何か、望ましい開発）
2. 日本の海外協力
3. 協力隊の役割
4. 世界における開発協力の現状

3. 文化講座

ねらい：日本の文化を再認識し、異った文化についての理解を深める。

- 内 容：1. 日本人の国民性と文化的特質（含座禅）
2. 異文化に対する理解と適応

4. 任国講座

ねらい：任国の諸事情を研究し、具体的行動の指針を求める。

- 内 容：1. 任国事情説明
2. 国別研究活動
3. ケース・スタディ

5. 保健体育

ねらい：各自の健康状態の把握と体力の増進をはかる。

- 内 容：1. 基礎体力測定，各種体育，ロードワーク，野外訓練
2. 各種健康診断，予防接種，救急法
3. レクリエーション

B 騎ケ根訓練

騎ケ根訓練には次のような課業が計画される。

1. 適応力強化に関するもの……任国で遭遇するであろう協力活動上の諸問題に対し、正しく適応できる判断力と、日本とは社会的・文化的に異

なる環境に対する理解を深め適応力を養う。

区 分	内 容
(1) ケース・スタディ	(広尾訓練の継続)
(2) 協力手法研究	現地での多種・多様な協力活動に資するため業種別等によりその協力手法を研究する。(指導技法, レポート作成手法, 調査分析手法, 問題解決手法等)
(3) 個別グループ活動による任国事情研究	任国別または地域別に自主研究や演習を通じて現地活動の実例分析や, 各論的任国事情及び生活技法の研究等を行う。

2. 言語力強化に関するもの………受入希望国の要請内容に基づく現地語主義の方針で学習言語を定め, 現地業務遂行に必要なコミュニケーション能力を強化するため集中的且つ実用的言語学習を行う。

なお, 赴任後の現地訓練との関連にも配慮し, 概ね次のような目標を設ける。また, 隊員候補生の学習進度に応じたカリキュラムの多様性にも留意する。

- (1) 英語学習について
- (イ) 正しいヒアリング, 発音の習得
 - (ロ) 基本文型, 会話の習熟
 - (ハ) 業務上必要な読解力, 作文力の素養充実
 - (ニ) 技術用語の習得
- (2) その他の言語学習
- (イ) 基本音の読解と筆記の習得
 - (ロ) 基本文型の理解

(イ) 日常会話の習熟

(ニ) 現地小学校卒業程度の読解力，作文力の習得

3. 健康・体力の維持増進に関するもの………任地における協力活動に耐え得る健康の維持及び体力の増進をはかり，現地生活上必要な保健衛生に関する知識等を学習する。

区 分	内 容
(1) 一般体育・体力測定	(広尾訓練に同じ)
(2) 野外訓練	登山，オリエンテーリング，スケート等
(3) レクリエーション手法講座	
(4) 保健衛生講座	熱帯病，風土病の知識と予防，傷病発生とその対策，携行医療品の取り扱い，その他健康管理一般
(5) 交通安全講座	安全運転に関する知識及び車輛の保守管理技術

4. 地域社会との交流に関するもの………訓練施設をとりまく地域社会との交流・奉仕活動の実践を通して不馴れな社会（土地）への対応に関して予備的な体験をすることをねらいとし，原則として隊員候補生の自主的運営方式により活動を行う。

区 分	内 容
所外活動	隊員候補生各自またはグループ単位で企画する活動計画に基づいて，域内の各種公共施設や農家等での奉仕活動を行う。
交流会	座談会，懇談会，スポーツ大会等を通して域内の各種社会・教育・青年団体との交流を行う。
協力隊祭	派遣前訓練の括りとして訓練における諸活動の成果

を展示・発表すると同時に、語学大会をも併催する
目的で、一般公開制により各次訓練の終期に協力隊
祭を開催する。

なお、派遣前訓練に際しては、上記の課業の他、合宿制による総合訓練と
して、隊員候補生は、訓練日程に基づく期律ある訓練生活の遂行及び訓練諸
規則の遵守が義務づけられる。

2. 訓練日程(55年度1次隊)

広尾訓練所

日	集合	入所説明	入所説明	入所式	会食	身辺整理
4 火						
5 水	所長講話 オリエンテーション	オリエンテーション のあらまし	健康管理 ガイダンス ①ポリオ 改傷風			オリエンテーション
6 木			レントゲン(胸), 身体検査			
7 金	④ 候補生自己紹介	① 候補生自己紹介	② 候補生自己紹介			①文化講座 ②文化講座
8 土	8:00 避難訓練	局長講話	体力測定 映画			学習
9 日	(身 辺 整 理)					
10 月	オリエンテーション	③ 文化講座	診 療	① 狂犬病		協力隊講座(まとめ)
11 火		① 開発講座	① ケース・スタディー	① 犬種オリエンテーション		学 習
12 水	① 任 国 事 情	野 外 訓 練 (ソフトボール)	① 国別グループ活動(都立中央図書館-夕食含む)	② ケーススタディー		20:30 入 浴
13 木		② 開発講座	救 急 法			
14 金		② ケーススタディー	リクリエーション			
15 土	(身 辺 13:30 整 理)					
16 日	オリエンテーション	④ 開発講座	診 察	② 狂犬病		学 習
17 月	② 任 国 事 情	② 任 国 事 情	① 資 料 集 取			
18 火	③ 任 国 事 情	③ 任 国 事 情	協 力 手 法			② クラブ活動
19 水	④ 任 国 事 情	④ 任 国 事 情	③ ケース・スタディー			学 習
20 木	野 外 訓 練 (丹沢登山)					
21 金	(身 辺 13:30 整 理)					
22 土	オリエンテーション	④ 開発講座	診 察	祭		学 習
23 日		熱 帯 衛 生	⑤ 任国事情 ガイダンス	経 理 関 係 ガイダンス		学 習
24 月	体 育 (水泳)	① 国別研究発表会	② 資 料 集 取	② 国別研究発表会		学 習
25 火	④ 文化講座	④ 文化講座	所長講話 オリエンテーション	③ 国別研究発表会		③ クラブ活動
26 水	国別研究(個人レポート)	局長講話	体 育 (皇居二周)	移 動 準 備		広 尾 ナ イ ト
27 木			参 禪 訓 練 (出 発)			
28 金	参 禪 訓 練					
29 土	参 禪 訓 練					
30 日	参 禪 訓 練					
31 月	参 禪 訓 練					
1 火	参 禪 訓 練					
2 水	参 禪 訓 練					
3 木	参 禪 訓 練					
4 金	参 禪 訓 練					
5 土	参 禪 訓 練					
6 日	参 禪 訓 練					
7 月	参 禪 訓 練					
8 火	参 禪 訓 練					
9 水	参 禪 訓 練					
10 木	参 禪 訓 練					

駒ヶ根訓練所

月日曜 8:30		11:30 13:00		15:00		17:00 19:00		月日曜 8:30		11:00 13:00		15:00		17:00 19:00	
4/水	語学	到着	ホリエンテ-ション 身辺整理	所長講話① オリエンテーション	6/9月	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	学
5/1木	語学	語学	所外活動G	所長講話① オリエンテーション	10火	語学	語学	語学	語学	所長講話③ 協力隊祭G	語学	語学	語学	語学	
2金	語学	語学	語学	国別研究活動G	11水	語学	語学	語学	語学	体育④	語学	語学	語学	語学	
3土	語学	語学	所外活動①	体 クラブ活動	12木	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	
4㊦					13金	語学	語学	語学	語学	ケース・ステイ①	語学	語学	語学	語学	
5月	語学	語学	語学		14土	所外活動④									
6火	語学	語学	語学	タクオス ホリオ	15㊦										
7水	語学	語学	語学	国別研究活動 ケース・ステイ①	16月	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	学
8木	語学	語学	語学	語学	17火	語学	語学	語学	語学	コレラ①	語学	語学	語学	語学	
9金	語学	語学	語学	語学	18水	語学	語学	語学	語学	クラブ活動④	語学	語学	語学	語学	
10土			野外訓練①		19木										
11㊦					20金	語学研修旅行									
12月	語学	語学	語学	語学	21土										
13火	語学	語学	語学	健康調査	22㊦										
14水	語学	語学	語学	体育①	23月	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	学
15木	語学	語学	語学	語学	24火	語学	語学	語学	語学	コレラ②	語学	語学	語学	語学	
16金	語学	語学	語学	国別研究活動 ケース・ステイ②	25水	語学	語学	語学	語学	国別研究 活動⑤	語学	語学	語学	語学	
17土			所外活動②		26木	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	
18㊦					27金	語学	語学	語学	語学	体育⑤ 体力測定	語学	語学	語学	語学	
19月	語学	語学	語学	語学	28土	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	
21火	語学	語学	語学	クラブ活動②	30月	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	学
22木	語学	語学	語学	語学	7/1火	語学	語学	語学	語学	クラブ活動⑤	語学	語学	語学	語学	
23金	語学	語学	語学	交通安全④	2水	語学	語学	語学	語学	ケース・ステイ②	語学	語学	語学	語学	
24土	語学	語学	体育②	スポーツ大会	3木	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	語学	
25㊦					4金	語学	語学	語学	語学	協力隊祭 準備	語学	語学	語学	語学	
26月	語学	語学	語学	語学	5土	協力隊祭 協力隊祭整理									
27火	語学	語学	語学	所長講話② 語学研修 旅行G	6㊦	所長講話④ 語学まとめ		身辺整理		終了集会					
28水	語学	語学	語学	国別研究 活動③	7月	移動									
29木	語学	語学	語学	語学	8火										
30金	語学	語学	語学	体育③	9水										
31土			戸外活動③		10木	2次隊着									
6/1㊦						Gを含めて									
2月	語学	語学	語学	語学		語学	270 H	所外活動	27 H						
3火	語学	語学	語学	種痘		語学研修旅行	21 H	野外訓練	18 H						
4水	語学	語学	語学	国別研究 活動④		体育, 体力測定	17 H	国別研究活動	12 H						
5木	語学	語学	語学	語学		クラブ活動	11 H	保健衛生	10 H						
6金	語学	語学	語学	クラブ活動③		所長講話	8 H	交通安全	4 H						
7土	語学	語学	語学	野外訓練③		ケース・ステイ	4 H	協力隊祭	11 H						
8㊦			野外訓練②			ホリエンテーション	3 H	計	422 H						

V 派遣手続について

目 次

- | | |
|------------------------|--------|
| 1. 訓練終了から出発まで | 85 (A) |
| 2. 海外協力活動に関する合意書 | 88 (A) |
| 3. 海外手当等に関する基準 | 95 (K) |

1. 訓練終了から出発まで

訓練終了から出発までの期間は、2週間をメドとしています。出発の具体的日程は、赴任先の国によって適当な出発便が多い少ないという事情を勘案しつつ決定されていきます。従ってこの期間内に帰郷し、赴任のための用意、荷造り、挨拶をします。挨拶は個人的な知人友人のほか、各都道府県庁の協力隊窓口をも忘れずに必ず行くように。（「協力隊を育てる会」がある県はそれを加える。）そのためには事務局の各府県担当職員と連絡をとり、例えば県の担当課の都合を聞いてそれに合わせるとか、その府県出身の隊員と一緒に揃って訪れるようにすること。単に儀礼的な意味ではありません。県としても募集・選考の時から関心をもち注目しているはずですし、赴任中の隊員報告書も各出身県（留守宅住所のある県）の窓口へ送付されているので、県の担当者としても隊員の顔を思い出しつつ将来にわたって関わりをもつことになるはずですから。

それらをすませて、事務局には出発の2日前までに着き、アナカン（別送品）の発送はじめ派遣課の国担当と連絡をとりながら事務手続きを進めます。

例外的に訓練中の現地からの連絡や情報で特に技術研修の必要が生じた場合、この期間を利用して研修することがあります。自動車運転免許証の国際免許証の取得や転出届（次項で説明する）も行うこととなります。

なお派遣遅延あるいはそのおそれがある際は派遣課の国担当とよく連絡をとり合うこと。その意味でもこの期間の旅行、移動については国担当と連絡し居所を明らかにしておくこと。派遣遅延は受入国政府の社会的事情等により起り得ることで、遅延期間の処遇については実情に応じて事務局が責任をもって行います。

出発のための手続きは次ページに表示する通りです。ほとんどは訓練所、派遣課が隊員（あるいは隊員候補生）と連絡しながら、場合によっては代行していますが、受入国以外の国へのいわゆる“任国外旅行”や一時帰国（いずれも後述する）の際は、隊員が自分で手続きをする必要がありますので参考にする。特に注意してもらいたいこと、忘れやすいことを3つ挙げておきます。

1) 数次旅券の提出—過去に海外旅行の経験があり、旅券の発給を受け、特に数次旅券を保持している人は、派遣課の国担当に必ず提出するように。隊員の場合は公用旅券を携行していきませんが、数次旅券を返還しない場合、二重発給になるので、旅券を取扱っている外務省のコンピューターが作動しません。

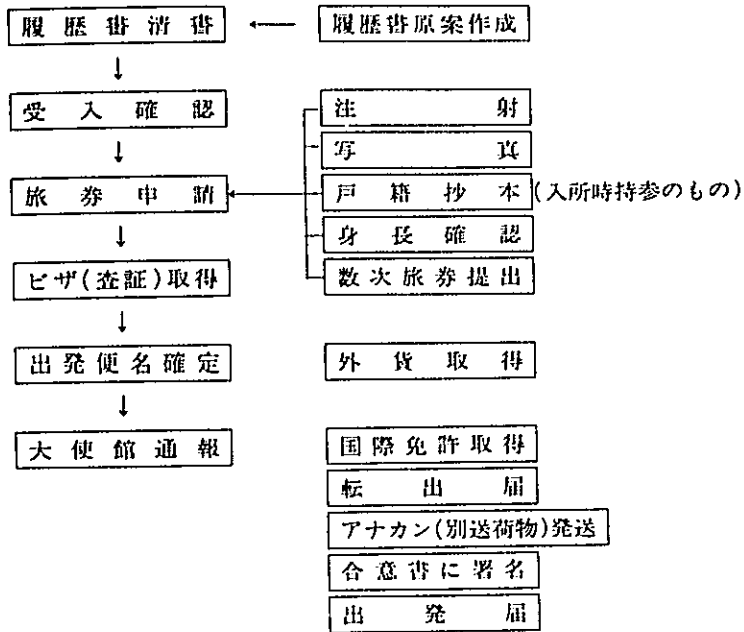
2) 国際免許取得—現在国内での自動車運転免許証を所持している人は、国際免許証を取得して携行していくことになります。この手続きは国内免許証記載の住所管轄の公安委員会で行います。その際国内免許証の期間更新が必要であれば同時に行います。

なお自転車には国際免許はありません。自転車（自動二輪）だけの免許保持者は、日本の免許証を持って行って、駐在員の指導に従って手続きの上、現地の免許証を入手できるようにするか、現地で免許を取り直すかすることになります。

3) 転出届—住民登録をしている市区町村で海外に2年間赴任する旨必ず届け出て下さい。届出をせず出発した場合、住民税納付の請求があったり、赴任中に抹消されてしまい帰国後改めて本籍から書類を取寄せて復活させなければならない等のことが生じます。

○事務局が取扱う案件

○隊員(隊員候補生)が行う事項



2. 海外協力活動に関する合意書

隊員の派遣に先立って、隊員ひとりひとりと国際協力事業団（具体的には協力隊事務局長）との間で、いわゆる「合意書」2通に署名押印して1通を隊員が持参、1通を事務局長（具体的には派遣課の各国担当）が保管しておくことになっています。

隊員と事務局との関係は、「合意書」という形式で文字化されたものよりも、はるかに濃く親密であるはずですし、また事実、協力隊の諸活動は、「合意書」に書いてあるから、するとかしないとかいう種のものでないことはいうまでもありませんが、隊員が受入国に着いてから2年間、こういう機関に配属となって、かくかくの業務を遂行するのだ、これに対して、事務局は、海外手当の送金や支授経費の活用、医療給付などを実行するのだ、という、建前と約束ごとを、念のために文書にしておく、という趣旨です。

従って、これは単なる形式だと言うのは誤りですし、またここに書かれているのはいわゆる建前で、本音は別だ、などと言うに至っては誤解も甚しく「合意書」の趣旨と内容は、正しく理解しておかなくてはなりません。

「合意書」のひとつひとつの事項について、項目ごとに解説していますし、また派遣前訓練が終るころに、事務局から趣旨、内容のくわしい説明がありますから、充分理解できるはずですが、ここでは項目分けの意味に関して簡潔に説明しておきます。

「前文」—まず協力隊事業の基本的な考え方を端的に述べ、隊員が海外協力活動の実行者であること、国は隊員の活動を支援する立場に立っていること、そして協力隊事務局は、その支援の仕事を具体的に実施する責任をもっている機関であること、を簡明に記述して、「合意書」の当事者である、甲

(具体的には事務局長)と乙(ひとりひとりの隊員)との関係を明らかにしています。

1. 甲の乙に対する業務 — すでに「3. 事務局の役割」で記した支援業務について要約しています。
 2. 乙の業務等 — 隊員は受入国政府機関の一員となるのであって、現地における業務の指示は、日本国政府や事務局長、駐在員からではなく、受入国の、具体的には配属機関の長が指示を出すのが本筋です。
 3. 乙の一般遵守事項 — 協力隊員として守るべき事柄を列記してあります。そのいずれも海外協力活動の実行者たる隊員であるからには至極当然の事柄です。(6)の業務遂行に当たっての、事務局長、または駐在員の「助言指導」は、前項の受入国側の「指示」と対比して、その立場と責任を明らかにしたものです。
 4. 甲の承認および指示 — ここに列記してある事項は、いずれも協力隊独自のルールであり、従って協力隊の責任者である事務局長がその権限に基づいて承認をしたり指示をすることになっています。隊員は、それぞれのルール(基準や規程)に沿って申請し承認を受ける必要があります。
 5. 協力活動の打ち切り — (1)は隊員が自分の事情で協力活動を断念せざるを得ない場合について、(2)はあれこれの事情があって、協力隊事務局長が、隊員に対して協力活動の打ち切りを命ずる場合、の二つに分けて記しています。
 6. 派遣についての事故 — 非常の事態がおきた場合の対応の仕方を述べており、協力隊は、隊員の安全のために、待機や帰国などの命令を発動できるようにしています。
- 「結び」 — 合意書の有効期限は、協力隊事務局長が認めた帰国日まで、と明記しています。

青年海外協力隊隊員の海外協力活動に関する合意書

青年海外協力隊事業の基本理念は、職場活動と日常生活をともにすることによって開発途上国一般民衆の心情を理解し、相互信頼のうえにたって、その国の国づくりに奉仕しようとする青年を、国が支援することにある。すなわち、青年海外協力隊隊員（以下「隊員」という。）は、この海外協力活動の現地での実行者であり、国はこのような隊員の活動を促進し、および助長するための業務を行うとともに国民各層の隊員に対する支援活動を促進するものである。国際協力事業団（以下「甲」という。）は、日本国政府と国（以下「受入国」という。）政府との間の条約その他の国際約束に基づき、上記の国の支援および国民の支援の促進を具体的に実施する責任をもつ機関である。

隊員である（以下「乙」という。）が受入国に派遣されるに当たり、甲の業務ならびに乙の業務活動期間、遵守事項等について、甲と乙は、つぎのとおり合意し、かつ相互に誠実に履行することを約束する。

1. 甲の乙に対する業務

- (1) 「青年海外協力隊隊員の海外手当等に関する基準」により、本邦と受入国との間の往復に要する旅費、海外手当および国内積立金を支給する。ただし、乙が所属先から休職の措置を受け本俸の全部または一部が支給されている場合には、国内積立金は支給せず、所属先に対して「青年海外協力隊隊員の所属先に対する人件費の補てんに関する基準」により所定の人件費の補てんをする。
- (2) 乙の活動に関し、具体的な助言指導を行うほか、乙の便宜にも留意して、原則として現地に駐在員（駐在員業務を代行する調整員を含む。以下同じ。）を派遣し、かつ、駐在員の管理する連絡事務所を設置する。

- (2) 活動期間終了後本邦への帰国に当たり、通常経路以外の帰路変更をする。
- (3) 機材購入等業務遂行のため甲が必要と認めた場合には、乙のための経費を支出する。
- (4) 業務上の災害に対して「青年海外協力隊隊員の災害補償に関する基準」により補償を行い、また業務外の災害に対して「青年海外協力隊隊員の共済給付に関する基準」により給付を行う。
- (5) 定期的に医薬品を給付し、かつ健康診断を実施する。

2. 乙の業務等

乙の受入国、配属機関、活動期間および業務内容は別紙のとおりとし、業務を遂行するに当たっては、別段の事情のない限り、乙は受入国政府の指示に従う。配属機関、活動期間または業務内容を変更する必要がある場合には、甲、乙および受入国政府三者の合意に基づいてこれを変更することができる。

3. 乙の一般遵守事項

- (1) 受入国および受入国民を侮蔑する言動をせず、また協力活動を進めるうえで知り得た受入国の機密事項を公表しない。
- (2) 受入国の法令を尊重し、政治的または宗教的活動を慎む。
- (3) 青年海外協力隊の信用を傷つけ、または隊員全体の不名誉となるような行為をしない。
- (4) 受入国の了解および駐在員の承認を得ないで受入国を離れない。
- (5) 甲の定めるところにより定期的に報告書を提出する。
- (6) その他乙は業務遂行に当たって甲または駐在員の助言指導に従う。

4. 甲の承認および指示

乙は、つぎのことについては、甲が定める基準により、かつ必要な場合受入国の了解を得て、甲に所定の申請をし、その承認および指示を受けるものとする。

- (1) 活動期間内に受入国以外の国に出張または旅行をすること。

- (2) 活動期間終了後本邦への帰国に当たり、通常経路以外の帰路変更をすること。
- (3) 活動期間が1年以上延長された場合に、本邦に一時帰国すること。
- (4) 親族の死亡または重態の場合に本邦に一時帰国すること。
- (5) 傷病または一身上やむを得ない事情が生じた場合に本邦に一時帰国すること。

5. 協力活動の打ち切り

- (1) 乙は、つぎの場合に甲に申請し甲および受入国政府の同意を得て、協力活動を打ち切ることができる。
 - ア. 前項(4)号または(5)号による一時帰国の結果、再び協力活動を遂行し得ない事情に至った場合
 - イ. 乙が現地活動中に、一身上やむを得ない事情が生じて、協力活動に従事し得なくなった場合
- (2) 甲は、乙がつぎの各号の一に該当した場合には、乙に対する上記1に掲げる業務を打ち切り、乙に帰国を命ずることができる。ただし、状況によっては、一時帰国を命じ、調査審理を経たのち上記業務の打ち切りを決定することを妨げない。
 - ア. 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、またはこれに堪え得ない場合
 - イ. この合意書により合意された事項に違反した場合
 - ウ. その他種々の事実または状況から判断して隊員として必要な適格性を欠くと認められた場合

6. 派遣についての事故

- (1) 甲は、受入国の政治的、社会的、経済的事情等の変動のため、乙の派遣が延期された場合には、乙に自宅待機を命ずる等の措置をとることができる。この場合には、甲が別に定めるところにより待機のための手当を支給する。

- (2) 甲は、乙の派遣中に前号の事態が発生し、乙の業務遂行が不可能となった場合またはそのおそれが生じた場合には、乙に受入国内の安全地域または第三国に避難を命じ、あるいは本邦に帰国を命ずる等必要な措置をとることができる。この場合、乙が帰国したときは、前号の待機のための手当を支給する。
- (3) 受入国に緊急事態が発生した場合には、乙は甲の指示に従わなければならない。
- (4) 甲は(1)号または(2)号により乙に自宅待機を命じた期間が180日を超えてもなお派遣または再派遣の見込みがない場合には、1カ月の予告期間において、乙に対する上記1の業務を打切ることができる。ただし、乙の活動期間が過ぎてもなお再派遣の見込みがない場合には、活動期間が終了した日をもって上記1の業務を打切ることができる。

この合意書の有効期間は、記名押印の日から海外活動期間が終了して、乙が本邦に帰国する日までとする。ただし、活動期間終了に当たって甲が承認して決定された帰国の日までに乙が本邦に帰国しない場合は、当該帰国の日をもって合意書は効力を失う。本合意を証するため、本件2通を作成し、甲乙各々その1通を所持するものとする。

昭和 年 月 日

甲	所在地	東京都渋谷区広尾4-2-24
	職氏名	国際協力事業団 青年海外協力隊事務局 事務局長 黒河内 康
乙	住所	
	氏名	

別 紙

1. 受 入 国

2. 配 属 機 関

3. 活 動 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

4. 業 務 内 容

3. 青年海外協力隊隊員の海外手当等に関する基準

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が、条約その他の国際約束に基づき、海外協力活動のために開発途上の地域に派遣する青年海外協力隊隊員（以下「隊員」という。）の海外手当、待機手当及び国内積立金（以下「手当等」という。）並びに旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(手当等の支給)

第2条 事業団は、隊員に対し、手当等及び旅費を支給する。

(手当等及び旅費の種類)

第3条 手当等の種類は、海外手当（現地生活費、住居費及び福利費をいう。以下同じ。）、待機手当及び国内積立金とする。

2. 旅費の種類は、日当、宿泊費、食卓料、航空賃、船賃、鉄道賃、車賃、移転料、着後手当、支度料、旅行雑費並びに上京及び帰郷に要する旅費（以下「国内旅費」という。）とする。

(受入国政府等からの便宜供与)

第4条 隊員が、受入国政府等から、この基準に定める手当等に相当する現金の提供若しくは住居の提供を受けた場合には、これを手当等の一部とみなし、当該隊員に対して、この基準により支給することとなる手当等から提供を受けた現金若しくは便宜供与の程度に相当する額を控除して支給することができるものとする。

第2章 手当等の支給

(海外手当)

- 第5条 海外手当のうち現地生活費は、派遣計画に基づき隊員が受入国に到着した日の翌日から、海外協力活動を終えて受入国を出発する日の前日までの期間（自己都合による滞在期間を除く。以下「現地生活費の支給期間」という。）中、受入国若しくは地域別区分に応じ、別表第1の定額により支給する。ただし、隊員が別に定めるところにより一時帰国した場合には、この限りでない。
2. 海外手当のうち住居費は、現地生活費の支給期間中、受入国政府等から住居の提供を得られない場合に、当該隊員に対して、その提供を得られない期間について、受入国に応じ、別表第2に定める限度額の範囲内で、別に定める額を支給する。
 3. 海外手当のうち福利費は、隊員の共済給付制度及び別に定める隊員の団体生命保険の契約に基づく隊員の掛金相当額とする。
 4. 福利費の支給期間は、派遣計画に基づき隊員が本邦を出発する日から、海外協力活動を終えて帰国した日（通常の経路方法により順路直行した場合の本邦到着日をいう。）から起算して1ヶ月を経過することとなる日までの期間とする。

(待機手当)

- 第6条 待機手当は、次の各号に定める事由により青年海外協力隊事務局長（以下「事務局長」という。）が、本邦における隊員の自宅にて待機することを命じた場合に、当該隊員に対し、その待機することとなった日数に応じて、別に定めるところにより日額により支給する。
- (1) 受入国の政治的、社会的、経済的事情等の変動により、隊員の派遣を延期せざるを得なくなった場合
 - (2) 隊員の海外協力活動期間中に、前号の事態が発生し、隊員の協

力活動が不可能となった場合、若しくは、そのおそれが生じた場合に、一時帰国して待機するとき。

(国内積立金)

第 7 条 国内積立金は、第 5 条第 4 項に規定する福利費の支給期間中、毎月別表第 3 の金額を積立て、隊員が帰国した際に一括交付する。ただし、事務局長が特別の事情があると認めた場合には、別の支払方法によることができるものとする。

2. 隊員が従前の所属先に在籍し、かつ当該所属先から給与が支給される場合には、前項の国内積立金は支給しない。

(海外手当の調整及び支払)

第 8 条 現地生活費は、受入国の物価事情の変動により随時調整を加えることができるものとする。

2. 現地生活費及び住居費は、原則として 3 ヶ月分を一括して、当該 3 ヶ月の初日が属する月の前月の中旬までに送金する。ただし、隊員が本邦を出発する際及び特別の事由がある場合には、別の取扱いによることができるものとする。

(手当等の計算)

第 9 条 海外手当及び国内積立金の計算期間は、月の初日から末日までとする。ただし、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は当額計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

第 3 章 旅費の支給

(旅費の計算)

第 10 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難

い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2. 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

(日 当)

第 11 条 日当は、旅行先及び旅行中の日数に応じ、別表第 4 の外国旅行の定額により支給する。

(宿 泊 料)

第 12 条 宿泊料は、旅行先及び旅行中の夜数に応じ、別表第 4 の外国旅行の定額により支給する。

2. 宿泊料は、航空旅行及び水路旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食 卓 料)

第 13 条 食卓料は、航空旅行及び水路旅行の夜数に応じ、別表第 4 の外国旅行の定額により支給する。

2. 食卓料は、航空賃若しくは船賃の他に別に食費を要する場合又は航空賃若しくは船賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(航 空 賃)

第 14 条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）により支給する。

2. 航空賃の額は、次に掲げる運賃による。

(1) 運賃の等級を 2 以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(船 賃)

第 15 条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃（以下この条

において「運賃」という。)及び必要な料金により支給する。

2. 船賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び必要な料金による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位級の運賃及び必要な料金

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃及び必要な料金

(鉄 道 賃)

第 16 条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び必要な料金により支給する。

2. 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び必要な料金による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位級の運賃及び必要な料金

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃及び必要な料金

(車 賃)

第 17 条 車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、路程に応じて、実費額により支給する。

(移 転 料)

第 18 条 移転料は、派遣に伴う住所又は居所の移転について旧居住地(隊員が派遣前訓練に参加する際に居住していた地をいう。以下同じ。)から在勤地まで、若しくは在勤地から旧居住地までの路程等の区分に応じ、別表第5の定額により支給する。

(着 後 手 当)

第 19 条 着後手当は、派遣に伴う住所又は居所の移転について、地域区分に応じ、別表第4の外国旅行の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分を支給する。

(支度料)

第 20 条 支度料は、派遣について、別表第 6 の定額を支給する。

(旅行雑費)

第 21 条 旅行雑費は、派遣に伴う旅行の雑費について、隊員の予防注射料、健康証明料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、出入国手数料並びに空港利用税の実費額により支給する。

(内国旅費)

第 22 条 内国旅費は、派遣に伴う上京又は帰郷のための旅行について支給する。

2. 前項の内国旅費の種類は、内国鉄道賃、内国船賃、内国航空賃、内国車賃、内国日当及び内国宿泊料とする。

3. 内国日当及び内国宿泊料は、旅行先及び旅行中の日数及び夜数に応じ、別表第 4 の(1)の定額により支給する。

第 4 章 雑 則

(休 暇)

第 23 条 隊員が受入国の承認を得た休暇は、有給休暇とする。ただし、有給休暇の日数は、派遣取極に特別の定めのある場合の他、原則として隊員が配属される機関の受入国の職員に与えられている休暇の日数を限度とする。

(旅費の調整)

第 24 条 隊員が、当該派遣における特別の事情により、この基準により旅費を支給した場合には不当に実費を超えた旅費を受けることとなる場合においては、その実費を超えるところとなる旅費又はその必要としない旅費を支給しないことができる。

(端数計算)

第 25 条 海外手当を支給する場合において、その支給額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2. 手当等及び旅費を外国通貨で送金するために外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最少単位に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特 則)

第 26 条 第 5 条第 3 項に定める福利費及び第 7 条に定める国内積立金は、隊員が派遣前訓練に参加した日から赴任のため本邦を出発する日の前日までの期間にも支給する。

2. 前項の支給期間は、隊員が青年海外協力隊訓練所を退所した場合又は隊員が派遣されないこととなった場合には、前項の規定にかかわらず、当該退所の日又は派遣されないことが確定した日をもって終了するものとする。

(準 用)

第 27 条 この基準に定めるもののほか、旅費の支給については、外務公務員に適用される法令の例によるものとする。

(細 則)

第 28 条 この基準を実施するために必要な細則は、別に定める。

附 則

1. この基準は昭和54年7月1日から施行する。
2. 第 3 章の旅費の支給に関する規定は、この基準の施行日以降に行われる旅行から適用し、施行日以前の旅行については、なお従前の例による。
3. 昭和44年達16号「日本青年海外協力隊隊員の海外手当等に関する基準」は廃止する。

別表第1. 海外手当月額一覧表（昭和54年）

（単位：米ドル）

受 入 国	現 地 生 活 費
フ ィ リ ビ ン	210
マ レ ー シ ア	
本土及びサラワク地域	250
（サバ）地 域	285
バ ン グ ラ デ シ ュ	200
ネ バ ー ル	200
シ リ ア	250
チ ュ ニ ジ ア	260
エ チ オ ピ ア	245
モ ロ ッ コ	265
ガ ー ナ	280
リ ベ リ ア	275
ケ ニ ア	245
タ ン ザ ニ ア	270
マ ラ ウ イ	235
ザ ン ビ ア	290
コ ス タ リ カ	230
ホ ン ジ ュ ラ ス	230
ボ リ ビ ア	250
バ ラ グ ア イ	240
西 サ モ ア	230
ト ン ガ	230
ソ ロ モ ン	225
ベ ル ー	225

別表第2. 住 居 費

(単位：米ドル)

受 入 国	住 居 費 限 度 額
フ イ リ ビ ン	
(マ ニ ラ 地 域	40
そ の 他 地 域	30
西 サ モ ア	50
テ ュ ニ ジ ア	100
モ ロ ッ コ	70
ケ ニ ア	70
エ テ イ オ ビ ア	85
ボ リ ヴ ィ ア	128
パ ラ グ ァ イ	100

別表第3. 国内積立金

国内積立金	月額	74,500円(昭和54年度分)
-------	----	------------------

別表第4.

(1) 内国旅行の場合

日 当	宿 泊 料	
	甲 地 方	乙 地 方
1,400円	6,600円	5,900円

※備考：宿泊料の項中、甲地方とは、東京都、神奈川県、名古屋市、京都市、大阪府、兵庫県、下関市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

(2) 外国旅行の場合

日 当	宿 泊 料			食 卓 料 (1夜につき)		
	指定都市	甲 地 方	乙 地 方			
3,400円	3,000円	2,700円	10,400円	9,100円	8,200円	4,000円

※備考：

- ① 指定都市とは、ニューヨーク、サンフランシスコ、モスクワ、パリ、アブダビをいう。
- ② 甲地方とは、次の地域のうち指定都市以外の地域をいう。
 - (1) 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く）、グリーンランド及びバーミューダ諸島並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島を除く。）
 - (2) ヨーロッパ大陸（ソヴィエト連邦を含み、トルコを除く）、アイスランド、アイルランド、大ブリテン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ、アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
 - (3) オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（マリアナ諸島、マーシャル諸島及びカロリン諸島並びに西イリアン及びその周辺の島しょ並びにガラバゴス諸島及びイースター島を除く。）
- ③ 乙地方とは、指定都市及び甲地方以外の地域をいう。

別表第 5. 移 転 料

鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道
	1,000km 以上	1,500km 以上	2,000km 以上
1,000km 未満	1,500km 未満	2,000km 未満	5,000km 未満
72,000 円	90,500 円	114,000 円	140,000 円

鉄 道	鉄 道	鉄 道	鉄 道
5,000km以上	10,000km以上	15,000km以上	20,000km以上
10,000km未満	15,000km未満	20,000km未満	
154,500円	168,500円	182,500円	197,000円

※備考：路程の計算については、水路1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第6. 支 度 料

支 度 料	90,000円
-------	---------

VI 任国における協力活動について

目 次

1. 派遣取極	109	(A, B, L)
2. 赴任時の手続	115	(A)
3. 現地訓練	117	(A)
4. 隊員の立場	119	(A)
5. 職場環境	122	(C, M)
① 農林水産	123	
② 加工・保守操作・土木建築	126	
③ 保健衛生・教育文化・スポーツ	130	
6. 連絡事務所の役割	135	(A)
7. 健康管理	137	(A)
8. 隊員支援経費と機材	139	(A)
9. 任国外旅行	142	(A)
10. 一時帰国(忌引帰国等)	146	(A)
11. 報告書の提出	147	(A)
12. 技術月刊誌等の送付	153	(A)
13. 余暇の活用	155	(A)
14. 緊急事態の連絡	156	(A)
15. 国内積立金制度	158	(A)
16. 災害補償等に関する制度	160	(A, B, N)

1. 派遣取極

協力隊員の派遣に関する取極は日本国政府と受入国政府との間の「交換公文」の形式をとっています。「交換公文」は一般に国会の承認を得ることなく行政府限りで締結可能な、その意味では簡易な方式の国際約束で、同じ内容の公文を関係両国間で交換し確認し合うことによって成立します。派遣協定というときもありますが、これもこの「交換公文」のことです。

各隊員受入国との「交換公文」の内容についてこまかい点は、受入国によって多少の相違がありますが、基本的に盛られている要点は次の4点です。

1)協力隊員の派遣は受入国側の要請により、その国の経済的、社会的発展に寄与するものであること。

2)両国間の往復旅費、滞在費、必要な機械、医薬品を日本政府が負担すること。

3)受入国は上記の2)に対する所得税、関税を免除すること。

4)受入国は住居並びに医療について提供あるいは便宜を計ること。

ただし、3)、4)についても受入国によって表現上の相違があって、また、特に住居については、提供するとうたわれていても、需給事情から取極通りに行われていない国もあります。そのような場合、住居費補助を考慮するなど、実情に応じて事務局が調整の措置を講じます。（これについては「海外手当」を参照）

国によっては、取極の内容を補う形で覚書が交換されたり、あるいは、取極を基本として、隊員が派遣されるごとに「スケジュール」と呼ばれる隊員の配属先、任地等にかかる細目の合意書をつくることになっています。

以上のような取極に基づき、受入国官公庁・公共機関→受入国の窓口省庁→受入国にある日本大使館→日本の外務省→協力隊事務局、の順序をふんで

隊員派遣の「要請」が発出されます。

協力隊員の派遣に関する取極

各隊員派遣国との取極の内容のこまかい点は、相手国によって相違があるが、基本的に盛られている内容はつぎの4点である。

- (1) 相手国の経済的、社会的発展に寄与するものであること。
 - (2) 両国間の旅費、滞在費及び一定の持ち込み機材を日本政府が負担すること。
 - (3) 相手国は上記(2)に対する所得税、関税を免除すること。
 - (4) 相手国は住居並びに医療についてその提供の便宜を図ること。
- 次に取極のモデル（英文のもの）を掲げる。

MODEL AGREEMENT
(Official Exchange of Notes)

(Japanese Note)

_____, _____, 19

Excellency:

I have the honour to refer to the recent discussions held in between the representatives of the Government of Japan and the Government of concerning the dispatch of volunteers under the Japan Overseas Cooperation Volunteers Programme (here-in-after referred to as "the Programme") to with a view to promoting technical cooperation between the two countries, and to confirm on behalf of the Government of Japan the following understandings reached between them:

1. At the request of the Government of and in accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will dispatch the volunteers to for the purpose of contributing to the social and economic development of , according to the schedules to be separately agreed upon by the two Governments.

2. The Government of Japan will bear the cost of international travel between Japan and and living allowances in for the volunteers and provide such equipment, machinery, materials and medical supplies as necessary for the performance of their duties.

3. The Government of will grant the volunteers the following privileges, exemptions and benefits:

(1) The exemption from customs duties, taxes and charges of any kind in respect of the equipment, machinery, materials and medical supplies mentioned in 2 above.

(2) The exemption from customs duties, taxes and charges of any kind other than

those for storage, cartage and similar services in respect of their personal and house-hold effects

(3) The exemption from income tax and charges of any kind in respect of any allowances to be remitted for them from overseas such as the living allowances mentioned in 2 above.

(4) Free medical care during the term of their assignment in

(5) Rent-free housing accommodations at places where they are to perform their duties to be assigned to them by the Government of

4. (1) The Government of will accept a Representative and Co-ordinators who will discharge the duties to be assigned to them by the Government of Japan relative to the activities of the Programme in

(2) The Representative and the Co-ordinators will be exempted from customs duties, taxes and charges of any kind other than those for storage, cartage and similar services in respect of equipment and materials necessary for the performance of their functions as well as of their personal and household effects. The Representative and the Co-ordinators will also be allowed duty-free importation (or purchase from bond in) of one motorcar each.

(3) The Representative and the Co-ordinators will be exempted from income tax and charges of any kind in respect of any allowances to be remitted for them from overseas.

5. The Government of _____ undertakes to bear claims, if any arises, resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with any action performed or omission made in the course of the official functions by the Volunteers in _____, except when such claims arise from the wilful misconduct or gross negligence on the part of the Volunteers.

6. The two Governments shall enter into consultation, from time to time, for the successful implementation of the Programme in

I have further the honour to propose that, if the foregoing understandings are acceptable to the Government of, this Note and Your Excellency's reply Note concurring therein shall constitute an agreement between the two Governments, which shall take effect on the date of Your Excellency's reply Note and shall remain in force until six months after the date of written notification from either Government to the other of its intention to terminate it.

I avail myself of this opportunity to extend to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

(Receiving Country's Note)

_____, _____, 19

Excellency:

I have the honour to acknowledge receipt of Your Excellency's Note of today's date which reads as follows:

"Japanese Note"
(repeated)

I have further the honour to confirm the understandings set forth in Your Excellency's Note on behalf of the Government of and to agree that Your Excellency's Note and this reply Note shall constitute an agreement between the two Governments, which shall take effect on the date of this reply Note and shall remain in force until six months after the date of written notification from either Government to the other of its intention to terminate it.

I avail myself of this opportunity to extend to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

青年海外協力隊派遣取極締結状況一覧表

(昭和55年3月1日現在)

国名	締結年月日	締結地
1. ※ラオス	昭和40年11月23日	ヴィエンチャン
2. ※カンボディア	40年12月20日	プノンペン
3. マレーシア	40年12月23日	クアラ Lumpur
4. フィリピン	41年2月15日	マニラ
5. ケニア	41年3月31日	ナイロビ
6. ※インド	41年8月12日	ニューデリー
7. タンザニア	41年10月20日	ダレサラーム
8. モロッコ	42年9月11日	ラバト
9. ※エル・サルバドル	43年7月26日	サン・サルバドル
10. シリア	44年10月30日	ダマスカス
11. ネパール	45年2月2日	カトマンズ
12. ザンビア	45年4月10日	ルサカ
13. ※ウガンダ	45年12月21日	エンテベ
14. マラウイ	46年7月2日	ブランタイア
15. 西サモア	46年9月3日	東京
16. エチオピア	46年11月9日	アディスアベバ
17. トンガ	47年4月18日	ロンドン
18. バングラデシュ	48年3月24日	ダッカ
19. コスタ・リカ	48年6月26日	サン・ホセ
20. テュニジア	49年7月22日	東京
21. ホンデュラス	50年11月12日	テグシガルバ
22. ガーナ	52年2月17日	アクラ
23. ホリヴィア	52年12月19日	ラ・パス
24. パラグアイ	53年2月24日	アスンシオン
25. ソロモン	53年7月7日	東京・ホニアラ
26. リベリア	53年8月21日	モンロヴィア
27. ◎セネガル	54年4月18日	東京
28. ベーネル	54年8月20日	リマ
29. ◎パプア・ニューギニア	54年8月24日	ポートモレスビー

<参考> ※印は現在派遣を行っていない国。
◎印は明年中に派遣を予定している国。

2. 赴任時の手続

受入国到着後にまずやらねばならぬ手続があります。但し各国によって事情の相違があり、従ってやり方も一様ではないので駐在員（調整員を含む。前記の通り）の指示を受けて実行すること。

1) アナカンの引取— 鍵、送り状（Airway Bill）、免税証明書をもって取得します。特に通関の厳しい国では、人からの依頼品の中身によく注意し、出発前のあずかる時点で品目、金額を確認しておきます。依頼品が多い場合は、あらかじめリストにして持参するよう勧告します。

2) オリエンテーション— ある一定期間駐在員からのその国内での注意事項、心得などについてのオリエンテーションがあります。在外公館への挨拶、在留届の提出、外貨の現地通貨への交換等もこの期間に行う必要があります。

3) 現地語学訓練— 着後間もない1カ月間、できる限り集団方式を避け、言語習熟に目的をしぼって極力下宿方式をとって実行し、近くの小中学校の聴講をも試みることになっています。各国の受入事情に応じて、実施方法は多少違っていますが、駐在員が受入国側の協力を得てセットすることになっています。

4) 外人登録— 各国ごとに違いますが、必要な国は定められた期間内に登録証明書（identity card）の申請・取得などをせねばなりません。

5) 国際運転免許証— 国際運転免許証を提示して現地の運転免許証に切替える必要があります。

6) 銀行口座の開設— 外貨による送金を受領するために必ず銀行（受入国内か第三国の）に口座を開設し、その口座名、住所を駐在員を通じ事務局に速やかに知らせる必要があります。

7) 配属機関との業務打合せ— 隊員に期待される業務は現実にどのようなものか、隊員はそれを受けてどのように活動するか、についての話し合いです。

その際自分が得意とするところは何か、を伝えることは大切であり、配属先の就業ルール（時間帯や出欠の取扱いなど）も聞いておくべきであるし、できることならば、自分の業務上の位置づけ等も知っておく方がよい。但し受入国の担当官からみれば外国である日本から“新入職員”が着任したようなものですから、いきなりすべてが判ったり決ったりするものではないことをよく認識しておくこと。

いよいよ目的地に来たのだという、一種の力みや張り切り過ぎから、まだ受入国側の事情や周囲の状況をよくつかんでいないのに、日本の技術技能のレベルをそのまま当てはめてみたり、自分の経験や感想をもとに、業務の上で提案を試みたり注文をつけたりする隊員がいます。“急がば回れ”と言われるように、着任早々からそんなに性急にならずに、まず自分の活動場所について落ち着いて観察することが大切です。配属先の機構と役割はどうか、どういう人がどんな仕事をどんな権限を持って担当しているか、予算はどうなっているかなどを知ることです。協力活動をするところには組織があり、職員つまり人がいて、資金つまり予算を持っているはずですから、それらの状況、いわゆる Organizational Picture（自分が属している組織の“画”状況と動き）を充分見聞きしてのみこむことが必要です。受入国側の人たちだって、長年そこで仕事をしているのですから、日本の協力隊員が着任して言葉もまだ完全でないのにあれこれ進言してきても、自尊心を傷つけられることはあろうとも、そうだその通りだと即答するわけにはゆかないでしょう。相手側の立場を理解しその心情を知ってこそよい協力が進められるであろうことをかみしめてください。

3. 現 地 訓 練

現地訓練は、着任して間もない1カ月間を当て、できる限り集団方式を避け、言語習熟を主目的とし、合わせて異文化の理解に努めるように行われます。受入国政府に異存がなければ1カ月の大部分は下宿方式をとり、現地協力者の家庭にひとりづつ別々に下宿し、可能であれば小・中学校等に通って聴講することが望ましい方法といえます。できることならば配属先と関係の少ない場所を選定することが好都合です。これは、隊員はいざ配属先に入れば教師、指導員、技術主任等々となり実質的に指導的役割を担うわけで、それなりの態度、風格を求められることになるでしょう。その意味で着任して間もない間に言葉に関する限り恥をかいてでもなりふり構わず勇敢に話しかけ、あるいは話しかけられる雰囲気があるものがほしいものであって、配属予定の任地またはその近所では、どうしても固くなりがちであるからです。

一口に下宿といっても、それぞれの国情があって、下宿方式が困難な地域にあっては、別の方式をとっており、必ずしも一律でないことは念頭に置いておくこと。この期間を通じ、現地語のほか、上述のように現地の風俗、習慣、食事に慣れ、派遣前訓練のなかで学び、予想していたことを実体験することになります。

また、国によっては、着任後に現地訓練の期間を設けずに、現地活動をスタートさせながら、一定期間続けて、夜間の語学校に通って言葉の訓練に当たっているところもあります。

それはともかく、日本での訓練開始から通例1カ月の現地訓練を含めて通算5カ月をもって語学力の基礎的なものは習得できているとみなします。それ以上引続き語学研修を行うにあたっては、原則として次の場合のほかは隊員支援経費を支出することはしませんが、自助努力によって勉強を続けることを大いに奨励します。言葉の習熟というものはある期間勉強したからそれ

でよいというわけにはゆきませんから。

但し、①配属先や任地の変更のために派遣前訓練、現地訓練を通じて研修した語学ではなくて別の語学を使う必要がおきた場合（例えば英語をやってきたのに現地語を主とする業務に変更になった等）、②業務の遂行上、あるいは報告書作成のため従来の語学力では著しく不足して支障をきたした場合は、配属先あるいは駐在員が特に指定する方法で、必要な再研修をすることになっています。

4. 隊員の立場

日本とは隔絶した自然条件、社会条件のもとで2年間、海外協力活動を進めるからには、異文化を理解し、いくたの障害をのりこえてゆく意志と思考力、開発途上国の国づくりに尽くそうとする持続する情熱、そしてこれを支える健康なからだ—— 隊員に求められているものを、協力隊員の理想的適性として重ねて示せば、次の通りです。

- 1)劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
- 2)異民族社会における人間の行動様式を観察し、理解し得る文化的素養
- 3)そのような人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性
- 4)事実を説明し自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
- 5)協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱

上記の適性とは別に、よく口にされる〈ボランティア〉〈民衆指向〉〈隊員はオフィサーであれ〉について、それぞれ記しておくこととします。

〈ボランティア〉協力隊といい、隊員というのは心の連帯を示す言葉でこそあれ、隊員が隊伍を組んで集団奉仕活動をするわけではありません。むしろ隊員はひとりひとり別々の町や村落に入ってゆき、そこを根城に住民と一体となって活動するというのが一般的です。しかも隊員はワークキャンプのように何週間という単位で現地の青年と昼は働き夜は親睦の集いといった行事に参加するのでもありません。2年の歳月、その土地の住民になり、現地社会の構成員として仕事をするものであって、その職場配置にふさわしい技術や技能の持ち主なのです。国内でボランティア活動といわれるものが、一般に余暇や休暇の時間を献上する形で行われるのに対して、協力隊活動は余暇利用どころではなく、自分の本来の仕事、技量をもって「730日の青春」を賭けるという活動なのです。

従って協力隊というボランティアとは、経済的な利益、見返りを求めず、みずから進んで、開発途上国の国づくりに、自分のもてる力量を注いでゆく、ということにあるのであって、その姿はボランティア精神の発露、国際奉仕活動ということができればよい。繰り返しますが、隊員は政府機関に配属となり、受入国政府の一員として活動するのですから、余暇利用型のボランティアとは違うことを認識することが大事です。また逆に自分は何にも誰にも拘束されないのだ、それがボランティアなのだ、というのも誤りです。自発性、積極性は大切ですが、受入国政府機関の一員なのだという立場とあり方を忘れてはなりません。

<民衆指向>開発途上国の最大の問題の一つは、支配層と民衆との間の貧富の差、学問・技術の差が著しくかけはなれていることです。隊員が協力活動の目標としているのは民衆なのであって、この民衆指向が青年の情熱をかき立てている要因となっているともいえます。隊員が協力活動を進めるに当たっての直属上司、同僚たちは、実際には貧民大衆ではなくて、日本とは違ってごく限られた中産階層の人たち、大衆の中でもリーダー層の青年たちでありましょうが、かれらを通じてあるいは直接に民衆と接する活動をしてゆく隊員が大部分であり、オフィス・ワークを主とする隊員も、協力隊が指向するところを見失ってはなりません。現地生活費を低く抑制していることも、民衆指向のゆえです。彼らの哀歎を知り、彼らの心情を理解するためであって、現地民衆とかけはなれた生活をしていて、心情理解ができるものではありません。民衆の哀歎を知り、心情を理解することは、相互の信頼関係をつくり出し、持ち続けてゆく上で、隊員が一日も忘れてはならない協力活動の条件ですから。

<隊員はオフィサーであれ>隊員は兵ではなく将校（オフィサー）として自らを位置づけよ、とっています。任国、配属先によって組織の中の職務が異なることは当然ですが、あえてオフィサーというのは、呼び方や地位より

も、大人として振舞い、成熟さを発揮してほしい、という願望をこめているのです。成熟などという若さを失ったように聞こえますが、その意味ではなくて、見識をもって意見を述べ、グチやできない相談を口にするな、ということに通じます。途上国の住民たちは、自然条件、長い社会的歴史的状况等から日本の青年の眼から見れば、怠惰、無関心、向上心欠如等々いろいろな方が出てきましょう。しかしそれをいくらこらめても協力活動にとって前進も成果もないのであって、「この国は初等教育からやり直さないとダメだ」などと協力隊の力では到底できない相談を口にしたり、「向こうにやる気がなければ協力など無意味です」とごう慢な態度をとるようでは、大人の見方、考え方とはいえません。判り切ったことはいわないこと、どんな困難の中でも壁にぶつかっても、思考と工夫をこらし考え続ける隊員であってほしいし、命令されて動くコマや兵ではなく、責任をわきまえ、節度と礼節をもってふるまい、オフィサーというにふさわしい隊員であるよう期待します。

5. 職 場 環 境

協力隊員が開発途上国で行なう協力活動は、前にも紹介しましたように、実にさまざまです。しかし、いずれの場合も、隊員一人ひとりが自分で、自分の仕事と生活の両面で、よりよい適応策を考え出していかなければなりません。

それを前提としたうえで、多種多様な隊員の生活を類型的に整理してみると、次の四つのパターンに分けられます。

- | |
|---|
| ① 村 落 型 — その土地の村落の一員として農村社会にとけこみ、
デモンストレーションや普及活動をするもの |
| ② 教 室 型 — 職業訓練や日本語指導、理数科教育等の分野で実習
・指導にあたるもの |
| ③ 現場勤務型 — 土木、建築、通信などの関係の現場工事に従事する
もの |
| ④ 本庁・試験場勤務型 — 設計や試験・研究を任務とするもの |

これらの「型」によって、職場での人間関係や勤務の形態に、かなり大きな差があるのです。そして、その職場環境の違いのほかに、国の違い、そこに住む人びとの違い、地理的条件の違いなどによって、隊員一人ひとりをとりにまく環境は違ってきます。

① 農林水産部門

(1) 国づくりの根幹

協力隊発足以来3,110名以上の隊員が赴任しています。そのうち36%が

農業、水産部門で占められています。受け入れを要請する国も依然として多く、国づくりの根幹となっていることを示しています。農業は人間の生命を維持する為に必要不可欠な食糧を生む大切な分野です。熱帯の湿潤地帯では稲の栽培が求められ、乾燥地帯では麦、トウモロコシ等の乾物が農業の中心です。野菜から果樹、畜産へと進展しています。水産も漁労から養殖へと分野も広がりつつあります。

(2) 業務の形態

1) 普及型

農村に一人で入り、農業普及員や農民と一緒に展示農場を作ったり、具体的な技術指導などを実践していく姿を言います。従来から典型的な隊員像と言われ、開拓部落に入り込んで現地食をとり、現地語を話し、現地の人々と共に生活する形態となります。それだけに苦勞もしますが現地の人々との交流も深いものが生まれます。自分で何かかましようと思っても一人の力ではどうする事も出来ないケースも多々あると思います。現地の人々に自分の技術や考え方を伝え、いっしょになって作り上げて行く気持が必要でしょう。農民や漁民の農政不信や保守的な態度に失望する事もあるでしょう。その壁を破るには2年間は短かすぎると思うかも知れませんが、信頼関係を得た頃には帰国が間近かに迫っている可能性があります。場合により農民の1人でも2人でも自分の技術を伝えればよいといった的の絞り方も必要でしょう。

2) 教育型

農民などが直接相手ではなく、訓練所や学校で生徒に指導する型です。場合によっては教室で講義もしますので理論面の知識と語学力が要求されます。普及型に比べ学歴や経験年数も問われることとなります。この場合でも週辺の農家に指導に行く場合もあり、活動に決ったスタイルがある訳ではありません。

3) 試験研究型

品種改良, 種子の採種, 家畜, 獣医, 海洋生物調査, 養殖などの場合試験場に勤める場合もあります。任国のその分野での産業の発展度合や試験研究の置かれている位置を常に知っておく必要があります。研究に没頭しすぎて独断的になったり, その目的や方法が現地の実情に即していなければ, 自己満足に終わる可能性もあります。

(3) 自然環境の違い

農林水産部門での最大の問題は, 日本と全ての面で違う自然環境を相手にしなくてはならないことです。また日本では直接触れた事もない動, 植物を相手に仕事をするのはかなり勇気の必要なことです。もし知らない物に出合っても謙虚に学ぶ // 気持さえ持っておれば大丈夫でしょう。日本の中でも北と南では大きな違いもありますし, 「専門職種の事であれば大体応用力が発揮出来る」と云う力量は必要でしょう。稲であればインデカ, ジャポニカの違い, 浮稲とは, 野菜であればオクラ等はもちろんニガウリ, チャヨテの栽培, 果樹であればブンタン, パパイヤ, ジャックフルーツ, グアバ, 家畜であればセブ牛, 水牛, 水産であればシルクフィッシュ, テラピア等も直接知らなくとも文献などで読んでおく事は必要です。

(4) 主要作物別に

1) 稲作

協力隊発足当初はアジア地域から多くの派遣要請があり, 隊員数も多い職種でした。最近ではそれ程多くはありません。新しい要請として稲の栽培技術だけでなく, 収穫後の貯蔵精米システムの技術を求められています。水さえ充分あれば年3回収穫出来る国もあります。アフリカに稲作の要請が広がって来ています。

2) 園芸作物

稲作の要請数を野菜が上廻り出す様になってかなり時間が過ちました。そ

れだけ最低限の食糧確保が出来る状態に成長した国が多いと云う事でしょう。生産、消費が円滑に行なわれるには、その国の食習慣等との関連もあり加土なども必要となります。

果樹の要請も多くなり、野菜と同様食生活に変化や栄養のバランスを考える状況になって来ています。

3) 農業土木、農業機械

農業土木は大規模な工事よりも小規模な工事をこまめに施工してくれる技術者がなくては、農業生産も上りません。その類の要請が多く来ています。農業機械と言っても非常に範囲が広く精米機から大型、小型トラクターの修理現場から学校、訓練所の先生まで幅広い要請があります。得意なものをしぼって考えてもよいと思います。

4) 畜産

国によって要請内容が同一職種でも違っています。フィリピンは人工受精師、シリアは大規模酪農場と幅広い要請です。牛だけではなく、ブタ、養鶏、飼料作物などに発展しています。イスラム教国では養豚はありません。ヒンズー教徒は牛は搾乳をするだけで牛肉としては食べません。中にはヤギ、水牛、アヒル、などを手かけなければならないケースもあります。附随して獣医師、人工受精師、飼料作物、養鶏等とあります。

5) 水産

漁業は二百カイリ経済水域問題以来、従来魚を食べる習慣の少なかった国々も関心を示しています。また、内陸国でも淡水養殖の要請が高まりつつあります。対象魚は東南アジアではエビ、シルクフィッシュ、(サバヒ)、ボラ。淡水ではコイ、ナマズに人気があります。ネパール、シリア等の水温の低い湖ではニジマス、アフリカではテラピアと国や地域によって傾向が分れます。水産関係では船舶エンジン、航海術、水産加工、資源調査、漁業組合づくり等があります。

6) 村落開発普及員

ガーナより同国中央部の森林地帯の村で生活、環境改善等を含んだ、全般的な村の開発に従事する人の要請があります。

在ガーナ駐在員からの報告によれば、専門知識は必要ない。幅広く自然を知り、その自然の利用と改善に熱意があり、特に子供達（3才～12才）に対して、その利用と改善の方法が指導出来ること、例えば簡単な竹細工の指導、食品保存法の指導、植樹の指導、野菜栽培の指導、木材の利用法etc、ともあれ、あらゆる自然環境の利用と改善のためImpactたり得る事。そして村の開発に必要な金のかからない方法による開発計画の作成、同時に住民の意識の向上とより文化的な思考の導入等と村のチーフと一緒にこなす。隊員としての資質は非常に高度なボランティア性と2年間林の村落で村の一員として村民と一緒に生活出来る事、身体頑健で自然と素朴な村の人達に興味と愛情を持続出来る人、原始生活をいとわず、しかしその生活をより近代的、文化的に改善する意欲と能力を持ち、その生きざまが人間的魅力として村民に受け入れられるキャラクターである事。

この種の要請に似通った要請には昭和47年にエチオピアに天然痘監視員と云う職種で8名派遣した事があります。

② 加工・保守操作・土木建築部門

(1) 工業化への基本

まず食べることが確保されると、次は工業化への道づけとなります。大規模工業からではなく、家内工業から実施され、設備もそれ程必要なく、既存の竹工芸、木工、陶器等が手始めとなります。せめて日常の食器位は自国で生産したいということです。あるいは民芸品として観光用に売れたらという希望もあります。家内工業から一歩進むと、工業化への基本としての工作機械、板金、塗装等を職業訓練として指導して欲しいという要請になります。

また、自国で生産はしていなくとも、ラジオや自動車のような工業製品はどんどん生活に入り込み、それらの修理・保守の技術者が必要となり、この場合も職業訓練の範囲で要請が増えています。一般的ではないけれど、高度な製品が導入され、その維持管理する技術者が育っていない場合も当面の維持をしながら技術者を育成する目的で電話線路や無線通信機等があります。

(2) 部品不足と理数科教育不足

この分野は農業のように気候や風土によって取扱いが異なるといったことは、竹や木の材質が異なること以外はあまりありません。そのかわり特に保守・操作部門では製品がほとんど外国製のため部品供給が満足でない恨みがあります。あらゆる国のあらゆる時代の製品が入り込んでいると考えて良いでしょう。2台の車をつぶして1台を走らせるといったような再生作業がほとんどの分野で要求されています。

また、一般的には高校教育までの物理、化学、数学等の教育が日本に比べて充分ではなく、理論から入っていくと何年も費やすことになる可能性があります。実際面から修理・維持をする必要があります。

(3) 加工部門

陶磁器、竹工芸、木工、自動車板金、鋳造、溶接、塗装、繊維製品、婦人子供服、印刷、プラスチック成形、小型造船等を派遣した実績があります。ほとんどが職業訓練型となっています。

(4) 保守操作部門

地質調査、工作機械、冷凍機器、精密機器、自家発電機、電気工事、電気機器、テレビ修理、電子計算機、建設機械、ミルクプラント、砕石機械、船舶機関、自動車整備、電話交換機、電話線路、テレックス、無線通信機、送信機、等を派遣しています。大きく分けると、交通・通信関係と電気関係、職業訓練関係に分けられます。交通関係は自動車、船であり、自動車はジープ、バス、トラック等ディーゼルや大型修理部門への配属が多くなっていま

す。限られた数のバスが故障すれば、隣の村との輸送機関が途絶えるといった場合に生活上重要な足となっています。部品やテスター類も不十分な状態で何しろ動かすことが必要となります。ガスケットがダメなら、ボール紙を切ってでも動かす、カジ屋で作れるものなら作るといった、部品そのものの修理、再生作業、溶接や機械加工による応用技術が要求されます。

建設機械はブルドーザー、パワーショベル、モーターグレーダー、大型ダンプトラック、掘削機程度ではかの建設機械の要請はありません。

ラジオ・TV修理は職業訓練所での指導となりますが、TVは放映されているもののまだ一般的ではありません。娯楽の少ない農村ではラジオが主役を務めます。この場合ラジオはトランジスタ、真空管の両者、TVはトランジスタ式、真空管式白黒テレビ、またカラーテレビは国によってNTSC方式であったりPAL方式であったりということになります。

電話交換機、線路、搬送、無線関係は現存の施設を有効に活用する修理班の様相ですが、現地の人が1人立ちするまで気長に続ける必要があるようです。

ラジオTV修理や工作機械等の職業訓練型はカリキュラムの編成や他のコースの外国ボランティアとの会議、黒板の前での指導から語学力が要求され、理論的におさえておく必要があります。実際の講義では生徒の理数科の知識が充分ではないため、体験教育を主として取り上げることになりますが、その場合の設備は必ずしも十分ではありません。年令層として教師育成機関以外はティーン・エイジャーで、能力の個人差が大変大きいことは念頭に置いておく必要があります。

自動車整備、建設機械、船舶機関、電気工事、冷凍機器等の現場型は浅くとも広い知識を必要とします。自動車整備であれば農業機械も建設機械も依頼されることがあるでしょう。自家発電の隊員なら電気は全てわかるだろうとばかりラジオや冷蔵庫の修理も依頼されるかも知れません。それを扱った

ことがないからダメにするのではなく、隊員がやらなければ誰れも出来ない
ので、本を見ながらでもやり遂げる心構えが必要となります。電気はだいた
い 220 V ですが電圧変動が激しく、停電も日常的と考えて良いでしょう。農
村には電気もない地域もあります。

応募資格としては、自動車整備は 2 級整備士、電気工事は電気工事士以上
等が必要となります。

(5) 大規模な工事は少ない

大規模なダムや建築物の要請は商契約なり専門家派遣となり、協力隊では
まれです。大平原に一直線に国道の測量をしたケニアの例や、ネパールの山
奥を 1 カ月近く歩いては地形測量をした例等がありますが、金額のはらない
仕事 대부분を占めています。港湾や河川関係はなく、小規模な橋や道路、
建築物が多くを占めています。

(6) 浅くとも広い知識

構造計算とか建築見積とか限定された要請もありますが、実際の現場では
あらゆる範囲をこなさざるを得ないのが現状です。建築設計で赴任したとし
ても、設計図を読めない現場監督であれば工事監理もせざるを得ません。道
路施工のつもりで行っても、小さな橋梁位は設計・施工が必要となります。

日本では建築と土木が分かれています、Civil Engineer といった場合区
分がない国が多く、土木も建築もということになります。

(7) 職種別に

1) 工作機械

全て学校での指導であり、操作指導となります。

2) 冷凍機器

学校型と現場型に別れ、現場型も陸上の冷凍空調と漁船の冷蔵庫関係に別
れます。

3) 電子機器(又はTV修理)

学校型が多く、ほとんどがラジオ・TV修理です。その他の電子機器の指導も含まれています。

4) 土 木

構造計算、土質検査、設計・施工等に分かれますが、最も多いのが道路施工となっています。テント生活をしながら道路の延長と共に移動するケニアの例等があります。この部門は要請に対して志願者も多く、応用力が必要なため、学校直行型よりも現場経験を積んだ人が合格しています。

5) 測 量

土木・建築分野では測量の要請が最も多く、実地測量としての地形測量、路線測量、基準点測量、航空写真測量のため標準測量等が中心となります。深淺測量はありません。測量方法も北アフリカ等では光波測距儀を用いて一部行っています。この分野も実務経験のない人は難しく、最低測量士補か測量士の資格を持っていることが条件となっています。

6) 建 築

体育館や公民館等大きな建物の要請が稀れにはありますが、通常は住宅局、公社や公団を中心に官舎づくりとなっています。レンガ中心で大きくなると鉄筋となりますが官舎では2階どまりとなっています。耐震性をあまり心配することがないようで、高層は少ないと考えてよいでしょう。こうした施設の場合予算が問題となり、設計部門に入りますと、どうしても設計だけに終り、施工されないまま放置される可能性があることは覚悟しておく必要があります。1級か2級の建築士資格を持っていることが条件となります。

③ 保健衛生・教育文化・スポーツ部門

(1) 保健衛生部門

保健部門では一般医師、歯科医師、看護婦、助産婦、保健婦、臨床検査技

師、診療放射線技師、作業療法士、理学療法士、薬剤師、保母、栄養士、食肉検査、天然痘監視員等を派遣した実績がありますが、看護婦が圧倒的多数を占め、100人を越えています。保母は過去2名のみで今後の可能性も少ないと思われます。但し教育文化部門で幼稚園教師の要請があります。

1) 看護婦

医師の場合は応募さえあれば、歯科や小児科、内科に限らず相手国に打診をすれば喜んで受け入れられると思われます。

看護婦については、チュニジアのように大病院に入る場合と、マラウイのようにミッション系病院やネパールの地方病院に入る場合とでは様相を異にします。また、スタッフナースとして入る場合とシスターナースとして婦長格で入る場合とでも異なります。地方病院での勤務は施設や器具も不十分で、ネパールのように例えば病院に注射針が10本しかなく、何回も使用したり、シーツも充分なかったり、ベット数が足りずに床に患者がいるといったケースが多く、何科の看護婦といていられないのが実情です。衛生観念や栄養事情の問題もあり、医者は英語や仏語で、患者は部落語といった言語の問題もあります。

2) 理学療法士・臨床検査等

理学療法士、栄養士、診療放射線技師、薬剤師、臨床検査技師、公衆衛生、作業療法士の要請があります。これらは過去の実績が少ない職種です。

(2) 教育文化部門

この部門では会計、統計、司書、文化人類学、人文地理、秘書、プログラマー、写真、映画、手芸、料理、生花、人形製作、婦人子供服、音楽、美術、日本語、理数科教師、幼稚園教師等に実績がありますが、多いのは理数科教師で100名を越えています。

家政は婦人の社会的地位の向上を目指すための婦人学級での指導や、職業訓練や女子校での家政指導となっています。今後も要請はあると思われます

が、1回での募集人員が少ないのに対し、女性の応募する職種が限定されている関係で志願者も多いのが特徴です。

音楽は中・南米に多くの要請があり、中身も教室型の場合と、オーケストラの演奏者とがあります。特に演奏者の場合はかなりの水準が要求されます。

(3) 理数科教師

教育関係では、文化系はナショナリズムの関係もあり、過去の実績もなく、今後の要請も可能性が薄いと思われます。理数科関係は国内での人材不足もあって、最近多くの要請があり、フィリピン、マレーシア、ケニア、タンザニア、マラウイ、ガーナを中心に100名近くを派遣しています。物理、化学、数学、生物が中心となり、マラウイでは物理化学が一教科、ケニアでは全科目を受持つ場合が一般的となっています。どの国もいわゆるハイスクール中・高校が対象となっています。ケニア、マラウイが中学程度と考えて良いでしょう。ガーナはやや高く、程度の高い学校では、大学の教養課程程度の内容を教えています。

内容的には今までの隊員もこなしていますが、むしろ問題は、語学力で、英語で物理や数学を教えるのは大変な努力がいります。予習をして丸暗起し、何とか講義している途中で質問が出てまったく応答出来ない等の状態が続くようです。協力隊の試験でも、語学力が重要視されることとなります。

場所的には特にケニアでは農村部となり、電気や水道施設もない所が多く、私生活でも健康に自信がある人が望まれます。電気を扱ったこともない生徒に実験器具も不十分な状況で教えることは大変なことです。もうひとつは生徒のレベルが日本以上に差があることも念頭に入れておく必要があります。教職の免許を条件とする国もありますが、必ずしも教職免許を必要としない国もあります。学歴としては大学卒以上となります。

(4) スポーツ

スポーツ関係は柔道を含めると300名をすでに派遣し、体操競技、陸上競

技、水泳、卓球、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、ボクシング、重量挙げ、レスリング、バドミントン、柔道、合気道、空手等が派遣されています。

スポーツの場合、学校に所属して体育の先生として講義も受持ちながら上記のものを指導していくタイプと、チームのコーチとして選手強化にあたる場合、及び同じコーチでも協会に籍を置いて普及にあたる場合とに分けられます。

スポーツの場合、学校に所属して体育の先生として講義も受持ちながら上記のものを指導していくタイプと、チームのコーチとして選手強化にあたる場合とに分けられます。

社会体育はあっても学校体育の普及していない国が多く、過去のエルサルバドルではスペイン語の教科書づくりと講義に大奮戦しました。現在学校型はフィリピン大学体育学部で籍を置く重量あげ、柔道、レスリング等がありますが、警察訓練学校等を除いては全て体育局や協会に所属しながら活動することになります。

選手づくりか普及かは本人の実力によって配置が決定することが多く、ナショナルチームの指導となれば国内はおろか海外遠征にまで出かけることになります。

柔道の場合は日本のお家芸として100余名を派遣していますが、警察で教える場合と民間で教える場合に大別されます。警察関係は逮捕術の指導も依頼されることがあります。いずれにしても昇段資格の問題もあり、4段以上、又は4段取得見込の者が応募資格となります。(一部3段でも可)

農業や保守・操作部門では社会経験が必要となりますが、スポーツの場合はむしろ現役の場合が有利といえましょう。ただコーチ歴があってもある程度選手実績がないと範を示すことが出来ないこともあって、不合格となることがあります。コーチと選手の区別が明確ではなく、例えば他国のコーチと試合をさせて勝った方をナショナルチームのコーチとし、負けて地方の普及

にあたった例もあります。柔道等でも投げられることは厳禁で、練習のために投げられたら、翌日は黒帯が投げられたと町中に話が伝わり、見る眼が違ってきた等の例もありますし、インターハイ、インカレ、あるいは国体出場程度の実績が必要となります。学校で指導する場合は体育系学部卒で教職免許を有する場合と警察庁配属で警察官を対象に指導する場合は逮捕術を体得している警察関係者が一般的に望まれている。

6. 連絡事務所の役割

(1) 連絡事務所

海外に設置する連絡事務所は、①駐在員の事務所としての機能と、②隊員の集会所、保養場所、相互研鑽場所としての機能、とを備えています。特に隊員に直接関係する②の機能の運営方針については、食事提供をしない、食事の持込みはよいが調理は行わない、と定めている程度で、各国の住宅事情、現地傭人の雇用条件、備品入手の難易、食糧入手状況等の諸条件のほかに、隊員の活動形態・分布が国によって異なっているために、運営は駐在員の責任において上述の現地事情に即して定めているのが現状です。

(2) 駐在員（調整員）の役割

協力隊の海外駐在員は現地に駐在して①協力隊員の派遣に係る調査及び受入国関係機関との連絡調整、②協力隊員の相談、指導、③それに付帯する管理業務、にたずさわる協力隊のスタッフであり、調整員はその補佐役です。事務局は前述のように現地協力活動を支援する総合補給基地の役割を担っていますが、日常の現地活動に当たっては駐在員（調整員を含む。本ハンドブックで駐在員という場合、以下同じ）が事務局から派遣されて事務局の機能を代行するというわけです。協力活動の主体はひとりひとりの隊員ですから、自分の業種、業務については、いわばプロである隊員ができる限り事務局・駐在員にたよることなく仕事を進めてゆくべきで、どうしても隊員の考え、力では解決できない問題が出てきた場合に駐在員に相談するというのが本筋です。むろん一般的なその国の行政・習慣等活動・生活上の諸条件については、海外スタッフである駐在員や日本の在外公館から助言、指導が行われます。

具体的には駐在員の業務はつぎのように非常に多岐にわたり、多忙な現状です。

- 1)派遣要請— 要請の発掘から調査、隊員の任期延長、交替隊員要否の確認まで
- 2)折衝— 受入国政府関係機関、在外公館との折衝
- 3)指導— 隊員活動現場の巡回、支援経費の運用、任期・任地の変更、生活上の諸問題、現地訓練等
- 4)健康管理— 現地健康診断、入院治療・帰国療養、医薬品補給、災害補償共済給付、医療面の情報提供
- 5)連絡事務所運営— 現地雇入、自動車・備品管理、機材管理、隊員宿泊
- 6)会計— 公金管理、示達申請、会計報告
- 7)海外技術研修員の日本への受入
- 8)広報— 受入国関係機関、大使館との連携協力
- 9)便宜供与— 取材協力、協力隊関係者の出張時の協力
- 10)一般的管理— 隊員受入・帰国、任国外旅行、隊員の業務報告書
- 11)緊急対策— 重傷病、死亡事故、受入国内の突発事件・変動、天災、地方隊員安全確認等

7. 健康 管 理

隊員が2年の協力活動期間を通じて、心身とも健康な状態で業務を遂行できるように、協力隊独特の健康管理システムをあみ出し、実施しています。昭和53年には、隊員のための「健康管理ハンドブック」「医薬品ハンドブック」をそれぞれ刊行し、隊員ひとりひとりに配布、説明し、赴任時に携行して活用するよう指導していますので、日常役立ててください。

ここではその二つのハンドブックとは別に、現行の健康管理システムについて略記しておきます。

1) 顧問医—東京大学医科学研究所の付属病院長をはじめ数名の顧問医によって、隊員の健康管理の指導体制を一元化しています。平たく言えば①訓練中、帰国後を含めて健康診断、各種検査は同医科研の付属病院で行い、②顧問医の中の主治医が、週2回協力隊診療室に來られて、この時を利用して、隊員や隊員候補生の健康相談、予防注射、診療室運営上の助言及び現地活動中の隊員の個別ケースについて助言・指導を行う。③緊急または重症のケースは総括顧問医を中心に顧問医が協議して直接、必要な指示を協力隊診療室に伝え、帰国させる場合の収容病院も東大医科研の医師の連係プレーにより確保する—などです。

2) 現地健康診断—現地健康診断は半年に1度つまり年2回、国ごとに実施します。その国の、原則として首都にある指定病院で隊員が指定期間内に、極力同時期に集まり検診を受けます。その機会を利用して隊員会議等も開かれます。

3) 携行医薬品—赴任時各隊員は救急バックを携行します。保健薬、救急処置用を中心としています。常備薬は各国の連絡所にも置いてあり、これらは年1回隊員からの申請を駐在員がまとめ、本邦から追加購送し補給していま

す。前記の「医薬品ハンドブック」は、救急バック中の常備薬についての、詳しく判りやすい解説書です。

4) 重傷病への対処—重傷病がおきた時の緊急連絡は、通常、駐在員から協力隊事務局にテレックスまたは国際電話により通報されます。事務局はすぐに顧問医と連絡をとり必要な指示を受けます。現地からの通報（項目）には「健康管理ハンドブック」の中にもある「重傷病発生時報告チェックリスト」に従うことが有効です。顧問医が状況判断するために最少限度必要な事柄が列記されていて、顧問医からの指示をすぐに伝達することができるからです。帰国療養を必要とする場合は、駐在員あてにその時機、移送方法、途中での応急処置等こまかい指示が出されます。帰国した時の出迎え、受入も整えておくこととなります。病気になったからと言って帰国するほかないわけではありません。帰国の要否は症状に即して顧問医の助言を受けて事務局長が決定します。帰国することに決まっても、緊急を要する場合と症状を見定めた上で時機をみてという場合とがあります。自分だけで判断したり気をもんだりせずに、まず駐在員に傷病の状況が適確に伝わるように取計らうことが必要です。自力ではそれができないこともあり得ます。緊急非常の際の連絡、伝達手段は常日ごろから用意しておくこと。

健康であるときは厳しく（海外手当を低く押さえ、現地住民と一体となって協力活動を進める、奥地前進、単身赴任等々）、不幸にして傷病等災害を受けたときは手厚く、というのが事務局の考え方の底に流れています。従って隊員は常時自分の健康管理には十分に気をつけて、活動し生活するように。上述した諸システムは不時の備えであり、次に記す「諸補償制度」もその一環です。

8. 隊員支援経費と機材

(1) 隊員支援経費

協力活動は広い意味での技術協力であり、隊員の現地活動に必要な機材や経費は受入国が用意することが原則となっています。しかし、財政的に余裕がない場合、その原則論に固執していると、限られた2年の任期内に隊員の協力活動を不可能にする事態が起こり得ます。こういう局面を打開するには、自助努力の原則に対する例外的措置として、相手側が自前調達に努力した後の不足分について、日本が資機材の提供をする方法をとるしかありません。この考えに基づいて「隊員支援経費」が予算措置されています。

隊員は配属先に対し自助努力を促しつつ交渉し、足りない分を駐在員に申請します。駐在員は隊員の申請に基づいて、あるいは3カ月ごとに全隊員の「支援経費」の必要性を予測し、事務局に申請、事務局は申請内容を審査して承認、保留、不承認に分類し、不明な点は折返し問合せます。申請には、現地で調達するものばかりでなく事務局から購送する機材類も含まれます。

隊員は配属先とプロジェクトの進め方を話合う、予算を調べる、プロジェクトに使える予算を請求する、足りなければそれをどうするか、また話し合う、日本側の駐在員に支援経費の使用について相談し申請する、承認を受けて現地人スタッフと一緒に購入にあたる、管理、運営の仕方を練る — 協力活動の展開にあたって、このような段取りが必要になります。現地で資機材購入もできますし、その維持、管理の費用や行事、調査、研修に必要な諸経費も状況に応じて支出できます。

具体的な経費区分は次のようになります。

1) 固定設備費 — プロジェクト推進に当って必要な物品や施設の建設、設備の整備に必要な経費。機材、資材の購入費（輸送費、保険料、通関経費を含

む)、機械の借料、据付料、労賃等。

2) 運営費一日常協力活動に必要な経費。教材、事務用品、種苗、飼料等の消耗品の購入費や固定設備の修理費(部品代を含む)材料費、人夫賃、燃料費、電気料、水道料等。

3) 行事費一隊員の指導を受ける者の意欲を昂揚させるための行事(競技会、品評会等)に必要な経費。会場設営費、賞品代、謝金等。

4) 調査、計画、折衝に必要な経費一旅費、交通費、通信費、資料購入費、印刷費等。

5) 研修費一隊員同士の勉強会、研究機関の視察等に必要な経費。資料購入費、旅費等。なお研修に係る旅費は実費支給を原則とし、任国の実情に応じて定められています。

6) その他、本来の業務遂行に直接関係しないが、特技を生かして行う体育、日本語、生花、手芸等の指導や日本紹介映画の催しなどで適当と思われるもの。隊員機関誌費用。

(2) 機 材

受入国の要請に応じて日本から協力隊員が行くのだから、受入国側は隊員が協力活動をしやすいように道具を揃えておいて、プロジェクトの成功を期するのが筋道、といえるのですが、しかし現実にはそうはいきません。それらを補完する意味で「隊員支援経費」があるのですが、そのうち特に機材については、現地購入分と本邦購送分があります。

本邦からの購送の場合、現地購入に比べると、輸送に時間がかかる、通関のための免税手続き等に手間と時間を要する、品質や規格の違うものが購送されるおそれがある、部品等入手後の管理維持についても引き続き購送しなければならない、日本人が引揚げた後引き続き維持が難しい、等の問題点があります。それらを除去する方法として現地購入方法がとられており、むしろ

本邦購送は、補足的となっています。現地購入は、受入国内の事情によって難易や格差が生じるので、受入国内で調達可能なもののほか、受入国外への直接、あるいは代理店を通じての発注も認めており、輸入先が日本でも差支えありません。また、任国外旅行（後述）を利用するとの条件で受入国外で隊員が直接入手することもできます。

日本にしかないもの、日本の物品でなければならない場合は本邦購送となりますが、本邦購送分については、「隊員支援経費使用計画書」のほかに必ず「機材要請書」を添付すること。「機材要請書」は、専門外の人が扱ってもまちがいがおきないように、品目、仕様等を詳細かつ明確に記入するように。例えば「噴霧器」だけでは、背負い式の農業用噴霧器なのか、隊員が看護婦で病院内の蚊やハエ退治の噴霧器を欲しいのか不詳。型式を指定した場合でも、たまたま該当物品がなく、代替品でよいのか、指定品でなければいけないのか、等のコメントを付すこと。スパナやハンマーと書いただけではインチかセンチかどの位のものか不明で購送できないこととなります。

9. 任国外旅行

隊員は受入国の要請によって協力活動をするのですから、まず自分が活動中の国内の諸事情を知り諸条件に通じることが大切で、休日を利用したり配属先から休暇を得て、適宜国内を旅行して見聞を広め、同じ分野の隊員と経験交流することは有意義ですが、2年の活動期間内で、休暇を利用して隣接の国ぐくに旅行することを認めています。合意書の中でも、「受入国以外の国に（出張または）旅行をすること」について記載しており、これを通常“任国外旅行”と呼んでいます。その趣旨は、受入国内の諸条件と比較して見聞し、受入国を見直したり違った観点から理解を深める機会としたい、ということですが、折角の機会ですし機材の第三国調達や心身の保養にも利用することができます。

上記の趣旨にかんがみ、“任国外旅行”の範囲を各国ごとに144ページの表の通り定めており、かつ旅行期間を3週間以内としているほか申請、実行に当たっていくつかの条件を付けています。これらのルールに関して以下に説明します。

- 1) 旅行の範囲（一覧表参照） — 原則として隣接の国ぐくにを対象にしています。状況によって同一の文化圏の国を加えたり、また例えば内陸国の場合に機材の調達、引取りの便宜を考慮することもあります。協力隊員は日本国の公用旅券を保持する建前から、受入国の隣接あるいは周辺の数カ国を対象をしばっているものです。それ以外の国への渡航は、業務上の必要がありその具体的事由が事務局長あてに記述申請され、経費負担区分が明らかである場合のほかは認められません。
- 2) 旅行の期間 — 3週間以内と定めています。この3週間以内という期間

を設定しているのは、前述の趣旨に加えて、①受入国側から受け得るいわゆる年次休暇は、受入先によって若干の差異はあるが一般に年間20日前後であること、②日本から海外に旅行する場合とは趣を異にするものの、通常隣接の外国に旅行するには適当な期間と考えること、③現行の現地生活費から旅行費用をまかなう前提に立てば適当な期間と考えること、によるものです。

3) 旅行の時期等 — 受入国内の諸条件に通じ隣接の国ぐにと比較できるようになる時期と言え、赴任して1年前後経ったころになりましょう。折角の貴重な旅行ですから、計画を立て日程を練って、よい収穫を得るように心がけるべきであり、この観点から特別の事情がない限り赴任後1年程度経過した時期を目安にしています。ここでいう特別の事情とは、機材の隣国での調達、引取りのために必要であるとか、親兄弟が隣国に来ていて休日にぜひ再会したいという場合であって、それも2、3日ずつ1年に4回5回もという旅行の仕方は、前述の趣旨に反し、認められません。任国外旅行の意義を理解して1年に1回の割り、2年の活動期間中に、例えば東隣りの国ぐに1回、西隣りには次の年に1回というように、異なった方向にせいぜい2回、という指針に従ってください。

4) 申請と承認 — 任国外旅行の申請は、事務局長あての申請書に期間、行先、日程、目的を極力くわしく記載して、原則として旅行出発1カ月前に駐在員に提出することになっています。合わせて配属先の了解を得ていることが必要です。隊員は受入国政府機関の一員であり、いうまでもなく業務優先ですから、休暇をとる場合は、期間の長短にかかわらず、配属先の規定と許可に従うことが必要です。特に、任国外旅行は、隣接の陸続きの国と言えども受入国からみれば外国なのですから、申請に先立って、配属先の所定のフォームに記載して配属長から許可を得る等、必要な手続きは励行すること。申請書の提出を受けた駐在員は、その内容が上記のルールに即していれば、駐在員限りで承認し、それを事務局長に報告することになっています。但し

旅行先が政情不安な地域であれば必要な注意をし、ないし旅行に条件を付し場合によっては承認し得ないこともあります。また上記のルールを超える申請、例えばどうしても3週間を超えざるを得ない場合は、それ相応の事由があるはずなので、申請書に理由書を添え、駐在員は意見を付して、事務局長に申請することになります。

5) 注意事項 — 任国外旅行中に事故ややむを得ない事情で日程または行程を変更せざるを得なくなった場合は、必ず居所を明記し、かつ変更事由を付して駐在員に電報（あるいは電話）連絡し、その承認を受ける、ないし回電に従うこと。任国外旅行の申請書には3週間以内と記し、駐在員の承認を受けてのち、旅程を駐在員の了解を受けずに変更、延長して駐在員のみならず配属先にも心配迷惑をかけた例がありました。このような勝手気ままなルールの違反に対しては厳重に対処します。

なお、任国外旅行の手続きは、隊員自身が行うことになるので、予防注射や外貨、ビザなど手落ちがないように進めること。また任国外旅行でも、単なる観光ではなく、自分の業務活動に関係のある見学、視察や、隊員との交流なども織込んで、有意義な旅行だったといえるようにしたいものです。

協力隊員任国外旅行国一覧

派遣国	現在の任国外旅行対象国	備考
フィリピン	シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、香港	
マレーシア	タイ、シンガポール、インドネシア、英領ブルネイ	
ネパール	インド、スリランカ、バングラデシュ、タイ	
バングラデシュ	インド、スリランカ、ネパール、タイ、ビルマ	
インド	ネパール、スリランカ、バングラデシュ、アフガニスタン	
シリア	トルコ、イラク、ヨルダン、レバノン、エジプト、ギリシャ	

派遣国	現在の任国外旅行対象国	備 考
モロッコ	スペイン, アルジェリア, フランス, チュニジア	
チュニジア	スペイン, アルジェリア, フランス, モロッコ, イタリア	
エチオピア	ケニア, タンザニア, 仏領ソマリア, スーダン, イエメンアラブ共和国	
ケニア	エチオピア, タンザニア, ウガンダ, マラウイ, ザンビア	タンザニア, ウガンダ間の紛争に鑑み現地の判断による
タンザニア	ケニア, ザンビア, マラウイ, エチオピア, ザイール	ザンビア経由とする
ザンビア	ザイール, タンザニア, マラウイ, ケニア	
マラウイ	タンザニア, ケニア, ザンビア	ザンビア経由とする
ガナ	ナイジェリア, ベニン, トーゴ, アイボリー, コースト, オート・ボルタ	
エル・サルヴァドル	グワテマラ, ホンデュラス, ニカラグワ, コスタリカ, メキシコ, パナマ	
コスタリカ	グワテマラ, エル・サルヴァドル, ホンデュラス, ニカラグワ, メキシコ, パナマ	
ホンデュラス	グワテマラ, エル・サルヴァドル, コスタリカ, ニカラグワ, メキシコ, パナマ	
西サモア	英領ポリネシア, 仏領ポリネシア, 米領サモア, フィジー, 米国 (ハワイ), ニューゼーランド, トンガ	
トンガ	英領ポリネシア, 仏領ポリネシア, 米領サモア, フィジー, 西サモア, 米国 (ハワイ), ニューゼーランド	
ポリビア	パラグアイ, アルゼンチン, ブラジル, ベルギー, チリ	
パラグアイ	ポリビア, アルゼンチン, ブラジル	
ベルギー	ポリビア, エクアドル, チリ, コロンビア, ブラジル	

10. 一時帰国(忌引帰国等)

一時帰国には、次の事例があります。

1) 任期延長による一時帰国—2年の任期をさらに1年以上延長することが決まった隊員は、当初の任期2年を経過した時点で、30日間の全額公費による一時帰国が認められています。任国政府（具体的には配属先）の事情で、例えばその時点が農繁期とか学期中などの場合は、帰国の時期を多少（3カ月程度）ずらすことは可能です。またこの一時帰国は本邦滞在期間を最短2週間に縮めて、残余を研修や見聞のため、任国外を経由することも事由に応じて認めていますが、事務局長が認める研修以外は、その立寄り部分は私費扱いとなります。

2) 事故等による一時帰国—傷病のため診療を目的として一時帰国せざるを得ない場合もあります。任期の末期であっても、この種の事件については、隊員の身分も任期もそのままにしてとり急ぎ一時帰国の取扱い（経費は医療給付から）をし、本邦での診療の結果、隊員の希望、残余の任期をも勘案して、任国に復帰するか、再赴任をやめて隊員の身分を解くか、等を適宜決めることにしています。自分の傷病でなくて、受入国側の政変、社会不安などから、隊員の安全上、一時帰国を指示することもあり得ます。

3) 親族死亡による一時帰国—「特別一時帰国」制度と呼び、隊員の父母、妻子が死亡した場合、任期の長短を問わず本邦滞在10日間以内を原則として一時帰国が認められます。本来は私事による一時帰国ですが、隊員の負担は往復の航空賃中2万5千円だけでよく、これら親族が重傷病になって見舞いのための一時帰国は全額私費ですが、帰国中に亡くなった場合は「特別一時帰国」の取扱いに切換えられます。

なお一時帰国はすべて駐在員—事務局長間の連絡により、必ず事務局長の承認を受けることになっています。

11. 報告書の提出

隊員は各任国に赴任してのち、協力活動の状況を主内容とする「業務報告書」を、おおむね3カ月に1回、定期的に、事務局長あてに、駐在員を経由して提出することになっています。

「おおむね3カ月に1回提出」と言っても、提出時期とその内容については、やや具体性を欠いている憾みがあり、隊員にとって毎回、業務状況を追ってゆくことが、書きにくい書きづらいという事情があるであろうと考えられます。それを補うべく、派遣前訓練期間および赴任前の指導等で物事を記述する訓練ならびに報告書の書き方の詳しい解説を行っています。定期的提出を励行するために、2年の任期を通じて7～8回提出となる報告書が、そのつど業務活動、生活事情の流れに即して主題を立てて掘り下げて記述できるように、次ページの一覧表の通り提出時期の目安を示し、さらにその回次ごとのテーマ、内容の示唆を下に掲げることとします。

その前に、報告書の役割について述べておきますと —

報告書の役割—隊員の業務報告書はいうまでもなく隊員自身と事務局とを結ぶ手段であり、それによって事務局が隊員の活動状況を把握して日常の支援業務、事務処理を円滑に行い、さらには協力隊運営の施策に、重要な示唆となる意義をもつものです。また隊員の関係者、所属先等から活動状況について照会のあった場合、消息を知らせるための素材ともなるものです。

次に、報告書の活用、効用について記しておきます。

報告書の活用範囲

①事務局は、駐在員から送られてくる隊員の報告書を受け取ると各課及び両

報告書提出時期の目安一覧表

派遣次 報告書の 号数	1 次 隊	2 次 隊	3 次 隊	4 次 隊
(赴 任)	8 月	10 月	2 月	4 月
1 号	9 月 (赴任の年の)	11 月 (赴任の年の)	3 月 (赴任の年の)	5 月 (赴任の年の)
2 号	12 月 (同 上)	2 月 (赴任翌年の)	6 月 (同 上)	8 月 (同 上)
3 号	2 月 (赴任翌年の)	4 月 (同 上)	8 月 (同 上)	10 月 (同 上)
4 号	5 月 (同 上)	7 月 (同 上)	11 月 (同 上)	1 月 (赴任翌年の)
5 号 (中間報告書)	8 月 (同 上)	10 月 (同 上)	2 月 (赴任翌年の)	4 月 (同 上)
6 号	12 月 (同 上)	2 月 (2年後の)	6 月 (同 上)	8 月 (同 上)
7 号	3 月 (2年後の)	5 月 (同 上)	9 月 (同 上)	11 月 (同 上)
8 号 (総合報告書)	7 月 (同 上)	9 月 (同 上)	1 月 (2年後の)	3 月 (2年後の)

〔注〕 総合報告書は原則として現地で執筆し、帰路につく前に駐在員(調整員)に提出するが、やむを得ない場合は帰国後2週間以内に提出するものとする。

訓練所にコピーを配布し事務局全職員の閲覧に供するとともに、処理すべき事項があれば担当者が責任をもってそれを実行するようにしています。訓練中の隊員候補生にとって参考となることがあれば候補生にも回覧しています。

特に派遣課は、報告書の中に質疑、照会等返事を要する事柄があればもちろんのこと、報告書の内容に関する技術上の助言、指導は事務局内の技術顧問

間や局外の専門委員等から受けて、また派遣課の担当者等からの感想や示唆なども加えて、「派遣課連絡」というフォームを使って、原則としてすべての報告書に“返事”を発信しています。

②また、協力隊が国民的基盤に立ち、広く国民の理解を得ながら遂行されるべき事業であることにかんがみ、および隊員の活動ぶりや海外の実状を知ってもらうために、隊員の出身県（るす宅のある県）の協力隊担当課にもコピーを送付することにしてあります。これはまた、隊員の現地での協力活動が地域社会からの有形無形の支援を受けているため、それに対する活動報告としてであり、海外で得る貴重な体験の社会への還元であると考えてよいと思います（なお、県への配布を望まない場合は、その旨報告書に希望表示して下さい）。

③隊員の報告書は、現地の住民に溶けこみ、かれらと一体となって活動する隊員の労苦、体験をつづった貴重な記録であって、他に類例はなく、将来にわたって海外協力の実践例として生かされかつ実践と学問との接点を探求してゆくための貴重な資料となります。このため昭和49年度から50年度にかけて、中根千枝東大教授の研究室の協力を受けて、協力隊がはじまっていた隊員の報告書の事項別分類とそれによるカード化に着手し、50年度までの報告書はすべて作業が完了しており、国別の基本方針・事業計画の作成、検討や、派遣前訓練の任国事情や演習などに活用されています。

④上述の実践例研究及びカード化という実績の上に立って、将来にわたって、報告書の内容を専門別、テーマ別にさらに深く分析し、技術上の観点からも対象地域・国ぐいの社会的経済的条件からも観察して、南北問題の核心部にふれる研究を重ねてゆくべく、そのためのシステムを考案しつつありますが、52年度にはその一環として、ケニアの理数科教育をテーマに取上げ、協力活動分析プロジェクトを組みました。このような計画は毎年継続実行してゆく方針です。

隊員にとっての報告書の効用にも言及しますと、報告書を書くことは単に義務としての観念からではなく、それを書くことによって自分自身の頭の整理ができ、また問題の所在を考えるよい契機となり、任務遂行に当たってもプラスになるはずで、さらに2カ年という海外勤務のよい記録ともなることは確実です。

さて以上の役割、活用・効用を考慮し、2年の活動期間の状況、推移に応じて関心をもつべき事柄、把握すべき事項を整理して記述しやすいように考案したのが、次ページ以降に掲げる報告書の回次・号数ごとのテーマと内容の示唆です。いうまでもなく目安ですから現地の諸事情に応じて適宜調整して差支えありませんが、要は、質も量もすぐれた報告書が適確に提出されて隊員自身のためはもちろん、協力隊事業の施策の中に有効に生かされることにあるので、これを参考にして執筆にあたってください。

隊員報告書の提出時期およびテーマ、内容についての示唆略

報告書執筆の心構え等

①隊員が赴任して技術協力に取り組もうとしても、即刻に技術を受け入れない伝統の厚い壁、文化の相違、社会条件等いわゆる技術以前の諸問題が山積していることについては、派遣前訓練中に「開発講座」「文化講座」等で承知ずみのものであり、実際にその場面に遭遇するはずで、その場合隊員は日本の事情に比較して矛盾することに出会っても、それをただ単に非難するのではなくて「そうなった原因は何に基因するのか」と観察するだけの心の準備と相手の立場に立って考えてみる思いやりといったものを身につけたはずで、

業務報告書執筆に当たっても、上述の態度を踏まえ、ただ「業務の進捗状況」だけに限って記述するのではなく、もし任務遂行上「壁」があれば、それは「どうしてか」についての観察結果にもとづく理解の仕方をも含めて書いて欲しいものです。そうすれば、後続隊員にとっても好個なデータとして役立つこととなります。業務一辺倒にならぬように、現地の生活・歴史・社会的な技術以前の「壁」にも言及し、包括的観察にもとづく報告書になるよう努力してください。

②報告書の提出時期については、一覧表に目安を記してありますが、現地での事業年度の区切りや学期末にしめくくりをしよう、受入国内・外に出張あるいは旅行をして調査、見聞したことを記述しよう等々、前回提出から3カ月経過していなくても、随時報告することを勧めます。

ある教育分野の隊員は、毎月の活動・授業の状況をかなりの分量にまとめて定期的に提出していましたが、月例報告とは言わないまでも、常日ごろから活動の記録を整理しておくことは大事です。

③報告書に、現地活動・生活の写真、関連する現地新聞の切抜き、技術的な資料（試験データ、テキストなど）、配属先に提出した英文（ないし現地語文）のレポートなどを適宜挿入、添付することを勧めます。報告書自体が生きいきしたものになり、また読み手にとっても、活用するに当たっても、現地の状況の理解を促し深めることになるはずです。

④配属先に提出したレポート、と記しましたが、これまで解説してきた事務局長あての報告書とは別に、隊員は受入国政府機関に配属してその一員として活動しているのですから、それぞれの配属先にも、業務の状況、計画等について適宜提出することが望ましく、現に受入国、配属先によっては定期的なレポートの提出を求めることがあります。但しこの場合は、英語ないしそれぞれの国の公用語でレポートをつづる必要があるわけで、事務局長あての「業務報告書」の骨子を英訳（ないし現地語訳）したり、あるいはその配属

先所定のフォームに記述したりするに際して、連絡事務所の助力例えば現地人タイピストの手助けや、配属先の現地人同僚の協力を受ける必要もおきてきます。事務局は、この英文（ないし現地語文）レポートの作成、提出をとめて励行するよう勧めており、そのためにも語学力をつけて、レポートを通して隊員の協力活動により評価を得たいものです。

⑤隊員は2部駐在員あて送付すること。

駐在員はコメントを付し事務局長あてに転送することになっています。なお同一勤務、同一事業の場合は数名で合作しても差支えありません。

また報告書の受領、事務局送付については、駐在員が行っており、事務局から隊員あてに個別に受領通知は出していません。

⑥隊員が現地活動に関連して事務局に質問ないし照会したいこと、あるいは一身上の事柄、手続き上の問い合わせ等がある場合は、報告書とは別に、切り離して、随時「事務連絡」として、駐在員を経由して事務局の地域課あてに申し越すように。

12. 技術月刊誌等の送付

技術月刊誌

隊員は2年以上日本を離れて技術指導にあたります。新しい技術に接して、学ぶという立場よりも一般的にいえば教える立場である以上、どうしても新しい技術の情報から疎遠になりがちです。一方、日進月歩の技術革新時代ですから、2年の間に専門分野での技術進歩が測り難い程のスピードで進んでいくという状況があります。隊員は、任務を終了して帰国すれば一日も早く日本の社会に復帰しなければならないのであって田植機を赴任前は農村でほとんど見なかったのが、帰国後ほとんどの家で使っているので戸惑ったといった状況は避けなければなりません。

こういう状況を埋めつつ、隊員が技術進歩について勉強をたやさないために専門分野の月刊誌を隊員に届けるシステムがこの「技術月刊誌」です。赴任時に「購読申込書」用紙が配布されますので、受入国で住所確定後、送り先と雑誌名を指定し、駐在員経由で事務局に申込みます。事務局は業者に委託し、海外新聞普及（株）会社を通じ定期的に送付します。住所変更、誌名変更も同様の手続となります。申込後1～2カ月後から、帰国1カ月前まで送付されます。直接海外新聞普及（株）会社に誌名変更を通知しても変更されません。必ず事務局を通すこと。主旨が専門分野での技術情報提供ですから、いらぬという隊員に別の総合雑誌を送るということとはしません。また専門分野とかけ離れた月刊誌は認められません。例えば何人かのグループで回読しようという場合、農業機械隊員が自動車整備の雑誌をとというのは認めていますが、農業隊員がボクシングやレスリングの雑誌を読みたいといっても応じられません。また特殊な会報誌で市販されていない雑誌は不可能ですが、市販されていて入手可能であれば、外国出版物でも送付可能です。なお

原則として月刊誌に限って日刊・週刊誌や季刊・年刊誌は対象外にしています。

JOCV ニュース

協力隊月刊誌と「JOCV ニュース」を毎月各隊員宛（駐在員を経由している国もある）に発送しています。特に「JOCV ニュース」はいわゆる「社内報」として取扱っています。事務局の方針・決定事項その変更等隊員への周知事項については、特別な場合を除いて、各隊員あて文書で通知することなく、「JOCV ニュース」を利用して伝達、周知することとしています。支援経費の使用法、海外手当等の改定、一時帰国の取扱い変更等隊員の活動にかかわる重要事項が掲載されますので、必ず目を通すこと。

その意味では、遅配がおきたり届かなかったりはさげなければなりません。一日も早く、確実に届けることから、「JOCV ニュース」だけは外部委託をせず、事務局の国担当から駐在員直送の建前をとっています。例えば、短期の2カ月程度の任地移動とか、住所変更にもっとも早く対応できる人は駐在員ですので、この方式を採用しているわけです。

原則として月2回刊、発行日は毎月15日及び30日で、少なくとも2週間内には隊員の手許に届くようになっています。配布先としては、隊員、駐在員のほか、その後の協力隊の動向を知ってもらうべく、協力隊の「身内」の帰国隊員にも配布されています。逆に帰国隊員の欄もありますので、現役隊員も帰国隊員の動向を知ることができるようになっています。紙面も現行タブロイド版2ページと限られているため、隊員の投稿をすべて掲載するわけにはいきませんが、隊員と事務局のパイプでもありますので、事務局からの一方的通知ばかりでなく、帰国隊員の活動や隊員の声も反映した紙面づくりを心掛けています。月刊誌も定期郵送しています。これは主として志願者向けに編集、刊行されている月刊機関誌ですが隊員の留守宅にも1部ずつ送付しています。

13. 余暇の活用

仕事が忙しいとこぼしている隊員がいました。それを聞いた別の隊員が「仕事が多忙な辛さを強調するな。仕事が中断し、はかどらない辛さの方がどれほど苦しいか」と抗議したといいます。隊員にとっては、業務以外の余暇の活用がボランティアの面目躍如という場面もあり得ます。余暇を受動的にテレビを見たり、映画を見たりということで過ごしてきた人にとって、積極的、能動的に余暇を活用することに当初は不馴れを感ずるかも知れません。しかし余暇を自分の貴重な時間と考えて業務中とは違った仕方での国の人人の中に積極的に溶け込むこと。受入国の理解に大いに役立つことです。そのためには自分に適したよい趣味を見出すことが大事だし、あるいは本来の趣味を深める機会になります。

例えばA隊員は天体望遠鏡を持参して、毎夜周囲の子供達に天体の講義をしました。B隊員は村にスピーカーを取付けて、ラジオを持たない人たちに自分のテープレコーダーに録音したものを流して“放送局”をつくりました。村人はその時間になると車座になって聴きにきました。その他柔道や空手といった日本古来の武道、生花、日本語を教えている隊員も数多くいます。あるいは自分のテーマとしてチョウ採集や、香料採取をした人、いろいろな工夫があります。たまには飲み、中華料理を食べ、室内遊技に興じることもありましょうがそれらは日本でもできること。2年間その国に滞在しなければ出来ないこと、単なる旅行者には出来ないことを気張らずに試みることは隊員生活をゆたかな有意義なものにするに違いありません。そういう普段の仕方が例えば業務上の困難に遭遇した時、あるいは挫折した時の気分転換に役立ち、早い立直りのきっかけになり得ます。

14. 緊急事態の連絡

赴任中緊急事態が発生した時、どのように対処するか常に念頭に置いて行動すること。一口に緊急事態といってもいくつかの事例が考えられます。

1) 交通事故等一個人の事故の場合、まず駐在員と連絡をとること。状況によっては、空輸の処置あるいは医師の派遣、犠牲者がある場合はその後の法律上の問題が発生しますので、駐在員が現場に急行します。在外公館、事務局、家族と連絡を取りながら処理することになります。通常の病気の時も駐在員への通知は大切です。

2) 天災等一隊員がいる国、地域に水害や地震がおきると、本人に直接影響がなくとも、外電で報道され、家族が心配します。被害が大きくなると、外部との通信がとだえ、駐在員や在外公館への連絡さえできない恐れがありますが、電報電話、手紙、伝言等あらゆる方法で連絡をとる必要があります。その場を動く時には、駐在員や調整員が行き違いで到着した時にわかるようにしておくことを忘れずに。

3) クーデターや内乱－内外情勢の動きから事前に予測できるクーデター、戦争のぼっ発等の場合は、在外公館の指示に従い、周囲のデマに惑わされないうような細心の注意が必要です。このような非常時は国際情勢いかんで動くことが多いので、例えば現場で戦車が少なくなった多くなったといった目の状況だけで判断せず、駐在員と連絡を密にして外部情勢を持っている在外公館の指示に従うこと。いわんや、興味本位で現場視察等軽率な行動は避けるべきです。

いずれの場合にせよ、日常出張や旅行等、在任地、配属先を1週間以上離れる時はその旨駐在員に通報しておくことを励行すれば、万一の事態になっても連絡し合えるものです。それを忘れたために、緊急事態となって所在不

明となって関係者に迷惑をかけた例がありますので、注意を喚起しておきます。

なお政変、内乱等のために隊員の生命が危険にさらされたり協力活動ができない事態に立ちいたったとき、あるいはそのおそれがある場合、事務局長は隊員に第三国への避難あるいは本邦に帰国させるなどの緊急措置をとることがあります。これについては、「合意書」の中の「6. 派遣についての事故」第2号以下に詳しく記されています。

15. 国内積立金制度

海外での任期（活動期間）をおえて帰国してのちの生活基盤を再構築するための資金として、派遣前訓練の開始時から任期满了まで、月々74,500（昭和54年度分）が個々の隊員の名義で積立てられ、帰国後一括して支給されます。この金額は毎年、国内の物価、給与の推移に見合って改定されるよう予算要求しています。

帰国後の生活基盤を再構築する資金ですから、日本での勤務先から休職措置を得て参加した場合は、帰国してただちに職場に復帰できるものと考え、国内積立金は支給されません。

また、帰国後一括支給を建前とし、任期中の引出しあるいは取りくずしには、それ相応の理由がない限り認められません。安易に引出すことは、本積立金の趣旨に反し、帰国後の資金が枯渇してしまうことになり、事務局としてはそれを防ぎ、積立金が有効に活用できるよう引出しを著しく制限しているものです。任期中の積立金引出しを認めているのは、①無職の既婚者・子弟、あるいは老年の両親等隊員が扶養を必要とする親族を残して赴任する場合の家族への生活資金送金、②任期中親族に結婚あるいは逆に不幸等があり、相当多額の資金が入用となった場合等で、いずれも事務局長あて理由書添付、申請することになっています。またこれらの場合でも月々の、ないし申請時積立額の全額ではなくて、一部を引出し、あるいは送金するように勧めています。

これらの場合とは別に、任期を延長して一時期国中に任国での必要な物を購入する、日本国内で旅行する等の場合には、すでに相当の金額が積立てられていることも考慮して、15万円までの引出しについては、取扱上積立金利に不利にならない配慮をして、隊員の申請に応じ認めています。しかし15万

円を超える場合には、前記同様理由書を添付することとし、審査の対象となります。

留意してほしいことを一つ— 自分の名義で積立てられているのであれば、いっどう使うか希望通りにしてほしい、という意見があります。やがて活動期間が終わる隊員から「幸い帰国後の就職は恩師のおかげで内定しており、国内復帰に目途がついているので、この際帰国の途次あちらこちら旅行したい、については全額おろしたいが、せめて60万円ほど旅行の費用に当てたいので積立金をくずして送金してほしい」という申出がありました。事務局からの返事は— この積立金は確かに個人の名義になっているには違いないが、帰国後の社会復帰には相当の経費が必要だと考えて、日本の国と国民が国の財政資金から隊員諸君のために積立てている、支援の一つの現われだ。その趣旨をもう一度確認して、その上で改めて申し越すように。帰路の旅行は結構だが、協力隊のルール通り4週間以内の計画をつくり、費用も見直して、有益な旅行ができるように工夫し、結果を提出すること。

16. 災害補償等に関する制度

諸経費

派遣前訓練の開始から隊員として現地活動し、帰国する日までの期間に、病気、災害、生命に係る事件が発生した場合に備えて、下記の補償制度をもうけています。

- 1) 団体生命保険－三井生命相互保険会社と 3,000 万円の団体定期生命保険を契約
- 2) 労災保険特別加入（業務上及び通勤途上の災害が対象）
- 3) 災害補償制度（派遣前訓練期間及び赴任途上の災害が対象）
- 4) 共済給付制度（業務外の災害が対象）

業務に起因する傷病は 2) 及び 3)、業務に起因しない傷病は 4)、によりそれぞれ補償されます。両者の間には補償率に多少の差異があるほか、補償、給付項目等にも若干の相違があります。病気・傷害発生の場合、隊員は駐在員にただちに通報し、駐在員は事情をよくきいた上で業務上災害か否かを認定して事務局長に報告することになっています。最終の認定は事務局長が行います。業務上の災害と認定を下すのは、①通常の仕事場所で、②通常の仕事時間内に、③上司の指揮命令を受けている状態のときに、おきた傷病、及び通勤途上でおきた傷病、また隊員受入国特有の風土病（例えば、マラリア、トキソプラズマ、流行性肝炎等）の場合に限られています。

診療費の請求は所定のフォーム（業務上も業務外も共通）をもって駐在員に提出します（本邦滞在中は訓練所長か派遣課長）。駐在員が審査し上記の認定に基づいて、給付することになります。通常は隊員が支払いを済ませ、その領収書等をもって給付することになりますが、例えば急病で入院の費用が高額となり、支払いが困難というような場合は、駐在員が概算払いするこ

ともありますので相談すること。

請求の際特に注意して欲しい点は、

- 1) 領収書等が現地語、現地文字で記載してある時は算用数字等わかるように添え書きしておくこと。
- 2) 災害発生日時、場所、内容、発生原因、状況、応急措置等駐在員が認定できる報告を添付すること。
- 3) 病名、治療等を記載した診断書、ないしはそれに類する（軽微なものであれば医師に領収書に添え書きしてもらう）書類を添付すること。例えば歯の治療等は日本での健康保険と同様に金や白金は対象外になる規定があるので、単に歯の治療いくらというのでは認定が困難となります。

帰国後の健康診断で病気が発見され治療をする際でも、この両制度の対象となります。その疾病の発生がこの項のはじめに記した期間内（派遣前訓練の開始から帰国する日まで）であれば、資格喪失日つまり帰国日以後も6カ月間は療養費の支給が受けられません（業務外の傷病の場合）。業務上災害の場合は労災法の規定により、完治するまで療養費の継続支給を受けられる他、完治時点での後遺障害の程度に応じて障害年金が支給されます。

帰国時の予防注射や、健康診断等はこの対象外で、病院に行くまでの移送費も個々によって判定が異なるので駐在員に相談すること。

業務上及び通勤途上の災害について、労災保険の適用を受けるためには、次の事項について届出をしておかねばならないので、駐在員への通知を忘れないことが大切である。

1. 配属先の名称と所在地の住所
 2. 業務内容（配属先名と共に受入希望調査表記載の当初予定と異なる場合は絶対に早刻通知の事）
 3. 住居の住所（郵便配達用アドレスではなく住いの住所）
- 尚、現地語学訓練等の駐在員の命によることも業務上とされうる。

青年海外協力隊隊員の災害補償に関する基準

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、海外の地域に派遣する青年海外協力隊隊員およびシニア隊員（以下「隊員」という。）の派遣期間中の業務上の災害（負傷、疾病、身体傷害または死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「災害補償」という。）に関する諸般の事項を定めることを目的とする。

(補償基準額)

第2条 補償基準額（以下「基準額」という。）は次の式で算出した額を目額とする。

$$\text{専門家国内俸（5級）} \times \frac{110}{100} \times \frac{1}{30}$$

第2章 補 償

(補償の種類)

第3条 補償の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 障害補償
- (4) 遺族補償

(5) 葬祭補償

(6) 打切補償

(療養補償)

第4条 隊員が業務上負傷または疾病にかかった場合には青年海外協力隊事務局（以下「事務局」という。）は療養補償として必要な療養の費用を負担する。

2 前項の療養の範囲は次に掲げるものであって療養上相当と認められるものとする。

(1) 診 療

(2) 薬剤または治療材料の支給

(3) 処置、手術、その他の治療

(4) 医療機関への収容

(5) 看 護

(6) 移 送

(休業補償)

第5条 隊員が業務上負傷または疾病にかかり、帰国後もなお療養のため生業に従事できず、収入がない場合には事務局は休業補償としてその収入がない期間につき基準額の100分の60に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第6条 隊員が業務上負傷または疾病にかかり、なおったとき、国家公務員災害補償法別表に定める程度の身体障害がある場合には事務局は、障害補償として別表に定める障害補償一時金を支給する。

(遺族補償)

第7条 隊員が業務上死亡した場合には事務局は、遺族補償として、隊員の遺族に対して次の各号に掲げる金額を支給する。

(1) 基準額の1,000日分に相当する金額

(2) 隊員の死亡の当時、遺族加算の対象となる遺族がある場合には配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）については基準額の200日分、その他の遺族については、一人につき100日分に相当する金額を加算した金額。

ただし、遺族加算の対象人数は4人を限度とする。

2 前項において遺族加算の対象となる遺族とは隊員の配偶者、子、父母、祖父母および兄弟姉妹であって、隊員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものとする。

ただし、配偶者以外の者にあつては、隊員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

(1) 父母または祖父母については55歳以上であること。

(2) 子については18歳未満であること。

(3) 兄弟姉妹については18歳未満であること。

(4) 前3号の要件に該当しない子、父母、祖父母または兄弟姉妹については人事院規則（16-0）に定める廃疾の状態にあること。

（葬祭補償）

第8条 隊員が業務上死亡した場合には事務局は、葬祭を行なう者に対して葬祭補償として基準額の60日分に相当する金額を支給する。

（打切補償）

第9条 第4条の規定により療養補償を受ける隊員が療養開始後3年を経過し、負傷または疾病が相当期間なお見込みがないと認められる場合には事務局は基準額の1,200日分に相当する金額の打切補償を行なうことがある。その場合はその後、この基準の規定による他の補償を行なわなくてもよい。

（補装具の支給）

第10条 隊員が業務上負傷または疾病にかかり、国家公務員災害補償法

別表に定める程度の身体障害がある場合には事務局は隊員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給する。

(補償の制限)

第11条 隊員が故意または重大な過失によって、業務上負傷し、または疾病にかかり、若しくは、その病状または障害の程度を著しく増進させた場合には事務局は、休業補償または障害補償の全部または一部を減額し、またはこれを行なわないことができる。

2 隊員の任国政府および隊員の所属機関等が災害補償を行なう場合には、その限度においてこの基準による補償を減額し、またはこれを行なわないことができる。

(準用)

第12条 青年海外協力隊訓練所に参加した日から赴任のため本邦を出発する日の前日までに発生した隊員、若しくは隊員候補生の業務上の災害についても原則としてこの基準を準用するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、災害補償の取扱いに関し、必要な事項については国家公務員災害補償法の定めるところによる。

同法に準拠すべき規定がない事項については労働基準法の例による。

第14条 この基準の実施のために必要な手続等については別に定める。

第15条 この基準に拠り難い場合には外務省と協議のうえ、別の取扱いによることができる。

別表

身体障害の等級	障害補償一時金
1 級	基準額の 1,340日分に相当する金額
2 級	〃 1,190 〃
3 級	〃 1,050 〃
4 級	〃 920 〃
5 級	〃 790 〃
6 級	〃 670 〃
7 級	〃 560 〃
8 級	〃 450 〃
9 級	〃 350 〃
10 級	〃 270 〃
11 級	〃 200 〃
12 級	〃 140 〃
13 級	〃 90 〃
14 級	〃 50 〃

(注) 身体障害の等級は国家公務員災害補償法別表に定めるところによる。

青年海外協力隊隊員の共済給付に関する基準

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この基準は、青年海外協力隊隊員等（以下「隊員等」という。）の業務によらない負傷、疾病、身体障害又は死亡（以下「傷病等」という。）及び隊員等の家族の負傷、疾病、出産、身体障害又は死亡（以下「家族の傷病等」という。）に関して適切な給付を行うため共済給付制度を設け、隊員等の福祉に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準における次の用語は、それぞれ当該の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「隊員等」とは、青年海外協力隊隊員、シニア隊員、隊員候補生及び国連ボランティアをいう。
- (2) 「家族」とは、隊員等の配偶者及び子をいう。
- (3) 「在任期間」とは、隊員等が青年海外協力隊事務局（以下「事務局」という。）の指定する訓練に参加した日から海外協力活動を終え本邦に帰着した日（帰路変更した場合には、通常の経路により帰国する場合本邦に到着する日をいうものとする。以下同じ。）後1ヶ月までの期間をいう。

(給 付)

第 3 条 隊員等の在任期間における業務によらない傷病等及びその期間における隊員等の家族の傷病等については、この基準の定めるところにより給付を行う。

(給付基準日額)

第 4 条 給付基準日額は、別表第 1 に定める金額とする。

第 2 章 給 付

(給付の種類)

第 5 条 給付の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療 養 費
- (2) 傷病手当金
- (3) 障害一時金
- (4) 遺族一時金
- (5) 埋 葬 料
- (6) 家族療養費
- (7) 出 産 費
- (8) 弔 慰 金
- (9) 見 舞 金

(療養費の給付)

第 6 条 隊員等が業務によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合には、療養費の給付を行う。

2. 前項の療養費の給付の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診 療 費
- (2) 医療機関の処方箋による薬剤又は治療材料の購入費(薬局において購入するものを含む。)
- (3) 処置、手術その他の治療費
- (4) 医療機関への収容費
- (5) 看 護 費

(6) 移 送 費

3. 前項に規定する療養費には、歯科診療費（金、白金等の特殊高級材料を使用した場合は、その材料費を除く。）を含むものとする。ただし健康証明及び疾病予防の費用を除く。
4. 前項に定める歯科治療費の場合において療養を受けた者1人につき、一つの事業年度につき歯科治療費に係る療養費の給付の合計額が20万円を超えるときは、当該事業年度当り20万円を限度とする。（第12条第2項1号の場合において同じ）
5. 隊員等が在任期間中自己の療養のために費用を支出した場合には、その支出した金額に100分の80を乗じて得た金額を療養費として給付する。ただし、その支出した金額に100分の20を乗じて得た金額が1件1ヶ月当り3,000円を超える場合には、当該超過額を限度として療養費の給付を増額することができるものとする。

（療養費の継続給付）

- 第7条 隊員等がその資格を喪失することとなる場合において、現にこの基準により療養費の給付を受けている場合には、当該隊員等は当該疾病（その原因となった疾病または負傷を含む）又は負傷について、資格喪失後も3年間を限度として継続して療養費の給付を受けることができるものとする。

（傷病手当金）

- 第8条 隊員等が業務によらないで負傷し、又は疾病にかかり、帰国後も療養のために生業に従事することができず収入がない場合には、傷病手当金として、1日につき給付基準日額の100分の60に相当する金額を給付する。
2. 前項の場合において、病院又は診療所に収容された者でかつ扶養家族がない者の場合には、当該収容された期間については、傷病手

当金は1日につき給付基準日額の100分の40に相当する金額とする。

3. 傷病手当金の給付期間は、同一の疾病又は負傷及びこれに起因する疾病については、当該給付を始めた日から起算して6ヶ月（結核性の疾病の場合には3年間）をもって限度とする。ただし、事務局長が真にやむを得ない特別の事情があると認める場合には、別の取扱いによることができるものとする。

（障害一時金）

- 第9条 隊員等が業務によらないで負傷し又は疾病にかかり、その傷病が治癒したときにおいて、国家公務員災害補償法別表に定める程度の身体障害がある場合には、この基準の別表第2に定める障害一時金を給付する。

（遺族一時金）

- 第10条 隊員等が業務によらないで死亡した場合には、隊員等の遺族に対して、次の各号に掲げる金額を給付する。

- (1) 給付基準日額の1,000日分に相当する金額

- (2) 隊員等の死亡の当時、遺族加算の対象となる遺族がある場合には、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）については、給付基準の200日分、その他の遺族については1人につき100日分に相当する金額を前号の金額に加算する。ただし遺族加算の対象者は4人をもって限度とする。

2. 前項の場合において遺族の範囲及び遺族一時金の給付の順位は別表第2に定めるとおりとし、かつ隊員等の死亡当時その扶養家族であった者とする。ただし、遺族については、配偶者以外の者にあつては、隊員等の死亡当時、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

- (1) 父母又は祖父母については55歳以上であること
- (2) 子については18歳未満であること
- (3) 前2号の要件に該当しない子、父母又は祖父母については別表第3に定める廃疾の状態にあること

(埋葬料)

第11条 隊員等が業務によらないで死亡したとき、葬祭を行なうものに対し、埋葬料として給付基準月額30日分に相当する金額付する。

(家族療養費)

第12条 隊員等の在任期間において、隊員等の家族が負傷し、又は疾病にかかり、当該隊員等がそのために要する療養費を支出することとなる場合には、当該隊員等に対して家族療養費の給付を行う。

2. 前項の場合において、家族療養費の範囲は次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

(1) 第6条第2項に定める療養費及び同条第3項に定める歯科治療費。ただし、この歯科治療については隊員等が随伴、若しくは呼寄せた家族に係るものに限るものとする。

(2) 異常分娩(早産、流産及び死産を含む。以下同じ。)のため正常分娩においては、通常必要としない第6条第2項に規定する療養費

(3) 妊娠または分娩を原去として発生した病気に係る第6条第2項に定める療養費

3. 家族療養費の給付額は、配偶者及び子のために前項の費用を支出したときは、その額に100分の80を乗じて得た額

(出産費)

第13条 隊員等の配偶者が出産(妊娠4カ月以上(85日以上をいう。)の異常分娩を含む。)した場合は、別表第5に定める出産費の給付を

行う。

(弔慰金)

第 1 4 条 隊員等の家族が死亡した場合は、その遺族に対し、別表第 6 に定める弔慰金の給付を行う。

2. 前項の遺族の範囲及び給付の順位は、別表第 3 に定めるところによる。

(同順位の遺族)

第 1 5 条 第 1 0 条第 2 項及び前条第 2 項の定めにより給付を受けるべき遺族に同順位が 2 人以上あるときは、その人数によって等分した額を給付する。

(見舞金)

第 1 6 条 隊員又は隊員等の家族が疾病又は負傷の結果として、別表第 4 に掲げる廃疾の状態にある場合には、隊員等に対し、次の各号に定めるところにより見舞金の給付を行う。

(1) 隊員等が別表第 4 の第 1 号から第 8 号までに掲げる廃疾の状態にあるときは、遺族一時金の額相当額

(2) 隊員等の家族が別表第 4 の第 1 号から第 8 号までに掲げる廃疾の状態にあるときは、弔慰金の額相当額

(3) 隊員等若しくは隊員等の家族が別表 4 の第 9 号に掲げる廃疾の状態にあるときは、廃疾の状態に応じて事務局がその都度決定する額

(給付の制限)

第 1 7 条 隊員等が故意又は重大な過失によって負傷し、疾病にかかり、若しくはその病状又は障害の程度を著しく増悪させた場合には、傷病手当金、障害一時金又は遺族一時金の一部を減額し、又はこれを給付しないことができる。

2. 隊員等又は隊員等の家族が、この基準による共済給付制度以外のものの負担において療養若しくは療養費又は出産費の給付を受けた場合は、その受けた限度において療養費、家族療養費または出産費の給付を行わないことができる。

(特例)

- 第18条 隊員等が、止むを得ない事由等により早期帰国した場合における当初の在任期間の残期間その他事務局長が特に認める在任期間以外の期間について、第5条に定める給付を行うことができる。

第3章 掛 金

(掛金)

- 第19条 隊員等の掛金は、別表第7に定める金額とし、隊員等の海外手当又は在勤基本手当等から控除する。
2. 月の中途において隊員等の在任期間が始まり、又は終る場合には、当該月の当該隊員等の掛金は前項の金額を基礎として日割計算する。
 3. 国際協力事業団は、隊員等の掛金と同額の負担金を拠出する。

第4章 雑 則

(準用)

- 第20条 この基準に定めるもののほか、共済給付の取扱いについては、国家公務員共済組合法の例による。

(実施期間及び細則)

- 第21条 この基準の実施に必要な細則等は、別に定める。

附 則

1. この基準は、昭和54年7月1日から施行する。

2. この基準の施行の前日までに給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
3. 「日本青年海外協力隊隊員の共済給付に関する基準」（昭和44年7月11日達第20号）は廃止する。

別表第1

給付基準日額	5,200
--------	-------

別表第2

身体障害の等級	障害一時金給付額	
1級	給付基準日額の1,496日分に相当する金額	
2級	1,329	"
3級	1,173	"
4級	1,028	"
5級	883	"
6級	749	"
7級	626	"
8級	503	"
9級	391	"
10級	302	"
11級	223	"
12級	156	"
13級	101	"
14級	56	"

別表第3

死亡した者	給付の順位	遺族の範囲
隊員等	1	配偶者
	2	子
	3	父母（養父母，実父母の順）
	4	祖父母
配偶者	1	隊員等
	2	子
子	1	隊員等
	2	配偶者
	3	その他の子

別表第4

廃疾の状態	
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの
2	言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3	中枢神経系又は精神に著しい障害を残し，終身常時介護を要するもの
4	胸腹部臓器に著しい障害を残し，終身常時介護を要するもの
5	両上肢とも手関節以上で失ったか，又はその用を全く永久に失ったもの
6	両下肢とも足関節以上で失ったか，又はその用を全く永久に失ったもの
7	1上肢を手関節以上で失い，かつ1下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
8	1上肢の用を全く永久に失い，かつ1下肢を足関節以上で失ったもの
9	前各号に掲げるもののほか，事務局最が特に認める重度の廃疾の状態にあるもの

別表第 5

出 産 給 付 金	137,400
-----------	---------

別表第 6

死亡した場合	弔慰金給付額
配偶者の場合	100万円
生後8日以上の子の場合	50 "
生後7日以内死亡した子の場合	10 "

別表第 7

区 分	掛 金 月 額
家族のあるシニア隊員	3,500円
家族のないシニア隊員	2,000円
その他の隊員等	1,725円

Ⅶ 任期満了について

目 次

1. 帰国時の手続	179 (A)
2. 帰路変更	181 (A)
3. 日程の変更	184 (A)

1. 帰国時の手続

事務局から、駐在員の連絡に基づき、約1カ月前に移転料、航空賃等の帰国経費を隊員私金口座または駐在公金口座に送ります。

- 1) 帰路変更手続—帰路変更の項参照。
- 2) 業務引継ぎ—後続隊員がある場合は後任隊員と、居ない場合は、配属先、駐在員に引継ぎます。
- 3) 機材類の処置—2年間管理した機材を、駐在員と相談の上①後続隊員に引継ぐ、②配属機関に管理を移す、③（例えば日本語で書かれた図書類は）駐在員に引渡す、のいずれかで処理します。ただし、消耗品は別として、いずれの場合も機材名を列記した引渡しの受領書を、駐在員に提出するようになっています。
- 4) 帰国便の連絡—帰国経路、東京着の日時と便名は帰路変更申請書に記載し、変更あれば必ず遅滞なく連絡することになっています。この連絡をもって、家族や所属先に帰国予定を知らせます。（前項参照）
- 5) 旅券の変更—公用旅券は公務用のものであり、帰路変更の場合は、原則として一般旅券に切換える必要があります。
- 6) ビザ取得—帰路変更の際は国によってビザ（査証）を必要としますので、各自必要なビザは各国在外公館で取得することになり、その際若干の日数を要します。
- 7) 航空便の予約—特に乗継ぎの際は予約の確認をします。
- 8) アナカン（別送品）の発送—多量でしかも4週間の帰路変更をする際は日本の保管料がかかるので、発送を遅らせてもらったり、着払いの方法等もあります。
- 9) 予防注射—特にコレラは有効期限が6カ月で切れるので日本に着くまで

有効かどうか確認が必要です。

10) 出国許可一国によっては外人登録をした所での許可を必要とします。

11) 持出禁止品一国によって骨董品、毛皮等あらかじめ許可を必要とする物、持出し禁止品目があるので注意を要します。刃物類等日本で持込みが困難な物もあります。生き物、植物検疫等も同様です。

2. 帰路変更

任期を満了し、帰国する場合、あるいは任期を1年以上延長し一時帰国する場合、直行ではなく、研修や見聞を広めるために一定期間内の帰路の変更が認められています。

任期満了時の帰路変更については、あらかじめ1カ月前までに帰路変更の申請を駐在員あて提出することになっています。駐在員は承認した後、事務局長に報告することになります。帰路変更は4週間以内（任期満了後の任国内滞在日程も含む）で、危険区域あるいは国交のない国を除いて承認されます。

重要な注意事項は3点です。まず第一に、上記の4週間以内という期間は必ず守ること。申請はいわば名目的に出しておいて、折角だからゆっくりあちこち回ってゆくなどというのでは、駐在員ばかりでなく、支援者である日本の国、国民をだますこととなります。事務局は駐在員の報告に基づいて帰国日を待っているのですから。但しこの折角の機会を利用して例えば自分の研修、視察のために、ぜひ6週間の余裕を認めてほしい、という切望があるならば、詳細の事由と行程を付して駐在員を経由、事前にしかも早目に事務局長に申請します。所定の4週間を大巾に上回らなければ、しかも申請の事情が適正であれば、承認することにやぶさかではなく、留意事項等を付して返報します。

また帰路ロンドンの語学校に入って英語の勉強をしたいとか、アメリカにいる友人と数カ月共同で研修・作業をしたいという希望については、自分の責任でやりなさい、と指導しています。隊員が、帰路につき、日本に帰ってくる日まで、協力隊事務局は共済給付と生命保険の掛金を国費で支出しています。これも国、国民の支援の一環です。そこで4週間という期間を定めて帰路変更のルールをつくっています。けれども前述したような個人的な希

望・興味から例えば3カ月の米国滞留ということになると、もはやこの国、国民の支援の限界を超えていると考えざるを得ません。従ってこの種の申出に対しては、①規定の4週間については、共済給付、生命保険を含めて支援の対象にするが、②それを超える期間は自分の責任ですべて取計らうこと。③しかもそのこと及び帰国の期日について家族に連絡し、了解を得て、事務局長に報告すること、その上で帰国時期がおくれることを認める、という段取りをふんでいます。それさえもキチンとできないようでは協力隊員として失格であり、帰国後の進路相談、就職、再就職の世話はお断わりします。

さて第二には、所属先を休職して参加している隊員は、その所属先が復職日を予定して事務局と連絡をとり合っています。帰国日は申請通り励行すること。第三は帰路変更の途上、便名、帰国日をやむを得ず変更するときは旅先で事務局あて電報連絡すること。これについては「日程の変更」で説明します。

一時帰国時の帰路変更については、一時帰国の期間が任国出発から任国帰着まで旅行期間を含めて30日以内ですがそのうち最少限2週間は本邦に滞在しなければなりません。これは旅券発給はじめ再渡航手続に必要なぎりぎりの期間です。帰国してすぐにも写真を用意し、本籍地から戸籍抄本を取得しその上で旅券申請をするからです。残りの期間内で帰路変更は可能ですが必ず駐在員に申請（駐在員が承認、事務局長へ報告）

帰任に当たっての往路の変更も上記の期間内通りとなります。特にアフリカ地域は往復に一定の期間を必要とするので、国内滞在2週間を守ると変更旅程はかなり限定されます。このため業務上の視察研修に必要な限度にとどめ、任期満了時の帰路変更で十分に日程を取ることが望ましいといえます。

帰路変更の際は、公用旅券を一般旅券に切替える必要があります。これは、公用旅券は外務大臣名での公務を帯びた者のみが所持するものであり、旅券

法第 14 条に基づく渡航先追加は主務大臣の新たな業務命令があった場合のみに限定されるためです。旅券に記載されてある渡航先の範囲内であれば一般旅券に切換える必要はありません。

3. 日程の変更

「帰路変更」に当たっては、行先、フライト、日時まで予定を立てて申請し、それに基づいて承認することになっています。途中の多少のやむを得ない日程変更は別としても、特に本邦到着日、到着便については、必ず①駐在員を通じ、②駐在員を通じ難い場合は直接、事務局あて通報しておくこと。本人は特にその必要を感じなくとも、帰国する日も間近かになりますと、休職先の勤務先、家族、友人、アナカン到着の航空会社等から事務局に問合せがあります。ですから本邦到着前に事務局が責任をもって応答できる期日を把握しておくことが必要不可欠です。特に任国を出発後、旅行の途中で当初の予定を変更せざるを得ないことになった時は、本邦到着日、及びフライト（到着便）変更を速やかに通知すること。手紙では間に合わないと考えた時は、電報で事務局へ。国際電報のあて先は「JOCVCENTOF TOKYO」の2字だけでよるしい。末尾に自分の姓名を忘れずに。(次ページに一例を掲げておく) 到着予定日に到着せず、その後の情報がありませんと、心待ちにしている家族はじめ関係者に無用な心配をかけることとなります。当初立寄り予定の土地でホテルの火事があったとか、あるいはハイジャックがあったといった時には、日本のマスコミでも報道されて特に問合せが集中しますし、一般的に帰国日を待って海外の事情を聴きたいと依頼してくる地方紙・誌やテレビの取材、学校の後輩が待っていると、出身県が期待している等々といったスケジュールがかなりあることを念頭において連絡、通報を確実にすること。

就職の情報、帰国関連経費の精算についても同様です。自分には関係ないとか、わずらわしいことは好まないといった個人的事情ではなく、広い支援者があっての協力活動であることに深く思いをいたし、礼節を守り、協力隊員としての有終の美を飾ってほしいものです。

なお本邦帰着は成田直行（東京国際空港着）が原則ですが、年末年始（12月25日から1月6日までの間）に本邦到着予定とならざるを得ない隊員は、特例として直接帰郷の上、1月7日以降事務局に出向き帰国手続きを行うことにしています。これはその期間、銀行、病院、協力隊の施設管理等の業務が休止されるためですが、その場合でも本邦到着日程の通報は欠かさないように。（但し年末年始は交通機関の混雑が激しいのでなるべくこの期間の帰国は避けること）

◎本邦到着予定の事務局あて電報の一例

JOCVCENTOF TOKYO
ARRIVING NARITA 11GATSU
15HI JL714
TARO YAMADA

（注）たった9語ですむ。11月15日は NOVEMBER 15TH
でももちろんよい。

VIII 帰国後について

目 次

1. 帰国直後の手続	189	(A)
2. 国内復帰	190	(A)
3. シニア制度	194	(A, O)
4. 専門家への道	208	(A)
5. 国連ボランティア	209	(A)
6. OB会組織	210	(A, P)

1. 帰国直後の手続

帰国後事務局で行う手続きを列記します。

① アナカン引取り—東京（成田）以外の国際空港（福岡、大阪）宛であればそれぞれの空港で引取ることになります。旅券、別送申告書、Airway bill 等が必要なことは前述の通りです。

② 国内積立金解約—国内積立金は事務局が各隊員名義で指定の銀行で積立定期にしてあります。事務局に保管してある印鑑を持って引出すなり、別口座に振込みます。

③ 局長面接—事務局長に2年間の報告挨拶をします。1隊員少なくとも1時間を費しています。派遣課の国担当も同席するのが通例で、問題点や提言があればその時の報告をもとに検討・改善をはかります。

④ 帰国届—帰国届を提出して下さい。これに基づいて事務局の情報処理、経理事務処理、各府県、OB会等への通知ができます。

⑤ 健康診断—健康診断をし、異常があればさらに精密検査、治療をします。

⑥ 就職相談—休職参加者は原職に復職しますが、退職あるいは卒業直後に協力隊に参加した人は就職先を決める必要があります。ある程度の目安がある場合でも経緯の報告をするように。

⑦ 県窓口への挨拶—帰郷した際には、在住府県への挨拶も励行すること。県によっては知事との面会、地元紙のインタビューなどを計画します。（事務局の各府県担当に事前に相談のこと。）

以上が一般的な手続きです。復・就職先があって急ぐ人でも日曜・休日を除き3日程度で完了できます。

なお、年末の帰国については前述した通りで12月25日までに上記手続きを完了する予定で帰国スケジュールをたてるか、一たん帰郷してのち1月に入って上京し、手続きをとること。

2. 国内復帰

休職参加ではなく、勤務先を退職、あるいは卒業後すぐに協力隊に参加した人は、帰国後に就職・再就職の問題があります。

日本の社会には、特殊な終身雇用の慣行が根強く張っており、新規採用は4月、採用試験は前年の秋という慣例もあって、帰国隊員の就職は、なかなか厳しいのが現実です。事務局では就職のための情報・世話活動を進めていますが、隊員に留意してほしいと切望する事柄を明記しておきます。

まず基本的なことを二つ — ①協力隊は途上国の国づくりに協力する立派な仕事なのだという誇りを忘れぬこと。「いや、2年間暑いところにてボケまして」などと面接試験でもいおうものなら失格、「厳しい選択」をして南北問題の深奥部に突込んで苦闘しつつ克服してきた体験を、言葉の上でも態度にも示すこと。「日本の技術進歩とのギャップならば勉強して埋めていきますよ」といったさわやかな応答をぜひ心がけること。②面接試験等で海外の話をするにも旅行談や興味本位の話題を徹に慎しむこと。帰国隊員を採用してみようか、という企業、団体だったら役員や部課長はかなり海外に詳しいはず、但し知らないのは民衆レベルの実態、かれらの心情です。帰国隊員しかこういう話題はできないといってもよく、現地社会の中での苦楽、諸経験、住民の心情理解という立場で勝負すること。

次にこまかいことを若干。

①時間厳守 — 帰国後もまだ現地のペース、という人が少なからず、せっかく求人先と面接の予約をとってもらっても遅刻をする人がいます。日本の交通機関に不慣れになっているのなら、むしろ「30分前」と心得て、早目に出てくる心構えがぜひ欲しいものです。

②言葉、服装、礼儀 — 日本の言葉、服装等にとらわれない2年間をすごし

た慣習が捨て切れず、それが協力隊のよさだ、誇りだ、と考えたら錯覚も甚しく、さきに述べた誇りというのは、言葉、態度の上でのさわやかさ、明るさ、落ち着きとなって現われてくるものです。厳しい日本への社会復帰であれば、身なりも言葉も整えて礼儀正しくふるまうこと。

③ 海外での仕事 — 協力隊での2年間を生かしたいという気持ちから、海外にまた出られる職場を希望する人が圧倒的に多いのですが、帰ってきたばかりでまた海外へというようでは、腰がすわっていないと指摘されがちです。腰をすえて日本の社会、企業のことどもを勉強することが先決です。希望を持つことは大切ですが、口に出さなくとも、不在だった日本での技術や文化の推移、発展を勉強する過程で、なるほどこの人ならば、という道がおのずと開かれるはずです。

④ 自分の実力を過大評価しないこと。分不相応な高望みは就職をいたずらに遅らせることとなります。例えば英語が出来るといって、何千万円もの契約にかかる商談や文書をこなす英語力があるとはいえません。話し言葉と英文書簡とはずい分違います。特に海外関係業務を望むならば、その実力が要求されるのであって、むしろ企業内で3年5年とコツコツ振出しから勉強してこそ力がついてくるものです。商社ともなれば、その道専門に5年も10年もやっている社員がいるはずです。

⑤ 海外での仕事をという、あまり性急な判断をしないこと。まず国内に根拠をもちその企業からの海外派遣、という形が望ましいわけで、すぐに役に立つからと現地採用方式で2年とか3年という仕事につくことになると、それが終わればまた職探しという結果になり、就職問題を先に延ばしただけとなってしまう。

事務局は就職の情報・世話活動を実行していますが、以上の留意事項どれひとつとっても、決め手は帰国隊員自身の心がまえ、外見、態度、表現なのだとい切ってよいと考えます。求人側はウの目タカの目でこの人を採用す

るかどうか、採用したらどう使おうか注意しているのですし、求職者は隊員自身なので当然至極のことですが、結果が不如意だからといって苦情をいうのは筋違いといえましょう。雇用するからには一生面倒をみるという考えの企業が日本では普通ですから、隊員時代の活動までさかのぼって聴取、観察するということがありますので留意のこと。

自分で知人、先輩と相談して探したいという努力も奨めます。事務局に世話を依頼し自分でも探して、その結果自分で探した所に就職することもあり得ますが、その際は必ず連絡をしてください。事務局が苦勞して就職口のメドをつけて連絡すると、本人はすでに他所に就職という事例がかなりあり、それは単に本人だけの問題でなく、その企業と事務局との信頼関係にヒビが入り、後輩隊員の就職の道を閉ざすことにもなりかねません。

就職後1年も経たないのに転職する例も少なからず見受けます。これは帰国後その会社の事情がわからないまま就職したためという事情もありましょうが、なかには協力隊時代の一面優雅さもある生活を日夜思い出し現実の厳しい企業勤めから逃避するということがあるのではないか。どこの社会でも最初から楽しく、自分に適合した仕事を与えてくれるものではなく、3年5年という期間の、いろいろやらせてみる時代を経て一人前になってゆくものであって、それも我慢できないでの転職とは、持続する情熱を求められ幾多の困難を克服してきた協力隊員のOBとしては困りものです。いずれにせよ、就職は一生の大事の一つですから、あやふやな中途半端な気持ではなく、協力活動、その諸体験をふり返りつつ、気持の整理をしておくことが大切です。

◎今後の情勢展望

以上、就職・再就職にあたっての帰国隊員のものの考え方、姿勢について記述しましたが、さらに「今後どう変わってゆくのか」事務局担当者が予測してみるところ――

いずれにしても、過去のような「高度成長ムード」は期待出来ない。さらに、ここ三・四年「減速経済」が齎らした不況対応策としてイ) 設備投資の中止ロ) 人員の削減がとりあげられた。これは多くの企業が志向したことである。その結果、企業のなかに「人員計画」上の無理が生じたことも否定出来ない。

そこで、1980年代に向けて、徐々に人員計画が正常に戻りつつあるように思われる。「正常に戻りつつある」ということは、定期採用について各企業とも上向いているとみてよいであろう。かつこの事は、「協力隊」にとっては、それだけ「中途採用」の必要性が少なくなる、と考えなければならぬと思う。

以上、これからの情勢を展望したのであるが、むずかしい状況にあることは理解出来ると思う。

中途採用ということは、むずかしいことである。どんな「組織」でも、「組織」を動かすのが「人間」である以上「人員計画」はキチンとしていなければならない。「組織」が順調に作動するか、しないかは、そこにある。(この計画とは、勿論、組織構成員の教育・適性・能力などを把握した上でのローテーションを与えたものでなければならない)

そこに疎漏があれば、組織の機能停滞も起るわけである。従って、協力隊事務局としては、今後の情勢を展望しながら対策を変えることが肝要であるといえる。

3: シニア制度

日本の技術協力の経験、成否を考察して、現地の住民の生活意識や職場就労意識を知り理解している協力隊員経験者の中から、地域専門家を育成してゆこうという方針をもって、48年につくられたのがシニア制度です。受験資格は隊員としての任期2年を経過したもので、年4回、隊員の帰国時期に合わせて毎年3、5、9、11月の各月の最後の日曜日に、事務局で実施します。受験外国語を明示し、一般隊員用願書により出願します。（出願先は指導相談課の担当）選考は語学試験（和訳90分、外国語作文90分、同会話10分）と個人面接で、旅費の支給はありません。水準は外国語大学の当該外国語科卒業の程度、としています。

上記の方針からして、シニア制度は、必ずしも合格者のシニア隊員としての派遣だけを目的としているものではなく、志願者の希望、適性等に応じて国際協力事業団・国際交流基金等のいわゆる派遣専門家への道づけ、国際機関のスタッフとしての志願、開発問題研究のための海外留学に関する推薦等に広く道を開き、かつ事務局としても努力を重ねてきているものです。従って国際舞台で通用する高い語学力、特に読解力、文章力を求めているわけで、試験も外国語和訳と作文に重点をおいています。

さてシニア隊員としての派遣についてですが、派遣に当たっての受入希望国の要請方式は、一般の隊員と同様であって、別に「シニア」としての派遣要請はありません。日本側において、シニア隊員派遣を適当と判断した場合に合格者の志望、適性に応じて派遣することとし、その判断規準は次のようなものです。

- 1) 高度の技術・高度の語学力を必要とする場合
- 2) 特に現地社会事情に精通していることを要する場合

③ チーム方式による協力に当って統卒者を必要とする場合

繰返しますが、シニア試験は隊員の選考試験とは異なり、「資格試験」であり、合格が派遣に結びつくとは限りません。

なおシニア隊員として派遣される場合日本側の取扱いで一般の隊員と異なる点は、①活動期間は一応2年とするが、実情に応じそれより短い任期で派遣する場合がある、②家族同伴を認め、その経費は国が負担する、③海外手当は一般の隊員と異なる基準を設けており、所属先に対する人件費補てんは100%、の三点。また活動期間延長のための一時帰国中にシニア試験を受けることは、前述の受験資格に照らして可能ですが、延長任期は隊員としての活動期間なので、合格して身分をシニア隊員に切りかえることはしません。つまりシニア制度というのは、隊員の待遇改善や昇格の手だてではまったくなくて、新しい海外協力の道へのチャレンジと心がけてほしい、と強調しておきます。

青年海外協力隊シニア隊員の派遣手当支給基準

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この基準は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が、条約その他の国際約束に基づき、海外協力活動のために開発途上の地域に派遣する青年海外協力隊シニア隊員（以下「シニア隊員」という。）の派遣手当及び旅費（以下「派遣手当等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

2. 事業団がシニア隊員に対して支給する派遣手当等については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において「シニア隊員」とは、青年海外協力隊隊員としての活動期間を終えた者で、別に定めるシニア隊員の試験に合格し、シニア隊員としての資格を取得した者の中から事業団がシニア隊員として派遣することを決定した者をいう。

2. この基準において「扶養親族」とは、シニア隊員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子で、主としてシニア隊員の収入によって生計を維持している者をいう。

3. この基準において「派遣期間」とは、シニア隊員が本邦を出発した日から業務を終了し本邦へ到着する日までの期間をいう。

(派遣手当等の支給)

第 3 条 事業団は、シニア隊員に対し、派遣手当及び旅費を支給する。

(派遣手当等の種類)

第 4 条 派遣手当の種類は、在勤基本手当、住居手当及び家族手当とする。

2. シニア隊員で、派遣期間中事業団以外の団体に在籍せず、かつ事業団以外の団体から給与を受けていない者に対しては、前項に定める手当のほか、別に定めるところにより国内俸を支給する。
3. 旅費の種類は、日当、宿泊料、食卓料、航空賃、船賃、鉄道賃、車賃、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費並びに上京及び帰郷に要する旅費（以下「内国旅費」という。）とする。

(受入国政府等からの現金の提供)

第 5 条 シニア隊員が、受入国政府から、この基準に定める派遣手当等に相当する現金の提供を受けた場合は、これを派遣手当等の一部とみなし、当該シニア隊員に対して、この基準により支給することとなる派遣手当等から提供を受けた現金に相当する額を控除して支給することができる。

(家族手当等の支給)

第 6 条 家族手当、移転料（扶養親族に係る部分に限る。）、扶養親族移転料及び内国旅費（扶養親族内国旅費に限る。第 2 5 条及び第 2 9 条において同じ。）は、シニア隊員が青年海外協力隊事務局長（以下「事務局長」という。）の承認を得て、その扶養親族（配偶者、18歳未満の子及び18歳以上の子であって別に定める特別の事由のあるもの。）を受入国に随伴し、又は呼び寄せた場合に限り支給する。

2. 前項の場合において、当該扶養親族は10ヶ月以上、かつ、シニア隊員の海外協力活動の終了まで滞在しなければならない。ただし、当該扶養親族の病氣その他の別に定める特別の事由により事務局長の承認を得た場合は、この限りではない。

第2章 派遣手当

(派遣手当の計算)

第7条 派遣手当は月額とし、その計算期間は、月の初日から末日までとする。

2. 前項の場合において、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

(派遣手当の支払方法)

第8条 派遣手当は、毎月1回、月の中旬までに送金する。

2. 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、別の取扱いによることができる。

(在勤基本手当)

第9条 在勤基本手当は受入国若しくは地域区分に応じ、別表第1の定額により支給する。

2. 在勤基本手当は、在勤地に到着した日の翌日から、海外協力活動を終了し、在勤地を出発する日の前日までの期間（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。

(住居手当)

第10条 住居手当は、シニア隊員が受入国から住居の便宜供与を得られない場合において、その便宜供与を得られない期間、シニア隊員が住宅又はホテル、若しくはこれに類する宿泊施設に居住するために要する家賃又は室料（以下「家賃等」という。）の額により、受入国に応じ、別表第2に定める額の範囲内の額で、別に定める額を支給する。

2. 住居手当は、在勤基本手当の支給期間中支給する。

(住居手当の特例)

第11条 家賃等の急激な高騰又は受入国の特殊事情により、その家賃等の額が、この基準の定めるところにより支給されることとなる住居手当の額を著しく超えると認められる場合には、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより住居手当を支給することができる。

(家族手当)

第12条 家族手当は、扶養親族を伴うシニア隊員に対して支給する。

2. 家族手当は、シニア隊員の在勤基本手当の支給期間中において、扶養親族がシニア隊員の在勤地に到着した日の翌日からその在勤地を出発する日の前日までの期間支給する。

3. 家族手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その合計額が在勤基本手当の100分の40に相当する額を超える場合には、在勤基本手当の100分の40に相当する額とする。

(1) 配偶者については、在勤基本手当の100分の25に相当する額

(2) 子については、1人ごとに在勤基本手当の100分の10に相当する額

(シニア隊員死亡の場合の住居手当及び家族手当)

第13条 シニア隊員が死亡した場合において、事務局長が特に必要があると認めるときは、第3条及び前条の規定にかかわらず、当該シニア隊員が死亡当時伴っていた扶養親族（当該扶養親族が2人以上あるときは、配偶者、子の順とし、子が2人以上あるときは年長者を先にする。）に対し、180日を超えない期間に限り、住居手当及び家族手当を支給することができる。

2. 前項の住居手当の額は、従前の住居手当の支給額の100分の20に相当する額とし、家族手当の額は従前の家族手当の支給額に相当する額とする。

第3章 旅 費

(旅費の計算)

第14条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

2. 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

(日 当)

第15条 日当は、旅行先及び旅行中の日数に応じ、別表第3の外国旅行の定額により支給する。

(宿泊料)

第16条 宿泊料は、旅行先及び旅行中の夜数に応じ、別表第3の外国旅行の定額により支給する。

2. 宿泊料は、航空旅行及び水路旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸、又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第17条 食卓料は、航空旅行及び水路旅行の夜数に応じ、別表第3の外国旅行の定額により支給する。

2. 食卓料は、航空賃若しくは船賃の他に別に食費を要する場合、又は航空賃若しくは船賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(航空賃)

第18条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）により支給する。

2. 航空運賃の額は、次の各号に掲げる運賃による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(船 賃)

第19条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び必要な料金により支給する。

2. 船賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び必要な料金による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位級の運賃及び必要な料金

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃及び必要な料金

(鉄道賃)

第20条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び必要な料金により支給する。

2. 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び必要な料金による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位級の運賃及び必要な料金

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃及び必要な料金

(車 賃)

第21条 車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、路程に応じ、実費額により支給する。

(移転料)

第22条 移転料は、派遣に伴う住所又は居所の移転について、旧居住地（シニア隊員が派遣前に居住していた地をいう。）から在勤地まで、

若しくは在勤地から旧居住地まで、又は一の在勤地から他の在勤地までの路程等の区分に応じ、定額により支給する。

2. 扶養親族を移転する場合の移転料の額は、別表第4のとおりとする。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 2人以上の扶養親族を移転する場合には、別表第4の定額（次号から第4号までにおいて同じ。）に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
- (2) 在勤地から旧居住地まで移転する場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）に、その100分の10に相当する額を加算した額
- (3) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路につき、家財の積みおろし又は積み込みに利用する港が、次表に掲げる港に該当する場合には、定額（前2号の規定に該当する場合には、これらの規定によって計算した額。次号において同じ。）に、それぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額

地 域	港	割 合
メキシコ及び中 央アメリカ諸国	アカプルコ、サン・ホセ、ラ・リベルタッド、アマバラ、コリント、プンタレナス及びコロロン	100分の20
カリブ海諸国	ハヴァナ、ポルト・ト・フランス及びサント・ドミンゴ	100分の45
南アメリカ諸国	ラ・ゲイラ、ベレーン、マナオス、レシフェ、リオ・デ・ジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテヴィデオ、ブエノス・アイレス、バルバライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴェナベンツラ、アスンシオン及びエンカルナシオン	100分の45
西アフリカ諸国	ダカール、モンロヴィア、アビジャン、テマ、ラゴス、ドアラ、リーブルヴィル及びマタディ	100分の20

(4) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる陸路の距離が次表に掲げる場合には、定額に、それぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額

距	離	割 合
100 Km 以上	300 Km 未満	100分の15
300 "	500 "	100分の20
500 "	1,000 "	100分の25
1,000 "	2,000 "	100分の30
2,000 "		100分の35

3. 扶養親族を移転しない移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（着後手当）

第23条 着後手当は、派遣に伴う住所又は居所の移転について、地域区分

に応じ、別表第3の外国旅行の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額を支給する。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料は、派遣に伴う扶養親族の移転について、派遣期間中1人1回に限り支給する。

2. 扶養親族移転料の額は、移転の日における扶養親族の年齢に従い、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 配偶者については、その移転の際におけるシニア隊員相当の航空賃、船賃、鉄道賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、着後手当及び支度料の3分の2に相当する額

(2) 12歳以上の子については、その移転の際におけるシニア隊員相当の航空賃、船賃、鉄道賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

(3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(シニア隊員死亡の場合の移転料、扶養親族移転料及び内国旅費)

第25条 シニア隊員が死亡した場合において、その扶養親族がその死亡の日^ニの翌日から3ヶ月以内に帰国した場合には、第3条の規定にかかわらず、当該扶養親族に対して、シニア隊員の旧在勤地から旧居住地までの移転料、扶養親族移転料及び内国旅費を支給する。

(支度料)

第26条 支度料は、派遣について、120,000円を支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、過去において支度料の支給を受けたシニア隊員に支給する支度料の額は、前項の定額からその派遣のため本邦を出発する日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差引いた額の範囲内の額とする。ただし、その額が前項

の定額の4分の1に満たない場合には、同項の定額の4分の1に相当する額とする。

(旅行雑費)

第27条 旅行雑費は、派遣に伴う旅行の雑費について、シニア隊員及びその扶養親族の予防注射料、健康証明料（事務局長が指定した診断項目に係るものに限る。）、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、入出国手数料及び空港利用税の実費額により支給する。

(内国旅費)

第28条 内国旅費は、派遣に伴う上京又は帰郷のための旅行について支給する。

2. 前項の内国旅費の種類は、内国鉄道賃、内国船賃、内国航空賃、内国車賃、内国日当、内国宿泊料及び扶養親族内国旅費とする。
3. 第14条第2項の規定にかかわらず、内国旅費計算上の旅行日数は、天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、3日を超えることができない。
4. 内国日当及び内国宿泊料は、旅行先及び旅行中の日数並びに夜数に応じ、別表第3の内国旅行の定額により支給する。
5. 扶養親族内国旅費は、旅行の日における扶養親族の年齢に従い、次の各号に掲げる額の合計額により支給する。
 - (1) 12歳以上の者については、その旅行の際におけるシニア隊員の内国鉄道賃、内国船賃、内国航空賃及び内国車賃の全額、並びに内国日当及び内国宿泊料の3分の2に相当する額
 - (2) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

第4章 雑 則

(派遣手当等の返納)

第29条 シニア隊員が随伴し又は呼び寄せた扶養親族が、その滞在期間が10ヶ月に満たないで帰国する場合には、既に支給された家族手当、移転料（扶養親族に係る部分に限る。）、扶養親族移転料及び内国旅費は返納しなければならない。ただし、当該扶養親族の病気その他の別に定める特別の事由により、事務局長の承認を得た場合は、この限りではない。

(有給休暇)

第30条 シニア隊員が、受入国の承認を得た休暇は、有給休暇とする。ただし、有給休暇の日数は、原則としてシニア隊員が勤務する機関の職員に与えられている休暇の日数を限度とする。

(旅費の調整)

第31条 シニア隊員が、当該派遣における特別の事情により、この基準により旅費を支給した場合には、不当に実費を超えた旅費を受けることとなる場合においては、その実費を超えるところとなる旅費又はその必要としない旅費を支給しないことができる。

(端数計算)

第32条 派遣手当等を支給する場合において、その支給額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2. 派遣手当等を外国通貨で送金するために外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最少単位に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準 用)

第33条 この基準に定めるもののほか、派遣手当等の支給については、事業団派遣専門家の取扱いに準じて取り扱うものとし、その他の事項

については、外務公務員に適用される法令の例によるものとする。

附 則

1. この基準は昭和54年7月1日から施行する。
2. この基準の施行の日（以下「施行日」という。）前に業務を終了し帰国のために受入国を出発したシニア隊員に対する旧取扱いによる派遣手当等の支給については、なお従前の例による。
3. この基準の施行日前に本邦を出発したシニア隊員に対する派遣手当等の支給については、施行日前の期間に係る旅費及び派遣手当の支給は、従前の例による。又、この基準の施行日以降に既に支給したこの基準に規定する派遣手当に相当する諸手当は、この基準による派遣手当の内払いとみなす。

4. 専門家への道

「シニア制度」の中でふれたように国際協力事業団、国際交流基金等からの派遣専門家への道は、再び海外協力を尽くしたいと希望する隊員にとって、比較的安易に考えがちですが、しかし専門家派遣にはそれ相応の選考方式、適格条件があって、簡単にはゆきません。

まず国際協力事業団の派遣専門家については、途上国からの要請フォームが外交チャンネルを通じて事業団に届くと、その技術分野・業種の関係官庁と協議するのが建前になっています。従って候補者は各省庁から推薦されてくるのが通例で公募方式はほとんどとられていません。しかし協力隊、特にシニアの名声が高まるにつれて、この要請は協力隊OBが適当と判断され専門家として適格者を出してほしいと事業団内部から依頼を受ける事例が出てきつつあります。その場合シニア合格者は堂々と推薦できますし、合格までゆかずとも試験に挑戦して好成績を得れば、実力を測り得ていますので推薦することが可能です。それというのも専門家ともなれば、単にフィールド・ワークだけではなく、受入国側に助言、指導するという責任ある立場に立つからです。—そう多くのすぐれたOBが専門家として派遣されるまう、事業団内部での調整に事務局としても努力していますが、実をいえば、OB自身の研鑽に負うところ大です。

一方国際交流基金は、日本語教育、文化、スポーツ交流の、専門家、指導者を派遣していますが、日本語については協力隊との協力体制が整えられ、日本語隊員OBの専門家への道づけができてきつつあります。

いずれにせよ、事業団の専門家育成のための長・中期研修や、基金の日本語現職者コース研修などを活用して、単に隊員の“延長”という安易な考えではなく、助言、指導者としての学習、研鑽に日々努力しておくことです。

5. 国連ボランティア

United Nations Volunteers Programme は開発協力に参加を希望する人々を国際連合の名において国際的に募集し派遣する国連の事業です。1971年10月に最初のUNボランティアが任命されました。日本政府は1972年6月にUNV計画への参加を決め、その業務を協力隊事務局に委託しました。

応募資格は、開発途上国が必要とする技術・技能をもつ21才以上の男女で、任期は協力隊と同様2年間となっています。事務局では、協力隊OBの中でより広い国際的環境の中で活動したいという志望者を主対象とし、相談、審査の上推薦しています。別に試験はありませんが、募集業種についての先進各国からの応募を待ってUNV計画の本部で内定し、事務局宛通知されます。OBの場合は派遣前訓練はなく、必要に応じて語学をはじめ独自の研修をした上、赴任することになります。

UNV計画は、国連機関が直接技術援助を行っているプロジェクトにボランティアを派遣することを原則とし、FAO, UNESCO, ILO, WHOなどの国連専門機関がUNDP(国連開発計画)の委託で技術協力を行っているプロジェクトへの派遣が大半を占めています。

待遇はほとんど協力隊と同様ですが、現地活動は諸外国と共同の場合が多く、業務面における交渉ごと、報告書提出等すべて外国人専門家・ボランティアを相手とすることになるので、かなりの英語力が要求されます。

6. O B 会 組 織

協力隊に参加することがその隊員に与えつつある人間形成の面での効果について、帰国隊員の圧倒的多数が肯定しています。「730日の青春」を海外協力活動にうち込む隊員にとっては、その2年間でこれからの自分の人生にとって重大な意義をもつものであったはずですし、また貴重な現地体験は生涯反すうし続けるに値する人間形成のための素材でなければならないはずで、す。支援者である国にとっても地域社会にとっても、帰国隊員が国内社会でさらに人間的成長を続けて、あすの日本の担い手として活躍してゆくことが願望されます。数々の貴重な体験、知識をひとり個人の宝とすることなく、それらを広く人々に伝え、後輩の青年たちに引き継ぐべく、また現に活動中の隊員の労苦を理解し支援すること、さらに派遣前訓練で“同じ釜の飯”を食べ、あるいは異郷で共に汗した仲間同士が人生の友として交わりを志して、「青年海外協力隊OB会」が結成されています。入会は訓練終了時に永久会費を一括納入することで済みます。その際の活動等の連絡には協力隊事務局内のOBスタッフがあたっています。

なお全国OB会もともかく、前記の帰国隊員のあり方から、府県別にOB会をつくり地域社会の中で活動することが重視されており、県OB会組織をすでにもつ県も多く、パネル展や応募相談等協力隊の諸行事に協力したり、県の青年団体との交流を深めています。また派遣国別のOB会もいくつか結成されており、現地で世話になった人々の来日の際に集うとか、その国からの技術研修員を世話する等いろいろな活動を行っています。本来の仕事を持ちながらのこれら諸活動はなかなか大変なことですが、それらを通じて、自らの諸体験を広め高めてゆくことはOB自身にとっても有意義なことです。事務局としては、帰国後の人間成長、諸活動を協力隊事業の柱の一つとしてとらえ、積極的に支援しています。

設立趣意書および規約

青年海外協力隊OB会

設立趣意書

開発途上にある国々に対する世界各国の関心は日々に高まりつつあります。我が国に於いてもこれ等の国々に対する経済援助、技術協力等、あらゆる方面で援助協力を力を入れている事は周知の事です。

特に「地を耕し、人の心を耕す」技術協力はこれ等の国々に快く受け入れられ、その大きな成果は一步一步着実に築かれています。この事は実際にこの協力事業に参加する機会を得た私達協力隊員一人一人が最も良く理解するところであります。

歴史的文化的背景や国民性の異なる開発途上国に於ける援助協力のより効果的な有り方を論ずる事は、決して生易しい事ではありません。

しかし、私達は若き青春時代のある一時期に、その純粋な誠意と情熱を開発途上にある国々の土と人々に汗と血によって伝えました。1滴の汗と血はたとえ微々たるものではあっても、国境を越え、肌の色の違う人々の日々の仕事や生活を通じて結ばれた友情の絆は堅いと信じて疑いません。

気候風土や習慣の異なる各国現地で得た私達の数々の貴重な知識、体験は、ひとり個人の宝とすることなく、広く人々に伝え、今後私達に続く多くの若い日本の青年にその橋渡しをし、引き継いでもらうべきものと考えます。

私達はこの意義ある日本青年海外協力隊に参加した精神を忘れずに、今後とも、協力隊事業発展のために協力することは、隊員経験者としての日本国内に於ける義務であると考えます。

また同時に、現在各地で活躍中の隊員の悩みや苦しみの解決に少しでもその理解を示すことが出来るのは私達隊員経験者であります。

さらに、1度は同じ釜に3カ月の生活を共にし、また遠く故国を離れた異郷で共に汗した友人として未永くその友情を記念すべく、帰国隊員親睦の場を持ちたいと考えます。

以上の趣旨に基き、ここに帰国隊員に依る「日本青年海外協力隊OB会」なるものを結成した次第です。

昭和44年4月26日

青年海外協力隊OB会

青年海外協力隊OB会規約

昭和44年4月26日制定

昭和48年5月27日改正

昭和50年5月20日改正

昭和53年3月19日改正

第1章 総 則

第1条 本会は「青年海外協力隊OB会」（以下「OB会」という）と称する。

第2条 OB会の本部事務所は、青年海外協力隊事務局
(東京都渋谷区広尾4-2-24)内に置く。

第3条 OB会は、都道府県OB会を置き、全国を8ブロックとする。

第2章 目的および事業

第4条 OB会は会員相互の親睦を図り、海外で得た貴重な体験を生かし、

青年海外協力隊事業への側面援助と参加をとおり、日本国内はもとより世界各国国民と連繫を深めつつ国際親善と世界平和に寄与することを目的とする。

第 5 条 O B 会は前条の目的を達成するため下記の事業を行なう。

- (1) 青年海外協力隊事業への援助協力
- (2) 会員相互の連絡、協力、親睦
- (3) 講演会、講習会、研修会、親睦会等の開催
- (4) 名簿およびその他の刊行物の作成配布
- (5) 内外青少年、在日研修生、留学生等との交流
- (6) その他目的達成のための事業

第 3 章 会 員

第 6 条 O B 会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員は青年海外協力隊隊員としてその任務をまっとうし、入会手続きを経た者。
ただし、仕期を満了せずして帰国せざるを得なかった者については、正会員 3 名以上の推薦により理事会で承認された者。
- (2) 特別会員は、青年海外協力隊の派遣前訓練をまっとうし、隊員として認められ入会手続きを経た者。
- (3) 名誉会員は O B 会に功績のあった者で理事会の推薦により代議員会で承認された者。
- (4) 賛助会員は O B 会の目的に賛同し、正会員 3 名以上の推薦により、理事会で承認された個人または法人。
ただし、団体および法人たる会員は、当該団体および法人を代表する者 1 名の氏名を O B 会に届けなければならない。

第4章 役員

第7条 OB会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名

第8条 役員は代議員会において正会員の中から選出する。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げず、補欠就任役員の任期は前任者の残存期間とする。

第10条 会長はOB会を代表してその業務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

第11条 理事は代議員会において議決すべき事項以外の議決および業務の執行にあたる。

第12条 監事は次に掲げる業務を行なう。

- (1) OB会の財産及び、業務執行の状況を監査し、監査報告書を作成して、代議員会に提出すること。
- (2) 代議員会および理事会に出席して意見を述べること。

第13条 OB会に顧問を置くことが出来る。

- (1) 顧問は理事会が推薦し、代議員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。顧問は必要なる会務について代議員会又は理事会が質問のあったときは、これに応じ意見を述べなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、歴代の日本青年海外協力隊事務局長は顧問となる。

第14条 OB会に参与を置くことが出来る。

- (1) 参与は理事会の推薦により代議員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(2) 前項の規定にかかわらず、歴代の会長は参与となり、会長の求めにより会務に参加することが出来る。

第5章 代議員

第15条 代議員は各都道府県から1名、各都道府県に於て別に定められた選挙規約により選出する。

第16条 代議員は各都道府県を代表して代議員会に出席し、意見を述べ、審議に関し議決権を有する。

第17条 代議員は各都道府県在住会員名簿を作成し、OB会事務局に届けなければならない。

第6章 会 議

第18条 OB会の決議機関として代議員会および理事会を置く。

第19条 代議員会は、会長、副会長、理事及び代議員により構成される。

第20条 代議員会は毎年1回以上会長がこれを召集し、構成員の $\frac{1}{3}$ 以上の出席をもって成立する。ただしやむを得ない事由のため出席出来ない場合は、委任状の提出をもって出席に代えることが出来る。

第21条 構成員の $\frac{1}{5}$ 以上から臨時代議員会開催の要求があったときは、会長は可及的すみやかにこれを召集しなければならない。

第22条 代議員会は議長1名を構成員より選出し、書記2名はその都度選出する。

第23条 代議員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

議決権は1人1票とする。

第24条 代議員会を開催するときは、会長はその議題について理事会の承認を得て、2週間以上前もって構成員に文書により通知しなければ

ならない。

第25条 代議員会は次の事項を行なう。

- (1) 会長、副会長、理事及び幹事の選出
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 事業計画および予算案の審議
- (4) 規約の作成および改正
- (5) 理事会の提出した議案の審議
- (6) 会費の決定
- (7) その他

第26条 代議員会議事録は議長が記名、捺印し、後日すみやかに全会員に配布しなければならない。

第27条 理事会は会長、副会長および理事により構成される。

第28条 理事会は必要に応じて会長がこれを召集し、構成員の $\frac{1}{3}$ 以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事由のため出席できない場合は、委任状の提出をもって出席に代えることが出来る。

第29条 構成員の $\frac{1}{5}$ 以上から臨時理事会開催の要求があったときは、会長は可及的すみやかにこれを召集しなければならない。

第30条 理事会の議長は原則として会長がこれを行なう。

第31条 理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第32条 理事会を開催するときは、会長はその旨1週間以上前もって構成員に通知しなければならない。

第33条 理事会は次の事項を行なう。

- (1) 運営細則の制定および変更
- (2) 代議員会決議事項の執行
- (3) 事業報告書および決算書の作成

- (4) 事業計画および予算案の作成
- (5) その他必要な会務の処理

第7章 OB会事務局

第34条 OB会の会務を処理するため事務局を設置することが出来る。事務局の組織および運営に関し、必要事項は代議員会の承認を得て会長が定める。

第8章 会 計

第35条 OB会の会計を処理するために会計係を置くものとする。

第36条 OB会の経費は会費、寄附金、補助金、繰入金、繰越金、謝金その他の収入をもってこれにあてる。

第37条 予算の科目外支出を行なう場合は、代議員会の承認を得なければならない。

第38条 OB会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終る。

第9章 雑 則

第39条 OB会の解散は、代議員会において出席者の $\frac{3}{4}$ 以上の同意を必要とする。

第40条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て会長がこれを定める。

第41条 会費は永久会費として金5千円とする。

- (1) 但し法人の賛助会費は年間1万円及び個人の賛助会費は年間3千円とする。

第42条 都道府県OB会は、その活動に応じて、永久会費以外に会費を徴

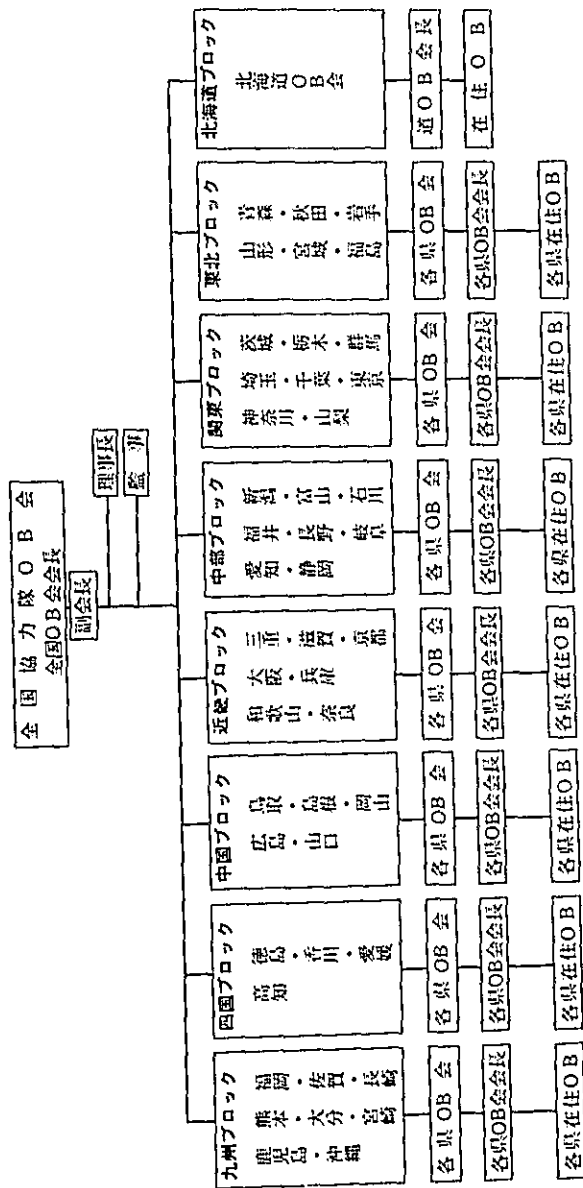
収することができる。

第43条 会員は現住所または電話番号の変更を生じたときは、すみやかに
OB会事務局に報告するものとする。

第44条 代議員の決定していない都道府県については、従来の世話人がこ
れにあたる。

第45条 本規約は昭和48年5月27日より施行する。

以 上



IX 国別派遣実績について

目 次

1. 国別派遣のあゆみ 223 (Q)
2. 国別職種別派遣状況 (55年3月1日現在) 225 (Q)

1. 国別派遣のあゆみ

- 昭和40年 4月 日本青年海外協力隊が政府事業として発足。海外技術協力事業団が委託をうけて事業を実施することになった。
- 協力隊事務局は、東京都市ヶ谷の海外技術協力事業団内に事務所を置き、隊員候補生の派遣前訓練は横浜市根岸の海外移住センターで実施した。
- 12月 昭和40年度第1次隊（48名）がラオス、カンボディア、マレーシア、フィリピンの4カ国へ初めて派遣された。
- 昭和41年 3月 ケニアへ初派遣。派遣国5カ国となる。
- 9月 インドへ初派遣。派遣国6カ国となる。
- 12月 タンザニアへ初派遣。派遣国7カ国となる。（タンザニア派遣隊員は42年3月に出発）
- 昭和42年 9月 モロッコへ初派遣。派遣国8カ国となる。
- 昭和43年 3月 東京都渋谷区広尾に協力隊事務局の新庁舎が完成し、移転。新庁舎の建物は本館（事務局、訓練所）別館（宿泊棟）からなり、昭和45年度と46年度に増築され、現在に至っている。
- 6月 日本青年海外協力隊事務局が海外技術協力事業団の外局となる。
- 9月 エル・サルヴァドルへ初派遣。派遣国9カ国となる。
- 昭和44年 3月 最後のカンボディア派遣隊員出発。同国政変のため44年度から派遣中止。
- 昭和45年 1月 シリアへ初派遣。派遣国10カ国となる。
- 3月 ザンビアへ初派遣。派遣国11カ国となる。
- 12月 ネパールへ初派遣。派遣国12カ国となる。

- 昭和46年 8月 マラウイへ初派遣。派遣国13カ国となる。
- 昭和47年 9月 エチオピアへ初派遣。派遣国14カ国となる。
- 12月 西サモアへ初派遣。派遣国15カ国となる。
- 昭和48年 3月 トンガへ初派遣。派遣国16カ国となる。
- 8月 バングラデシュへ初派遣。派遣国17カ国となる。
- 昭和49年 8月 政府の海外技術協力事業の一本化に伴い海外技術協力事業団を解消、新たに国際協力事業団が設立され、協力隊の事業は同事業団法第21条の第2号業務として明文化され、これを契機に名称を「青年海外協力隊」と改めた。
- 10月 コスタ・リカへ初派遣。派遣国18カ国となる。
- 昭和50年 4月 テュニジアへ初派遣。派遣国19カ国となる。
- 8月 最後のラオス派遣隊員出発。以後、同国の政変により52年から派遣が中断されている。
- 昭和51年 2月 ホンデュラスへ初派遣。派遣国20カ国となる。
- 昭和52年 4月 最後のエチオピア派遣隊員出発。同国政変により52年度から派遣一時中断。
- 8月 ガーナへ初派遣。派遣国21カ国となる。
- 昭和53年 2月 パラグァイへ初派遣。派遣国22カ国となる。
- 4月 ボリヴィアへ初派遣。派遣国23カ国となる。
- 12月 インドへの派遣終了。
- 昭和54年 4月 リベリアへ初派遣。派遣国24カ国となる。
- 4月 協力隊駒ヶ根訓練所が長野県駒ヶ根市に開所。
- 6月 ソロモン諸島へ初派遣。派遣国25カ国となる。
- 昭和55年 2月 ヘルーへ初派遣。派遣国26カ国となる。

2. 国別・職種別派遣状況

(昭和55年3月1日現在)

職種部門	国名	ア ジ ア						大 洋 州			中 南 米				
		フィリピン	カンボディア	マレーシア	インド	ラオス	ネパール	バングラディシュ	トンガ	西サモア	ソロモン	ホンジュラス	エルサルバドル	コスタリカ	パラグアイ
派遣中隊員数	農林水産	40		13(2)			9	40	1	4	1	12(1)		3	10(1)
	加工	7(1)		1				2				3			1
	保守・操作	21		23			4	5	1	5	1	4		1	1
	土木建築	1		4			6	1		5					
	保健・衛生	3(3)		3(1)			11(11)			3				2(1)	4(4)
	教育文化	7(3)		7(7)			1(1)	1(1)				11(5)		5(3)	3(1)
	スポーツ	3		1			6					5(1)		7(2)	
計	82(7)	0	52(10)	0	0	37(12)	49(1)	2	17	2	35(7)	0	18(6)	19(6)	
帰国隊員数	農林水産	254(5)	7	83(2)	83(1)	91	37	44	4	8(1)		2	4		
	加工	25(6)		24	6	12(5)	2					1	1		
	保守・操作	33		67	3	40	16	4	4	8		2	3		
	土木建築	21(0)		26		51	25	1		10(0)					
	保健・衛生	5(5)		11(7)	14(13)	10(2)	43(43)			2(2)					
	教育文化	11(7)		46(35)	2(1)	21(14)	4(3)	1(1)					18(10)	5(2)	
	スポーツ	17(3)	9(1)	75(7)	23(16)	16(1)	12			4		1	48(7)	7(2)	
計	366(26)	16(1)	332(51)	131(31)	250(22)	139(46)	59(1)	8	32(3)	0	6	74(17)	12(4)		
派遣隊員実績	農林水産	294(7)	7	96(4)	83(1)	91	46	84	5	12(1)	1	14(1)	4	3	10(1)
	加工	32		25	6	12(5)	2	2				4	1		1
	保守・操作	54		90	3	49	20	9	5	13	1	6	3	1	1
	土木建築	22		30		51	31	2		15					
	保健・衛生	8(8)		14(8)	14(13)	10(2)	54(54)			5(2)				2(1)	4(4)
	教育文化	18(10)		53(42)	2(1)	21(14)	5(4)	2(2)				11(5)	18(10)	10(5)	3(1)
	スポーツ	20(3)	9(1)	76(7)	23(16)	16(1)	18			4		6(1)	48(7)	14(4)	
計	448(33)	16(1)	384(61)	131(31)	250(22)	176(58)	99(2)	10	49(3)	2	41(7)	74(17)	30(10)	19(6)	

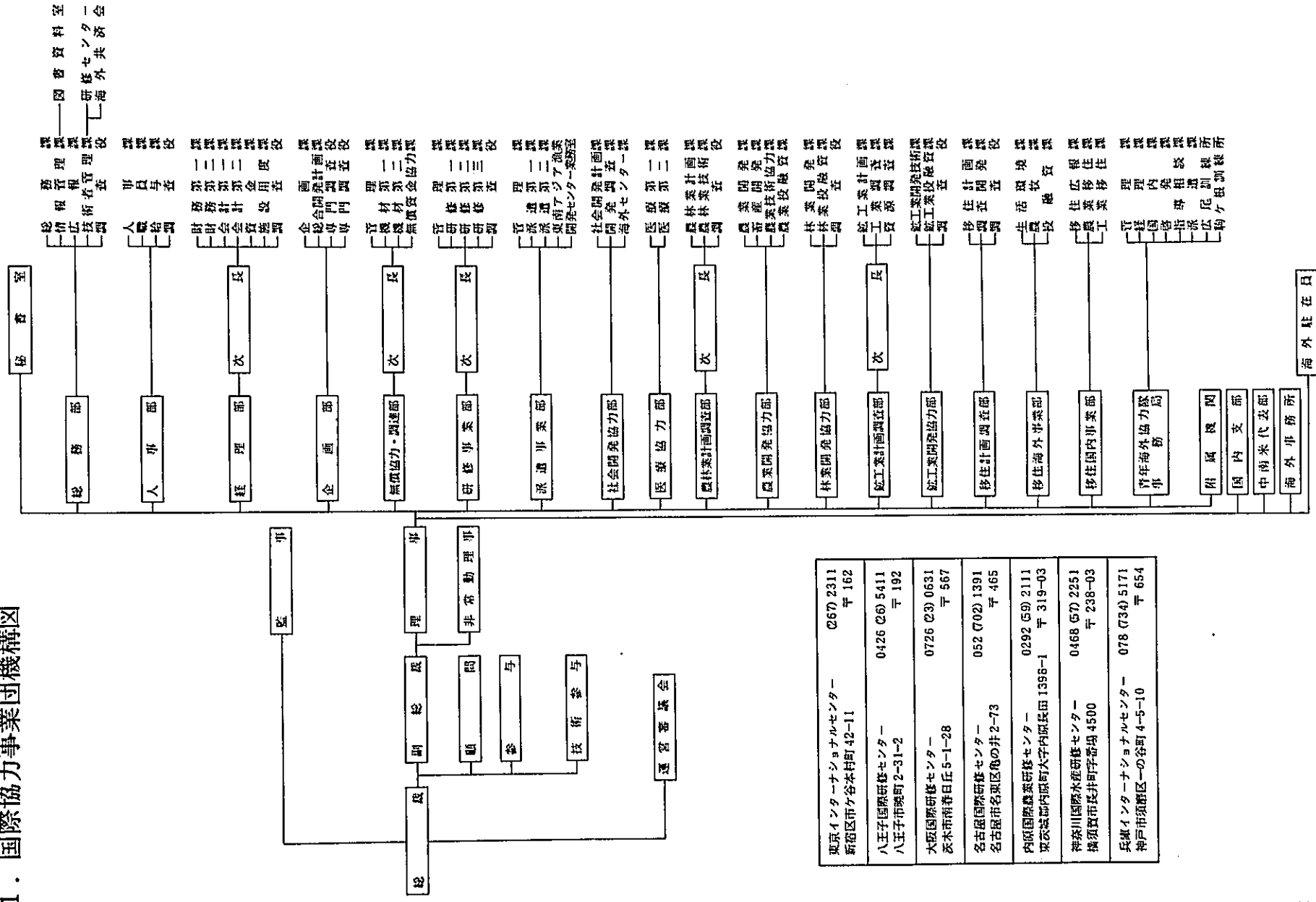
職種部門	国名	中 近 東					ア フ リ カ					計		
		ボ リ ウ ィ ア	ペ ル 	シ リ ア	チ ュ ニ ジ ア	モ ロ ン コ	エ テ ィ オ ビ ア	リ ベ リ ア	ケ ニ ア	タ ン ザ ニ ア	ガ ナ		マ ラ ウ ィ	ザ ン ビ ア
派遣 中 隊 員 数	農林水産			12	1	6		1	27	15	2	7	10 (4)	214 (8)
	加工										1	1		16 (1)
	保守・操作			3	9	6	1	5	21	14	5	27	28	185
	土木建築			3	1	16	5	1	15	7	9	15	1	90
	保健・衛生			1 (1)	5 (5)	2 (2)						28 (26)		62 (54)
	教育文化	7 (2)		1 (1)	3 (3)				27 (14)	1 (1)	19 (7)	23 (5)	1 (1)	117 (55)
	スポーツ	2	1	2 (2)	4 (4)	4 (4)			2					37 (5)
計	9 (2)	1	22 (4)	23 (8)	34 (2)	6	7	92 (14)	37 (1)	36 (7)	101 (31)	40 (5)	721 (123)	
母 国 隊 員 数	農林水産			8 (1)	3	61	12		44	132 (5)	2	13 (1)	15	607 (16)
	加工				2		3		4 (1)	7 (2)	3		90 (14)	
	保守・操作			2	6	2	26		93	39		34	64	455
	土木建築			1		50	12		25	21 (0)	3	42 (1)	1	289 (1)
	保健・衛生			1 (1)	13 (12)		14 (1)			9 (9)		27 (27)		149 (122)
	教育文化			2 (2)	3 (3)		10 (1)		28 (15)	52 (33)	9 (4)	23 (8)	1	236 (139)
	スポーツ			8	7	3	2		15	1			15	263 (37)
計			22 (4)	34 (15)	116	79 (2)	0	209 (16)	261 (49)	14 (4)	142 (37)	96	2389 (329)	
派 遣 隊 員 実 績	農林水産			20 (1)	4	67	12	1	71	147 (5)	4	20 (1)	25 (4)	1121 (24)
	加工				2		3		4 (1)	7 (2)	1	4	106 (15)	
	保守・操作			5	15	8	27	5	114	53	5	61	92	640
	土木建築			4	1	66	17	1	40	28	12	57 (1)	2	370 (1)
	保健・衛生			2 (2)	18 (17)	2 (2)	14 (1)			9 (9)		55 (53)		211 (176)
	教育文化	7 (2)		3 (3)	6 (6)		10 (1)		55 (29)	53 (34)	28 (11)	46 (13)	2 (1)	353 (194)
	スポーツ	2	1	10 (2)	11	7	2		17	1			15	300 (42)
計	9 (2)	1	44 (8)	57 (23)	159 (2)	85 (2)	7	301 (30)	298 (50)	50 (11)	243 (68)	136 (5)	3110 (452)	

X 参 考 資 料

目 次

1. 国際協力事業団機構図	229 (R)
2. 海外事務所及び海外駐在員リスト	231 (R)
3. 在外公館リスト	237 (R)
4. 都道府県における協力隊事業の位置づけ	252 (H)
5. 協力隊を育てる会	263 (S)
6. 協力隊関係広報資料	267 (T)

1. 国際協力事業団機構図



東京インターナショナルセンター 新宿区市ヶ谷本村町42-11	067(2311) 〒162
八王子国際研修センター 八王子市曙町2-31-2	0426(26)5411 〒192
大阪国際研修センター 茨木市南春日丘5-1-28	0726(23)0631 〒567
名古屋国際研修センター 名古屋市中区東区角の井2-73	052(702)1391 〒465
内閣府国際農業研修センター 東京都品川区大子内原長田1396-1	0292(59)2111 〒319-03
神奈川県国際水産研修センター 横浜市中区北町字番場4500	0468(57)2251 〒238-03
兵庫県インターナショナルセンター 神戸市須磨区一の谷町4-5-10	078(734)5171 〒654

2. 国際協力事業団在外事務所及び在外公館リスト

55年3月1日

1 中南米代表部

Sede de Represente da JICA para
America Latina
Rua Barão de Flamengo, No.22,
Apt 602.
Flamengo, Rio de Janeiro, R.J.,
Brasil.
電話 (021) 245-9922

2 海外事務所

バンコック事務所

JICA BANGKOK OFFICE
c/o Embassy of Japan,
1674, New Petchburi Road,
Bangkok 10, Thailand.
電話 252-6151-9
電 路 YASUO KITANO
c/o NIHONTAISU BANGKOK

マニラ事務所

JICA MANILA OFFICE
c/o Embassy of Japan,
2nd Floor, L.C. Building
375 Buendia Avenue
Extension, Makati,
Metro Manila, Philippines.
電話 85-82-91
電 路 JICAGT MANILA

シンガポール事務所

JICA SINGAPORE OFFICE
Room 1112
11th Floor Orchard Towers
Orchard Road, Singapore 9
Singapore.
電話 734-0706
電 路 JICARESREP SINGAPORE

ジャカルタ事務所

JICA JAKARTA OFFICE
c/o Embassy of Japan,
24, Jalan Thamrin, Jakarta,
Indonesia.
電話 350841
電 路 JICA JAKARTA

ニュー・デリー事務所

JICA NEW DELHI OFFICE
c/o Embassy of Japan,
50-G, Chanakyapuri, New Delhi,
India.
電話 694271-4
電 路 YOSHIO YOSHIDA
c/o TAISHI NEWDELHI

ダッカ事務所

JICA DACCA OFFICE
c/o Embassy of Japan,
No.1, Shantinagar, Dacca-17,
Bangladesh.
電話 402155, 403156
電 路 HIROSHI TANAKA
c/o TAISHI DKACCA

テヘラン事務所

JICA TEHERAN OFFICE
c/o Embassy of Japan,
Ave. Pahlavi, Nahid Boulevard, No.46,
Teheran, Iran. (P.O. Box 348)
電話 225437-40
電 路 TEI20 SUGIYAMA
c/o TAISHI TEHERAN

ナイロビ事務所

JICA NAIROBI OFFICE
Comcraft House Ground Floor

Haile Selassie Ave.
P.O.Box 10542, Nairobi, Kenya.
電話 25547, 26252
電 路 JICANOB NAIROBI

クアラ・ランブル事務所
JICA KUALA LUMPUR OFFICE
Room No.409-411, 4th floor,
Wisma Central, Jalan Ampang,
Kuala Lumpur, Malaysia.
電話 488715
電 路 AKIRA KOJIMA
c/o JOCVKL MALAYSIA

メキシコ事務所
JICA MEXICO OFFICE
a/c Embajada del Japon,
Paseo de la Reforma 395,
Col. Cuauhtemoc,
Mexico 5, D.F., Mexico.
電話 514-0029
電 路 AKIO SUZUKI
c/o TAISHI MEXICO

ブラジリア事務所
a/o Embaixada do Japão,
Avenida das Nações-Lote 39,
Brasilia, D.F., Brasil.
(Caixa Postal, 07-0891)
電話 242-6866
電 路 SHOJI SUNAGA
c/o TAISHI BRASILIA

リアド事務所
JICA RIYADH OFFICE
Saudi-Japanese Joint Committee
Riyadh, SAUDI ARABIA
(P.O.Box 4095)
電話 62937
電 路 KAZUO NAKAGAWA
P.O.Box 4095, RIYADH,
SAUDIARABIA

ラゴス事務所
c/o Embassy of Japan,
Plot 24-25, Apese Street,
Victoria Island, Lagos,
Nigeria.
(P.M.B.2111)
電話 613797, 614929
電 路 KOZOO TOMITA
c/o TAISHI LAGOS

カイロ事務所
JICA CAIRO OFFICE
P.O.Box 2667
Cairo, Arab
Republic of Egypt.
電話 33067
電 路 JICAI CAIRO

リマ事務所
JICA LIMA OFFICE
Calle Estados Unidos 979,
Jesús Maria, Lima, Perú.
電話 62-5855
電 路 JICA LIMA PERU

カトマンドウ事務所
JICA KATHMANDU OFFICE
c/o Embassy of Japan,
Panipokhari, Kathmandu
Nepal (P.O.Box No.264)
電話 12730, 13264
電 路 NOBUYUKI SAITO
c/o TAISHI KATHMANDU

リオ・デ・ジャネイロ支館
"JAMIC" Imigração e Colonização
Ltda.
Rua Barão de Flamengo No.22
Apt. 602, Flamengo, Rio de
Janeiro, R.J. Brasil.
電話 205-1194, 1096

ブラジリア出張所

"JAMIC" Imigração e Colonização
Ltda.
Conjunto Nacional Brasília,
S.D.N. Sala 5049, Brasília, DF,
Brasil
電話 23-3892

サン・パウロ支店

"JAMIC" Imigração e Colonização,
Ltda.
Rua São Joaquim, 381, 6^o
andar, Liberdade, Capital,
Sao Paulo, Brasil.
電話 279-6970, 8950, 9736,
9829

ロンド・リーナ出張所

"JAMIC" Imigração e Colonização
Ltda.
Rua Sergipe 407, 2^o
Andar S/206, Londrina Est. de
Parana Brasil
電話 0432-22-5897

ベレレン支店

"JAMIC" Imigração e Colonização
Ltda.
Rua 15 de Novembro No.226-7^o
andar-Salas,
701/05-Edifício Chamié,
Belém, Pará, Brasil.
電話 222-0056, 222-0118,
222-0244

レシフェ支店

"JAMIC" Imigração e Colonização
Ltda.
Av. Dantas Barreto 191 Edf. Santo
Antonio
S/216, 218, 220, 222

Recife, Pernambuco, Brasil.

電話 081-224-2423

サルバドール出張所

"JAMIC" Imigração e Colonização
Ltda.
Rua Chile 22, S/608, Salvador,
Bahia, Brasil
電話 071-243-7436

ポルト・アレグレ支店

"JAMIC" Imigração e Colonização
Ltda.
Rua Garibaldi 960, Pôrto Alegre,
Rio Grande do Sul, Brasil.
電話 0512-24-51-41, 21-49-25

アスンシオン支店

Agencia de Cooperación Internacional
del Japón
México 449, Esquina 25 de Mayo,
Asunción, Paraguay.
電話 9-2691, 9-2692

アマンバイ出張所

Agencia de Cooperación Internacional
del Japón
Agencia en Pedro Juan Caballero
Teniente Herrero y 14 de Mayo 1520,
Pedro Juan Caballero Dpto. Amambay,
Paraguay
電話 361

ブエノス・アイレス支店

Agencia de Cooperación Internacional
del Japón
Av. Belgrano 863, 10^o piso,
Oficina 20, Buenos Aires, Argentina
電話 30-6212, 34-5835

サンタ・クルース支部

Agencia Servicio de Cooperación
Internacional del Japón
en Bolivia
Av. Velarde No.10, Santa Cruz,
Bolivia
電話 2-4163, 2-5339, 2-2245

サント・ドミンゴ支部

Agencia de Cooperación Internacional
del Japón
Calle Len de Castro No.252, Santo
Domingo, República Dominicana
電話 689-7677

3 協力隊海外駐在員(調整員)事務所

フィリピン

Resident Representative of J.O.C.V.
J.O.C.V. Manira Office
23 Ortigas st, Pasay City,
Metro Manira, Philippines
P.O. Box No. 7672
Airmail Distribution Center
M.I.A. Pasay City, Philippines
電話 80-80-39, 80-14-13

マレーシア

Resident Representative of J.O.C.V.
No. 6, Jalan Nipah
Off Jalan Ampang,
Kuala Lumpur 16-03, Malaysia
No. 6, Jalan Nipah
Off Jalan Ampang,
Kuala Lumpur 16-03 Malaysia
電話 465847, 468146

c/o CONSULATE OF JAPAN
P.O. Box 1001, KOTA KINABALU,
SABAH, MALAYSIA
(TEL) 52138

バングラデシュ

Resident Representative of J.O.C.V.
House No. 40, Road No. 16
Dhanmondi R.A. Dacca-9
Bangladesh
電話 311632

ネパール

Resident Representative of J.O.C.V.
Cal Durbar Compound
Kathmandu, Nepal.
P.O. Box No. 450 Kathmandu, Nepal
電話 15193, 15615

エチオピア

Coordinator of J.O.C.V.
P.O. Box No. 5384, Addis Ababa, Ethiopia
電話 449772

ケニア

Resident Representative of J.O.C.V.
Nairobi South B.
Melill Road, Nairobi,
Kenya.
P.O. Box No. 42039, Nairobi, Kenya
電話 559443

ザンビア

Resident Representative of J.O.C.V.
9 A, Kaley Road, Roma,
Lusaka, Zambia
c/o JOCV, P.O. Box No. 27, Lusaka, Zambia
電話 LUSAKA 53075

タンザニア

Resident Representative of J.O.C.V.
Flat No. 1, Plot 356, United Nations Road
Upanga, Dar Es Salaam, Tanzania
P.O. Box No. 9450, Dar Es Salaam, Tanzania
電話 21593

マラウイ

Resident Representative of J.O.C.V.
Plot No. NY199, Nyambadwe
Blantyre, Malawi.
P.O. Box No. 30083, Chichiri, Blantyre 3,
Malawi
電話 631587

チュニジア

Coordinateur de J.O.C.V.
13-15, Rue Abou Hayane
El Menzah Iv, Tunis
Tunisie
B.P. 1265 Tunis R.P. Tunisie
電話 233-231

リベリア

Coordinator of J.O.C.V.
c/o Embassy of Japan, 3rd Floor, Providence
Building, Ashmun Street, Monrovia, Liberia.
c/o Embassy of Japan, P.O. Box No. 2053
Monrovia, Liberia
電話 Monrovia 221227, 221974

ガーナ

Resident Representative of J.O.C.V.
Jocv/Ghana
P.O. Box 0969, Accra-Osu Ghana
(W. Africa)
電話 75236

コスタリカ

Coordinateur de J.O.C.V.
75, Metro Sur De La Casa Itaria,
Colonia Los Josefo, San Jose Costarica C.A.
a/c Embajada Del Japon Apartado 501
San Jose Costarica C.A.
電話 25-3114

ホンデュラス

Representante de Tecnica Asistente del Japon
Primera, Avenida "B", Casa, No. 316, Colonia,
Palmita, Tegucigalpa, D.C., Honduras C.A.
Oficina Del Misjon Tecnica Del Japon
Tegucigalpa D.C. Honduras C.A.
(Apartado Postal 1752)
電話 32-3905

パラグアイ

Coordinador del Cuerpo de
Voluntarios del Japon
a/c Agencia de Cooperación Internacional
del Japon México 449, Esquina 25 de Mayo,
Asuncion, Paraguay
a/c Agencia de Cooperación Internacional
Del Japon Casilla de Correo No. 1121
Asuncion, Paraguay.
電話 9-2691, 9-2692

西サモア

Resident Representative of J.O.C.V.
Gold Star Service Station
Apia, Western Samoa
P.O. Box No. 1219, Apia, Western Samoa
電話 22-572

シリア

Resident Representative of J.O.C.V.
a/s Ambassade du Japon,
No. 1k ave. Al-Jala'a,
Damascus.
La Republique Arabe Syrienne
a/s Ambassade du Japon
b.p. 3366 Damascus Syria
電話 339421, 338273

モロッコ

Représentant Résident de J.O.C.V.

Bureau Permanent Des J.O.C.V.

No. 2 Zankat Ibn Sal'dal

Maghribi, Quartier Des

Orangers, Rabat, Maroc

電話 258-28-RABAT

3. 在外公館リスト

(昭和54年2月1日現在)

ア ジ ア

インド

在インド大使館

Embassy of Japan
Plot. No. 4 & 5, 50-G, Chanakypuri,
New Delhi, India.
電話 694271
電 略 TAISHI NEWDELHI
Telex: C. 2348
A. TAISINDL-2348

在カルカッタ総領事館

Consulate-General of Japan,
12, Pretoria Street, Calcutta, 700073,
India.
電話 44-2241~5
電 略 RYOJI CALCUTTA
Telex: C. 7585
A. 21 7585 RYJI IN

在ボンベイ総領事館

Consulate-General of Japan,
No. 1 Babasaheb Dahanukar Marg,
(No. 1 Carmichael road)
Cumballa Hill, Bombay 400026,
India.
電話 36-38-53~4
電 略 RYOJI BOMBAY
Telex: C. 2658
A. 112658 RYJI IN

在マドラス総領事館

Consulate-General of Japan,
Kothari Buildings, 111 Floor,
114-117, Nungambakkam High Road,
Madras 600034, India.
電話 88677~8, 83473
電 略 RYOJI MADRAS
Telex: C. 7337
A. 417337 RYJI IN

インドネシア

在インドネシア大使館

Embassy of Japan,
Jajon M.H. Thamrin 24, Jakarta, Indonesia.
電話 350061~5, 351191~2
電 略 NIHONTAISU DJAKARTA
Telex: C. 46199
A. 46199 TAISI JKT

在ジャカルタ総領事館

Consulate-General of Japan,
事務所は大使館と同じ
電 略 RYOJI DJAKARTA

在ウジェン・パンダン総領事館

Consulate-General of Japan,
Jalan Dr. Sam Ratulangi No. 26
Ujung Pandang, Indonesia.
(P.O. Box 222)
電話 5490, 21030
電 略 RYOJI UJUNG Pandang
Telex: C 7123
A. 7123 RYOJI UP

在スラバヤ領事館

Consulate of Japan,
Jalan Sumatra 93, Surabaya, Indonesia.
電話 44677, 40003, 44072
電 略 RYOJI SURABAJA
Telex: C. 31469
A. 31469 RYOJI SB

在メダン領事館

Consulate of Japan,
No. 12, Jalan Suryo, Medan, Sumatra,
Indonesia.
電話 321533
電 略 RYOJI MEDAN
Telex: C. 51177
A. 51177 RYOJI MDN

ヴェトナム

在ヴェトナム大使館

Ambassade du Japon,
Chambre No.138, Hotel Thong Nhat,
15, Ngo Quyen, Hanoi,
République Socialiste du Viet Nam.
電話 5-2785 (ホテルの代表電話) 内線 358
5-6655 (直通)
電 路 TAISHI HANOI

シンガポール

在シンガポール大使館

Embassy of Japan,
16, Nassim Road, Singapore, 10.
電話 2358855~9
電 路 NIHONTAISII SINGAPORE
Telex: C. TAISI RS 353
A. TAISI RS 21353

スリ・ランカ

在スリ・ランカ大使館

Embassy of Japan,
No. 20, Gregory's Road, Colombo 7,
Democratic Socialist Republic of
Sri Lanka.
(P.O.Box 822 Colombo)
電話 93831~3
電 路 TAISHI COLOMBO
Telex: C. 148
A. TAISHI CBO

タイ

在タイ大使館

Embassy of Japan,
1674, New Petchburi Road, Bangkok 10,
Thailand.
電話 252-6151~9
電 路 NIHONTAISII BANGKOK
Telex: C.3020
A. 3020 TAISI TH

大韓民国

在大韓民国大使館

Embassy of Japan,
18-11, Chungnak-Dong, Chongro-ku,
Seoul, Republic of Korea.
ソウル特別市鐘路区中洞18-11
電話 (73)5626~8 (代表)
電 路 TAISHI SEOUL
Telex: C. 2287
A. TAISISL K2287

在釜山総領事館

Consulate-General of Japan,
No. 1147-11, Choryang-Dong, Dong-Ku,
Busan,
Republic of Korea.
大韓民国釜山市東区草梁洞1147-11
電話 43-9221~5
電 路 RYOJI PUSAN
Telex: C. 3338P
A. RYOJIPN K3338

中華人民共和國

在中華人民共和國大使館

Embassy of Japan,
7Ri Tan Road, Jian Guo Men Wai,
Peking, People's Republic of China.
北京市建国門外日壇路7号
電話 代表 52-2361 (10回線)
電 路 TAISHI PEKING
Telex: C. 22275
A. 22275 TAISI CN

在上海総領事館

Consulate-General of Japan,
1517 Huai hai Road Central
Shanghai, People's Republic
of China.

上海市淮海中路1517
電話 372073 (代表)
電 路 RYOJI SHANGHAI
Telex: C. 33061
A. 33061 RYOJI CNK

在カラチ総領事館

Consulate-General of Japan,
Palace Cinema Building,
Fatima Jinnah Road, Civil Lines,
Karachi Pakistan.

電話 511331~2,
電 路 RYOJI KARACHI
Telex: C.864
A.864 RYOJI PK

香 港

在香港総領事館

Consulate-General of Japan,
25th floor, Gammon House 12,
Harcourt Road, Central, Hong Kong.

告廣置郵道12号 金門大厦25楼
電話 5-221184~8
電 路 RYOJI HONG KONG
Telex: C. 73301
A. 73301 RYOJI HK

バングラデシュ

在バングラデシュ大使館

Embassy of Japan,
No.1, Shantinagar, Dacca-17,
Bangladesh.
(P.O.Box No. 458)

電話 402155, 403156
電 路 TAISHI DACCA
Telex: C. 872
A. TAISHI DAC 872

ネパール

在ネパール大使館

Embassy of Japan,
Panipokhari, Kathmandu, Nepal.
(P.O.Box No.264)

電話 12730, 13264
電 路 TAISHI KATHMANDU
Telex: C. NP208
A. NP208 TAISHI

ビルマ

在ビルマ大使館

Embassy of Japan,
No.100 Natmuk Road, Rangoon, Burma.
電話 52288(夜間), 52290, 52298,
52640 52641

電 路 TAISHI RANGOON
Telex: C. 2034
A. TAISHI BM 2034

パキスタン

在パキスタン大使館

Embassy of Japan,
Plot No.53-70,Ramna 5/4,
Diplomatic Enclave 1, Islamabad,
Pakistan.

電話 20181~4
電 路 TAISHI ISLAMABADAABPARA
Telex: C.805
A. 5805 TASI PK

フィリピン

在フィリピン大使館

Embassy of Japan,
375 Buendia Avenue Extension,
Makati, Metro Manila, Philippines.
(P.O.Box891 Makati Commercial
Center)

電話 88-23-91,89-18-30,
89-18-36~9, 89-34-41~2
電 路 TAISHI MANILA
Telex: C.7522171(RCA),7545188(ITT)
A.2171 TAI PH, 5188 TAISHI PM

在マニラ総領事館

Consulate-General of Japan,
事務所は大使館と同じ
電話 RYOJI MANILA

在ダバオ駐在官事務所

Japanese Consulate Office, Davao,
3rd floor, China Bank,
Claro M. Recto Street,
Davao City, 9501, Philippines.
電話 7-37-81
電路 RYOJI DAVAO

マレーシア

在マレーシア大使館

Embassy of Japan,
6th Floor, AIA Building, Jalan
Ampang, Kuala Lumpur, Malaysia.
電話 22400, 21531~3
電路 NIHONTAISI
KUALALUMPUR
Telex: C. MA30385
A. TAISI MA30385

在ペナン総領事館

Consulate-General of Japan,
No.2, Biggs Road,
Penang, Malaysia.
電話 362255, 362404
電路 SORYOJI PENANG
Telex: C 40369
A. RYOJI MA40369

在コタ・キナバル領事館

Consulate of Japan,
Great Eastern Life Building,
2nd Floor, Kota Kinabalu, Sabah,
Malaysia.
(P.O.Box 1001)
電話 54695, 54698
電路 RYOJI KOTAKINABALU
Telex: C. 80063
A. RYOJI MA80063

モンゴル

在モンゴル大使館

Embassy of Japan,
Nairamdalya Gudamj 12, Ulan Bator,
Mongolian People's Republic.
(Central P.O.Box 1011)
電話 24408, 28019
電路 TAISHI ULANBATOR
Telex: C. 229
A. UB TAISHI 229

ラオス

在ラオス大使館

Ambassade du Japon,
Route de Sisangvone, Vientiane,
République Démocratique, Populaire Lao.
電話 2584, 2968, 3343
電路 TAISHI VIENTIANE
Telex: C.302
A.302 TAISI LS

大 洋 州

オーストラリア

在オーストラリア大使館

Embassy of Japan,
112 Empire Circuit, Yarralumla,
Canberra A.C.T.2600, Australia.
電話 733244
電路 NIHONTAISI CANBERRA
Telex: C. AA62034
A. TAISI AA62034

在シドニー総領事館

Consulate-General of Japan,
36th Floor, CAGA Centre,
8-18 Bent St., Sydney, N.S.W.2000,
Australia. (G.P.O.Box No.4125)
電話 (02)231-3455
電路 RYOJI SYDNEY
Telex: C.21118
A. RYOJI AA21118

在パース総領事館

Consulate-General of Japan,
16th Floor, Elder House, 111, St.
George's Terrace, Perth, W.A. 6000,
Australia. (G.P.O.Box X2210, Perth, 6001)
電話 (09)321-7816~8
電路 RYOJI PERTH
Telex: C. 92752
A. RYOJI AA92752

在メルボルン総領事館

Consulate-General of Japan,
3rd floor, "Holland House"
492 St.Kilda Road, Melbourne,
3004, Victoria, Australia.
電話 267-3244
電 略 RYOJI MELBOURNE
Telex: C.31957
A.RYOJI AA31957

在ブリスベン総領事館

Consulate-General of Japan,
26th Level, Brisbane Plaza,
68 Queen Street, Brisbane,
Queensland, 4000 Australia.
電 略 (07)31-1438 ~ 9, 31-1430
電 略 RYOJI BRISBANE
Telex: C.AA41339
A.RYOJBNE AA41339

バブア・ニューギニア

在バブア・ニューギニア大使館

Embassy of Japan,
ANG House,
8/8 Hunter Street, Port Moresby,
Papua New Guinea,
(P.O.Box 3040 Port Moresby)
電 略 211800, 211483, 211305
電 略 TAISHI PORTMORESBY
Telex: C. 22215
A. TAISHI NE22215

在ポート・モレスビー総領事館

Consulate-General of Japan,
住 所 } 在バブア・ニューギニア大使館
電 略 } と同じ
Telex: }
電 略 RYOJI PORTMORESBY

ニュー・ジラランド

在ニュー・ジラランド大使館

Embassy of Japan,
18A Oriental Terrace, Oriental Bay,
Wellington, 1, New Zealand.
(P.O.Box 6340, Te Aro Wellington)
電 略 859-029
電 略 TAISHI WELLINGTON
Telex: C.NZ3544
A.TAISWTN NZ3544

在クライストチャーチ駐在官事務所

Consular Office of Japan,
Christchurch, 1st floor,
The Allan Mclean Building,
210 Oxford Terrace, Christchurch 1,
New Zealand.
(P.O.Box 1469, Christchurch)
電 略 65-680, 69-030
電 略 RYOJI CHRISTCHURCHINZ

在オークランド総領事館

Consulate-General of Japan,
4th Floor, Bank of New South Wales
Building, 79-83 Queen Street,
Auckland 1, New Zealand. (P.O.Box 3959)
電 略 34-106
電 略 RYOJI AUCKLAND
Telex: C.NZ2665
A.RYOJIAK NZ2665

フィジー

在フィジー大使館

Travelodge Hotel
Room No.265, Suva, Fiji.
P.O. Box 2312 (Government Bldg.)
Suva.
電 略 25803 (直通) 24600 (***)
電 略 TAISHI SUVA

中 近 東

アフガニスタン

在アフガニスタン大使館
Embassy of Japan,
No.240-241, Wazir Akbar Khan Maina,
Kabul, Democratic Republic of
Afghanistan.
(P.O.Box No.80 Kabul, Afghanistan.)
電話 26844~5
電 報 TAISHI KABOUL
Telex: C.16
A.16 TAISHI AF

アラブ首長国連邦

在アラブ首長国連邦大使館
Embassy of Japan,
Abu Dhabi, United Arab Emirates.
(P.O.Box2430)
電話 44696
電 報 TAISHI ABU DHABI
Telex: C.2270 AH
A.2270 TAISHI AH

イスラエル

在イスラエル大使館
Embassy of Japan,
Asia House, 4, Weizman Street, Tel-
Aviv, Israel.
電話 257292~4
電 報 TAISHI TELAVIVJAFFA
Telex: C.032202
A.32202 TAISHI IL

イラク

在イラク大使館
Embassy of Japan,
41/7/35 Masbah, Baghdad, Iraq.
(P.O.Box No.355)
電話 95156~7
電 報 TAISHI BAGHDAD
Telex: C.2241
A.2241 TAISHI IK

イラン

在イラン大使館
Embassy of Japan,
Avenue Pahlavi, Nahid Boulevard,
No.46, Tehran, Iran.
(P.O.Box No. 348)
電話 225437 40
電 報 TAISHI TEHERAN
Telex: C.212757
A.212757 TAISH IR

在ホラムシャハル総領事館

Consulate-General of Japan,
No.90, Avenue Chaholmetri,
Khorramshahr, Iran.
(P.O.Box No.79)
電話 2275, 5055
電 報 HYDJI KHORRAMSHAHR
Telex: C. 654096
A. 654096 RYOJ IR

クウェイト

在クウェイト大使館
Embassy of Japan,
Rowdha, Plot No.1, St. No.13, Bldg.,
Al-No.5, Kuwait.(P.O.Box2304 Safat)
電話 518155, 518259, 518373, 518440
電 報 NIHONTAISHI KUWAIT
Telex: C.2196
A.TAISHI 2196KT

カタール

◇在カタール大使館
Embassy of Japan,
Shaikh Suheim Street,
Off Saiwa Circle, Doha,
The State of Qatar.
(P.O.Box 2208 Doha)
電話 26152~3
電 報 TAISHI DOHA
Telex: C.4339
A.4339 TAISHI DH

サウディ・アラビア

在サウディ・アラビア大使館
Embassy of Japan,
Palestine Road, Jeddah, Saudi Arabia.
(P.O.Box1260)
電話 52402, 52405
電 報 TAISHI JEDDAH
Telex: C.401159
A.401159 TAISHI SJ

イエメン

在イエメン大使館(兼動)
Embassy of Japan,
Al-Tareeq Al-Ba-Ery Al-Safiyah
Al-Gharbiyah Sanaa, Yemen Arab
Republic.
(P.O.Box817 Sanaa)
電話 7330
電 報 TAISHI SANAA
Telex: C.2345
A.TAISHI 2345

ジョルダン

在ジョルダン大使館

Embassy of Japan,
4th Circle, Jabal Amman, Amman,
The Hashemite Kingdom of Jordan.
(P.O.Box 2835)
電話 42486-8
電 路 TAISHI AMMAN
Telex: C.1518
A.1518 TA51JO

シリア

在シリア大使館

Ambassade du Japon,
No.15 Ave. Al-Jala'a, Damascus,
La Republique Arabe Syrienne.
(B.P.3366)
電話 339421, 338273, 335677
電 路 TAISHI DAMAS
Telex: C.11042
A.TAISI 11042SY

トルコ

在トルコ大使館

Embassy of Japan,
Nenehatun Cnd.No.66
Gazi Osman Pasa Mah.,
Ankara,
Turkey.
(P.O.Box P.K.31-Çankaya)
電話 27-43-24~5, 27-13-79
27-13-90
電 路 TAISHI ANKARA
Telex: C.42435
A.42435 JAPN TR

在イスタンブル総領事館

Consulate-General of Japan,
İnönü Caddesi No.24,
Ayazpaşa, Taksim, Istanbul, Turkey
電話 45-25-33, 45-25-95
電 路 HYOJI ISTANBUL
Telex: C.22189
A.22189 RYOJ TR

南イエメン

在南イエメン大使館(兼助)

Embassy of Japan,
Crescent Hotel,
Steamer Point, Aden,
People's Democratic Republic of Yemen.
(P.O.Box1186 Steamer Point,
Post Office Aden, P.D.R.Y.)
電話 ホテル代 23471, 23472
電 路 TAISHI ADEN

レバノン

在レバノン大使館

Ambassade du Japon,
Difat Salha Bldg., Corniche
Chouran Ras-Beirut, Liban.
(P.O.Box 3360)
電話 301-301, 301-326, 305-224
電 路 TAISHI BEYROUTH
Telex: C.TAISI 20864
A.TAISI 20864 LE

アフリカ

アルジェリア

在アルジェリア大使館

Ambassade du Japon,
3,Rue du Docteur Lucien Raynaud,
Alger, Algérie.
電話 60-46-45, 60-55-71
電 路 TAISHI ALGER
Telex: C.52911
A.TAISI ALGER

エジプト

在エジプト大使館

Embassy of Japan,
14, Ibrahim Nguib Street, Garden City,
Cairo, Arab Republic of Egypt.
(P.O.Box 281)
電話 33962~4
電 路 TAISHI CAIRO
Telex: C.92226
A.92226 TAISI DN

エチオピア

在エチオピア大使館

Embassy of Japan,
Maskal Square (Revolution Square),
Finfinne Building,
2nd floor, (P.O.Box 1499)
Addis Ababa, Ethiopia.
電話 448215~9
電 路 TAISHI ADDISABABA
Telex: C. 21108
A. TAISI ADDIS

ガーナ

在ガーナ大使館

Embassy of Japan,
No.8, Rangoon Avenue, Off Switchback
Road, Accra, Ghana.
(P.O.Box 1637, Accra)
電話 75616
電 路 TAISHI ACCRA
Telex: C. 2068
A. TAISI ACCRA

ガボン

在ガボン大使館

Ambassade du Japon,
Boulevard Roi Louis Dowé,
Libreville, Gabon (B.P. 2259)
郵便物あて先
Ambassade du Japon,
B.P.2259 Libreville, Gabon.
電話 73-22-97
電 路 TAISHI LIBREVILLE
Telex: C. 5428,
A. TAISI LBV 5428 GO

ギニア

在ギニア大使館

Ambassade du Japon,
B.P.895, Mafanco Corniche Sud,
Conakry II, République Populaire
Revolution Naire de Guinée.
郵便物あて先
Ambassade du Japon,
B.P.895, Conakry II, Guinée, Afrique
Occidentale.
電話 614-38
電 路 TAISHI CONAKRY
Telex: C. 782
A. 782 TAISI CKRY

ケニア

在ケニア大使館

Embassy of Japan,
Wabera Street, Nairobi, Kenya.
郵便物あて先
Embassy of Japan,
P.O.Box 60202, Nairobi,
Kenya
電話 332955
電 路 TAISHI NAIROBI
Telex: C. 22286
A. 22286 TAISHI

ザイール

在ザイール大使館

Ambassade du Japon,
Avenue Mbuji-May 3668,
Gombe, Kinshasa 1, République du Zaïre.
郵便物あて先
Ambassade du Japon,
B.P.1810 Kinshasa,
Rép. du Zaïre.
電話 26913, 22118
電 路 TAISHI KINSHASA
Telex: C. 21227
A. 21227 TAISHI ZR
在ルブンバシ駐在官事務所
Office Consulaire du Japon,
No.24 Avenue Luvua,
Lubumbashi, Rép. du Zaïre.
(B.P. 3555-Lubumbashi)
電話 52-55
電 路 RYOJI LUBUMBASHI

ザンビア

在ザンビア大使館

Embassy of Japan,
No. 5218, Haile Selassie Avenue,
Lusaka, Zambia.
郵便物あて先
Embassy of Japan,
P.O.Box 3390,
Lusaka, Zambia.
電話 52244, 52454, 52670
電 路 TAISHI LUSAKA
Telex: C. ZA 41470
A. TAISHI ZA 41470

スーダン

在スーダン大使館

Embassy of Japan,
House No. 24, Block 10A.E., Street No. 3,
Mow Extension, Khartoum, Sudan.
(P.O.Box 1649)

電話 44549, 44554

電話 TAISHI KHARTOUM

Telex: C. 219

A. TAISHI KM

セネガル

在セネガル大使館

Ambassade du Japon,
Immeuble Electra,
Rue Malan, Dakar, Sénégal.
Boîte Postale No. 3140

電話 21-01-41

電話 TAISHI DAKAR

Telex: C. 677FAISI SG

A. 677TAISI SG

象牙海岸共和国

在象牙海岸共和国大使館

Ambassade du Japon,
Immeuble Alpha 2000,
Tour A 1 8ème étage,
Avenue Chardy,
Abidjan, Côte d'Ivoire.
(B.P. 1329 Abidjan)

電話 22-28-63, 32-30-43,

32-30-51

電話 TAISHI ABIDJAN

Telex: C. 3400

A. AMHAJAP ABIDJAN

タンザニア

在タンザニア大使館

Embassy of Japan,
Plot No. 28 Kingsway Estate,
Bagamoyo Road,
Dar es Salaam, Tanzania.
(P.O.Box 2577)

電話 68644~5

電話 TAISHI DARESSALAAM

Telex: C. 41065

A. 41065 TAISI

中央アフリカ

在中央アフリカ大使館

Ambassade du Japon,
Avenue du President Abdel Nasser,
Bangui,
Empire Centrafricain.
(B.P. 1367 Bangui)

電話 61-06-68

電話 TAISHI BANGUI

Telex: C. 5204 BANGUI

A. TAISHI 5204EC

チュニジア

在チュニジア大使館

Ambassade du Japon,
16, Rue Djebel Aurès,
Notre-Dame, Tunis, Tunisie.
(B.P. 1009, Tunis R.P.)

電話 285-937, 285-960

電話 TAISHI TUNIS

Telex: C. 12456

A. TAISHI 12456 TN

ナイジェリア

在ナイジェリア大使館

Embassy of Japan,
Plot 24-25 Apese Street, Victoria
Island, Lagos, Nigeria.
(P.M.B. 2111)

電話 61-37-97, 61-49-29

電話 TAISHI LAGOS

Telex: C. 21364

A. 21364 TAISI NG

マダガスカル

在マダガスカル大使館

Ambassade du Japon,
8 Rue Docteur Villete Isoraka
Tananarive, Madagascar.
(B.P. 3863)

電話 261-02

電話 TAISHI TANANARIVE

Telex: C. 22308

A. 22038 TAISHI TANA

モロッコ

在モロッコ大使館

Ambassade du Japon,
19, Avenue Tarik Ibn Ziad,
Rabat, Maroc.
電話 Rabat 221-59, 301-46
電 話 TAISHI RABAT
Telex: C. 31901
A. TAISHI 31901M

リビア

在リビア大使館

Embassy of Japan,
37, Shariah Abi Ben Kaab Street,
Garden City, Tripoli,
Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya,
(P.O.Box 3265)
電話 46090, 46381
電 話 TAISHI TRIPOLILIBYE
Telex: C. 20094
A. 20094 TAISHILY

リベリア

在リベリア大使館

Embassy of Japan,
3rd floor, Providence Building,
Ashmun Street, Monrovia, Liberia.
(P.O.Box 2053 Monrovia)
電話 221227, 221974
電 話 TAISHI MONROVIALIBERIA
Telex: C. 4209
A. 4209 TAISIMON LI

南アフリカ共和国

在プレトリア総領事館

Consulate-General of Japan,
1st floor, Prudential Assurance
Building, 28, Church Square, Pretoria,
Republic of South Africa.
(P.O.Box No. 1782 Pretoria 0001)
電話 48-6733/6734
電 話 RYOJI PRETORIA
Telex: C. 3-741 SA
A. 3-741 SA

在ケープタウン駐在官事務所

Office of Consul of Japan,
1410 African Eagle Centre,
2 St. George's Street, Cape Town,
Republic of South Africa.
電話 43-0122
電 話 RYOJI CAPETOWN

南ローデシア

在ソールズベリー総領事館(一時閉鎖)

中 南 米

アルゼンティン

在アルゼンティン大使館

Embajada del Japon,
Azcuénaga 1035,
Buenos Aires, Argentina.
(Casilla de Correo No. 4595
Correo Central)
電話 825-5333, 83-1031-34
電 話 TAISHI BUENOSAIRES
Telex: C. 012-1884
A. 121884AR TAISI

ヴェネズエラ

在ヴェネズエラ大使館

Embajada del Japon,
Quinta "Maranba",
Avenida San José, La Floresta,
Caracas, D.F. Venezuela.
(APARTADO N° 21308, San Martin
Caracas 102,
Venezuela)
電話 284-92-22
電 話 TAISHI CARACAS
Telex: C. 23363
A. 23363 TAISHICA

スリナム

在スリナム大使館(兼勤)

Embassy of Japan,
Hotel Tornarica Room 3144,
Paramaribo, Surinam.
(P.O.Box No. 2921 Paramaribo)
電話 77465 (ホテル)
電 話 TAISHI PARAMARIBO

トリニダード・トバゴ

在トリニダード・トバゴ大使館

Embassy of Japan,
6, Mary Street, St. Clair,
Port of Spain, Trinidad and Tobago
電話 (62) 22342
電 話 TAISHI PORT OF SPAIN

ウルグアイ

在ウルグアイ大使館

Embajada del Japón,
Rincón 487, Piso 5^o Montevideo,
Uruguay.
電話 91-3936, 91-3938
電 路 TAISHI MONTEVIDEO
Telex: C. UY 807
A. TAISI UY 807

エクアドル

在エクアドル大使館

Embajada del Japón,
Avenue Río de las Amazonas No. 239,
y calle 18 de Septiembre,
Edificio Alvarez Burbano, 7^o Piso,
Quito, Ecuador.
(P.O.Box 3031)
電話 541-855 (代 表)
電 路 TAISHI QUITO
Telex: C. 022185
A. 2185 TAISI ED

エル・サルヴァドル

在エル・サルヴァドル大使館

Embajada del Japón,
Avenida Roosevelt 3107,
Edificio La Centroamericana 2^o Piso,
San Salvador, El Salvador, C.A.
(Apartado Postal 115)
電話 23-4626, 23-4665
電 路 TAISHI SANSALVADORSALV
Telex: C. 20099
A. 20099 TAISAL

キューバ

在キューバ大使館

Embajada del Japón,
Calle 17 No.552, Esquina D. Vedado,
La Habana, Cuba.
(Apartado No. 752)

郵便物あて先

c/o Embajada del Japón,
Paseo de la Reforma 395,
Col. Cuauhtémoc
Mexico 5.B.F., Mexico.
電話 32-5554-5, 32-5598
電 路 TAISHI HAVANA
Telex: C. TAISHI HAVANA
0051260
A. TAISHI HAVANA

グアテマラ

在グアテマラ大使館

Embajada del Japón,
Ruta 6,8-19, Zona 4, Guatemala,
Guatemala, C.A.
(Apartado Postal No. 531)
電話 31-9666-8
電 路 TAISHI GUATEMALA
Telex: C. 4126
A. 4126 TAISHI GU

コスタ・リカ

在コスタ・リカ大使館

Embajada del Japón,
Barrio Rohrmoser,
Sabana Oeste, Primera Entrada,
500 Mts. Oeste y 100 Mts. Norte
San José, Costa Rica.
(Apartado No. 501 y No. 10. 145)

郵便物あて先

Embajada del Japón,
Apartado 501, San José Costa Rica.
電話 32-19-44, 32-12-55
電 路 TAISHI SANJOSECR
Telex: C. 2205
A. 2205 TAISI

コロンビア

在コロンビア大使館

Embajada del Japón,
Calle 72, No. 13-23,
Piso 4, Bogotá, Colombia.
(Apartado Aéreo 7407)
電話 255-77-29, 255-79-69
248-58-50, 248-46-93
電 路 TAISHI BOGOTA
Telex: C. 043-327
{ 18764のコール 43-327}
A. 43327 TAIS CO

チリ

在チリ大使館

Embajada del Japón,
Huérfanos 757, 8^o Piso, Casilla 2877,
Santiago, Chile.

郵便物あて先

Embajada del Japón,
Casilla 2877,
Santiago, Chile.
電話 31163
電 路 TAISHI SANTIAGODECHILE
Telex: C. 3520132
A. 3520132 TAISI

ドミニカ共和国

在ドミニカ共和国大使館

Embajada del Japón,
Avenida Bolivar 856,
Santo Domingo,
República Dominicana.
(Apartado No. 1236)
電話 689-9181-2, 682-1350
電 路 TAISHI SANTODOMINGO
Telex: C. 4154
A. 4154 EJAPON } RCA

ジャマイカ

在ジャマイカ大使館(兼勤)

Embassy of Japan,
Belvedere, Beverly Drive,
Kingston 6, Kingston, Jamaica.

郵便物受取

Embassy of Japan,
P.O.Box 8, Kingston 6,
Kingston, Jamaica.
電話 92-76161
電 路 TAISHI KINGSTON
Telex: C. 2304
A. 2304 TAISHI JA

ニカラグア

在ニカラグア大使館

Embajada del Japón,
Calle Monumental de los Bomberos
de Managua, 75vs. abajo,
Managua, Nicaragua.
(Apartado Postal No. 1789)
電話 27807, 22012
電 路 TAISHI MANAGUANIC
Telex: C. 3751080
A. TAISHI 1080

パナマ

在パナマ大使館

Embajada del Japón,
Calle 50 y Calle 61, Edificio Don
Camilo, Apartado No. 1411, Panamá 1,
República de Panamá.
電話 23-9750
電 路 TAISHI PANAMA
Telex: C. 368780
A. 368780-TAISHI

パラグアイ

在パラグアイ大使館

Embajada del Japón,
Avenida Marscal
López No. 2364
Asunción, Paraguay.
(Casilla de Correo 1957)
電話 63-682, 64-616-8
電 路 TAISHI ASUNCION
Telex: C. 131
A. 131 PY TAISHI

在エンカルナシオン領事館

Consulado del Japón.
Calle Posadas No. 1290, Villa Alta,
(Casilla de Correo No. 55)
Encarnación, Paraguay.
電話 287-8
電 路 RYOJI ENCAHACION

ブラジル

在ブラジル大使館

Embaixada do Japão,
Avenida das Nações, Lote 39
Brasília, D.F., Brasil.
(Caixa Postal 07-0891)
電話 242-6983, 242-6552, 242-6543,
242-6475, 242-6454, 242-6866
電 路 TAISHI BRASILIA
Telex: C. 0611376
A. 611376 TAIS BR

在サンパウロ総領事館

Consulado Geral do Japão,
"Edifício Kyoel Paulista",
Avenida Paulista 475,5^o~8^o
São Paulo, Brasil.
(Caixa Postal 361)
電話 287-0100(代))
電 路 RYOJI SAOPAULO
Telex: C. 1121095
A. 1121095 CGJA BR

在クリチバ領事事務所

Consulado do Japão em Curitiba,
Rua Marechal Deodoro, 51
Edifício Wenceslau Glazer, 6^o
andar, Curitiba, Paraná, Brasil
(Caixa Postal 6028)
電 話 (0412)-24-3861

在ベレン総領事館

Consulado Geral do Japão,
Travessa Presidente Pernambuco 352,
66.000-Belém, Estado do Pará,
Brasil.
(Caixa Postal 912)
電 話 222-1900, 222-2601
電 路 RYOJI BELEMPARA
Telex: C. 911005
A. 911005 RYOJBR

在ポルト・アレグレ総領事館

Consulado Geral do Japão,
Rua Hilário Ribeiro, 122
Moinhos de Vento, 90.000-Porto Alegre,
Rio Grande do Sul, Brasil.
(Caixa Postal 1022)
電 話 22-02-83, 22-30-55, 22-25-50
電 路 RYOJI PORTOALEGRE
Telex: C. 051-1072
A. 511072 CGJA BR

在リオ・デ・ジ・ネイロ総領事館

Consulado Geral do Japão,
Rua das Laranjeiras, 192,
22240 Rio de Janeiro, RJ, Brasil
電 話 265-5252
電 路 RYOJI RIODEJANEIRO
Telex: C. 02121967
A. 2121967 CGJA BR

在レシフ総領事館

Consulado Geral do Japão,
Avenida Dantas Barreto, 191
Edifício Santo Antônio, 3^o andar,
50.000 Recife, Pernambuco, Brasil.
(Caixa Postal 502)
電 話 (081) 224-1930, 224-2059
電 路 RYOJI RECIFE
Telex: C. 0811166
A. 811166 CGJA BR

在マナオス領事館

Consulado do Japão,
Rua Lima Bacury, 255
69.000 Manaus, Amazonas, Brasil.
(Caixa Postal 307)
電 話 232-2000, 234-2521
電 路 RYOJI MANAUS
Telex: C. 0922260
A. 922260 CGJA BR

ペルー

在ペルー大使館

Embajada del Japón,
Avenida San Felipe 356
Jesús María, Lima, Perú.
(Apartado No. 3708)
電 話 61-4041
電 路 TAISHI LIMA
Telex: C.25533
A.25533PUTAISILIM

在リマ領事館

Consulado del Japón,
事務所は大使館と同じ
電 話 RYOJI LIMA

ボリヴィア

在ボリヴィア大使館

Embajada del Japón,
Calle Sánchez Lima No. 2400,
La Paz, Bolivia.
(P.O.Box 2725)
電話 373151, 373152
電 路 TAISHI LAPAZ
Telex: C. 3560033(ITT), BX5348(RCA)
A. TAISI 3560033, TAISI BX5348

在サンタクルス領事事務所

La Oficina del Cónsul del Japón,
Calle Sucre 155
Santa-Cruz, Bolivia.
(Casilla No. 543)
電話 2-2516
電 路 RYOJI SANTACRUZBOLIVIA

ホンデュラス

在ホンデュラス大使館

Embajada del Japón,
Segunda Avenida, Frente a la
Plazuela del Guanacaste,
Colonia Reforma, Tegucigalpa D.C.,
Honduras, C.A.
(Apartado Postal 125-C)
電話 22-6828 ~ 9
電 路 TAISHI TEGUCIGALPA
Telex: C. 1141
A. 1141 TAISITEG HT

メキシコ

在メキシコ大使館

Embajada del Japón,
Paseo de la Reforma 395,
Col. Cuauhtémoc,
México 5, D.F. México.
(Apartado 5-101)
電話 525-46-20(代表)
電 路 TAISHI MEXICO
Telex: C. 017-72-420
A. 1772420 TAISME

ハイティ

在ハイティ大使館(兼勤)

Ambassade du Japon
Villa Bella Vista.
No.73 Imp. Tulipe, Desprez,
Port-Au-Prince, Haiti.
郵便物あて先
Ambassade du Japon,
P.O.Box 2512
Port-Au-Prince, Haiti.
電話 25875
電 路 TAISHI PORTAUPRINCE

兼轄公館及び被兼轄公館名

兼轄公館名	被兼轄公館名
在スリ・ランカ大使館	在モルディヴ大使館
在中華人民共和国内務大使館	在カンボディア大使館
在ヴェネズエラ大使館	在バルバドス大使館
ク	在グレナダ大使館
ク	在スリナム大使館
ク	在ガイアナ大使館
在ドミニカ共和国大使館	在ジャマイカ大使館
ク	在バハマ大使館
在メキシコ大使館	在ハイチ大使館
在イタリア大使館	在マルク大使館
在スウェーデン大使館	在アイスランド大使館
在ベルギー大使館	在ルクセンブルク大使館
在オーストラリア大使館	在ナウル大使館
在ニュー・ジーランド大使館	在トンガ大使館
ク	在西サモア大使館
在クウェイト大使館	在バハレー大使館
在サウディ・アラビア大使館	在イエメン大使館
ク	在オマーン大使館
在レバノン大使館	在サイプレス大使館
在エジプト大使館	在南イエメン大使館
在ガボン大使館	在カメルーン大使館
ク	在チャード大使館
ク	在コンゴ大使館
ク	在サントメ・プリンシペ大使館
在ケニア大使館	在ウガンダ大使館
ク	在セイシユル大使館
ク	在マラウイ大使館
在ザイール大使館	在ブルンディ大使館
ク	在ルワンダ大使館
在ザンビア大使館	在スワジランド大使館
ク	在レソト大使館
ク	在ボツワナ大使館
在セネガル大使館	在ガンビア大使館
ク	在ギニア・ビサオ大使館
ク	在マリ大使館
ク	在モーリタニア大使館
ク	在カーボ・ヴェルデ大使館
在象牙海岸共和国大使館	在上ヴォルタ大使館
ク	在ベナン大使館
ク	在トーゴ大使館
ク	在ニジェール大使館
在タンザニアル大使館	在ソマリア大使館
在マダガスカル大使館	在モーリシャス大使館
在リベリア大使館	在シェラ・レオーネ大使館

4. 都道府県における協力隊事業の位置づけ

協力事業隊は、国際協力事業団法第21条に明確に法文化されている通り、青年の海外協力活動を促進し、助長するものである。いいかえれば、海外協力活動を志望し、これに参加するひとりひとりの青年が主役なのであって、国は支援者の立場に立っている。

協力隊に参加する青年は、日本の国民であると同時に、都道府県民でありまた市・町・村民でもある。青年が主役で国は支援者という団法の姿勢に準じて、都道府県も支援者となることは、本件支援事業の主務官庁としてもっとも望ましいことと考える。

近年、多数の地方公共団体が、住民である青年の海外派遣、海外交流の諸事業を、県単独事業として推進しつつあり、協力隊は、これら青年海外派遣事業の延長線上にあるといつてよい。現に各府県の派遣青年と協力隊員との現地交歓、協力隊員任地・活動状況の視察、協力隊員を仲立ちとしての現地青年との交流等が年々活発になっており、これら「青年の船・つばさ」等と呼ぶ諸事業経験者から、同じ海外派遣事業としての協力隊に参加を志望する例は少なくない。

法律上からみた事業の本旨からも、また上述の現実に照らしても、国と同様に県が支援者の立場に立ち、県の青年関係業務や国際交流業務と密接に関連して進められてゆくことが望ましい。

以上の観点に立った上で具体的業務を考えてみると、概略次のようなことが考えられる。

- ① 隊員（特に郷土出身隊員）の海外活動に関して知識を普及し、都道府県民の理解を増進すること。
- ② 応募相談

- ③ 訓練期間、派遣直前、海外協力活動期間にわたっての精神的支援
- ④ 帰国後の地域内定着指導（出身県外への流出阻止）
- ⑤ OBないしOB会の活動に対する助成（オピニオン・リーダーとしての活用）

外務省としては、47の全都道府県が今すぐ一せいに右の業務すべてを都道府県の支援業務として取りあげることは困難であろうと予想しており、むしろ逐次、都道府県の気運醸成度に応じた取りあげ方で進まれることの方が現実的であり堅実ではないかと考える。またそれぞれの業務の取りあげ姿勢の上で、各都道府県独自のものが打ち出されることを期待している。

なお右について若干付言するならば、協力隊支援事業の意義について、国では対外的配慮のこともあり、海外協力の面を表面に打ち出し、人間交流、人間形成の両面における絶大な期待効果を表面に立てないことにしているが、都道府県においては、支援根拠の上で、人間交流、人間形成の両面を主軸とされて一向に差支えない。現に国として、参加隊員の郷土還元については、施策の上でも積極的な配慮を加えているところである。（選考に当たって協力活動上の資質に加え帰国後各都道府県のオピニオン・リーダーとなり得る人物であることを基準としていること、現職参加体制を推進していること等）

協力隊事業にかかる地方公共団体と国際協力事業団との間の連絡・協力に関する事業団法の条項（第40条）は、これまでに記述してきた考え方を背景として、主役である青年の海外協力活動を国も支援し、県も支援する、という前提で理解し活用して頂きたいと考える。

幸い全都道府県に協力隊に関する担当課が設けられ、協力隊事務局は各県担当職員を配し、前記第40条が十二分に活かされた形で密接な連絡が保たれている。またすでに若干の県においては、協力隊業務を県の事務分掌規定中に明記して活発な活動を展開されており、外務省としてはいろいろ形がなるべく速かに一般化することを希望してやまない。

本参考資料は昭和50年3月28日外務省で実施された、
全国都道府県国際協力事業団関係主管課長会議の青年海外
協力隊分科会において同省から配布されたものです。

参考資料

外 務 省

経協技第38号

昭和46年10月18日

自治大臣 渡海元三郎 殿

外務大臣 福田 赳 夫

所属先補填制度に関する地方公共団体に対する指導について

今般海外技術協力事業団は技術協力のために海外に派遣される専門家の所属先に対し、その人件費を補填することとし、別添のとおり規程を定めました。

については本規程の趣旨にかんがみ、貴大臣より各地方公共団体に対し、本規程の実施を円滑ならしめるよう指導願います。

付 属 添 付

謹啓 晩秋の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、政府機関等の要請に基づき、国際協力等の目的で地方公共団体の職員が外国政府の機関等の業務に従事する場合には、原則として当該職員の身分を国家公務員に切替えうえて「国際機関等に派遣される一般職員の処遇等に関する法律」により派遣が行なわれるべきものでありますが、今般、国の予算措置に基づき、海外技術協力事業団から技術協力のために海外に派遣

される専門家の所属先に対して人件費を補てんする制度が設けられることとなり、外務省を通じて本制度に対する地方公共団体の協力方の要請がありました。

つきましては、本制度の適用の対象となる海外技術協力事業団からの専門家派遣の場合には、地方公務員の身分を保有したまま職員の派遣を行なう途を開くことが適当と考えますので、この趣旨をご理解のうえ、所要の措置をとられるようお願いいたします。この場合、職員が海外技術協力事業団から派遣されている期間中の身分取扱いについては、派遣期間が数ヶ月の短期間の場合には職務専念義務の免除等によっても差し支えないが、原則としては当該職員を休職にするのが適当であると考えますので、例えば、「開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施に関する業務を行なう公共的団体のうち、任命権が人事委員会と協議して定めるものから派遣されて、これらの地域においてその職員の業務と関連があると認められる業務に従事する場合」には、これを休職事由とすることができる等関係条例の規定整備をお願いします。

なお、貴管下関係市町村に対しても、この趣旨について指導されるようお願いいたします。

おって、専門家所属先に対する人件費の補てん制度については、海外技術協力事業団において説明会が開かれることとなっておりますので申し添えます。時節がら、ご健康に留意され、一層のご活躍のほどをお祈り申し上げます。

敬 具

昭和46年11月26日

自治省行政局公務員部
公務員第一課長 大橋 茂二郎

各都道府県総務部長 殿

海 枝 協 (協) 第 4 - 2 4 1 号

昭 和 4 2 年 1 月 3 1 日

都 道 府 県
総 務 部 部 長 殿

海外技術協力事業団
海外協力隊事務局
事務局長 篠 浦 公 夫

日本青年海外協力隊事業に対するご協力方依頼について
(4 0 . 6 . 2 4 付海枝協 (協) 第 1 - 6 5 9 号関連)

貴県益々御発展の趣大慶至極に存じます。

さて、日本青年海外協力隊事業につきましては、昭和 4 0 年 4 月本事業の
発足以来ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

本事業はたんに開発途上の国々の経済・開発・民生の向上に寄与せしめる
ばかりでなく、有為な日本青年に夢をあたえ、広い国際的視野の涵養にも資
さんとするものであり、帰国後は貴重な体験を生かし国内の各分野におきま
して青少年の指導者として活躍することが期待されるもので、青少年対策上
まことに有意義な事業であると確信いたしております。

おかげをもちまして、既に 9 0 名の隊員がラオス・カンボディア・フィリ
ピン・マレーシア・インド・ケニア等の各国において活躍しており、本年度
中には更に 6 1 名の隊員を派遣する予定であります。(別添 1)

青年の汗と技術で開発に協力するこれら隊員の活動は各国で高く評価され
ており、ひきつづき各国から多数の派遣要請が参っております。(別添 2)

一方、国内におきましても、本事業への関心は高く、全国各地から応募や

問合せが続々と事務局へ寄せられておりますが、これはひとえに本事業が広く国民的基盤の上に立って推進さるべき性格を有することを物語っております。

このような内外の強い関心と期待に応え、本事業を一層効率的に実施してゆくため、貴県と当事務局との関係を今後さらに緊密にし、より一層のご協力を得て参りたいと思います。

つきましては、本事業につきまして、随時御連絡申し上げたいと思いますので御多用中恐縮であります。貴県の主たる関係部課名をお知らせいただければ幸甚に存じます。

なにとぞ上記の趣旨をご賢察のうえ、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

別添 1	日本青年海外協力隊都道府県別派遣実績
別添 2	同 派遣要請業種一覧

経協技合第 600 号

昭和44年3月14日

外務事務次官

海外技術協力事業に対する協力依頼について

わが国の開発途上国に対する技術協力はすでに15年の歴史をもつものでありますが、先進国は、開発途上国の経済発展を促進するため、各種の経済技術協力を推進すべきであるとの世界的な動向と、アジア地域における唯一の先進国としてわが国技術に対する信頼と期待に応えて、その協力事業の規模は年々大幅な拡大を続けて参ったことは御承知のとおりと存じます。

その間、政府は昭和37年にわが国政府ベースの技術協力を実施する総合的な機関として、外務省所管の特殊法人、海外技術協力事業団を設立いたしました。同事業団は、政府の委託を受け研修員受け入れ、専門家派遣、機材供与、海外技術協力センターの開設、開発調査、日本青年海外協力派遣等の事業を通じて、医療、農業、水産業、土木建築、電気、工業等の広い分野で多角的な技術協力を実施しており、また、その対象地域もアジアをはじめとし中近東、中南米、アフリカ等ほとんどすべての低開発地域に及んでおります。

なお、本事業の一環として昭和40年度より発足しました日本青年海外協力隊事業は、青年技術者を開発途上国に派遣してその経済、社会開発に協力せしめ、あわせてこれら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養に資することを目的とするもので、その活動は内外から高い評価を受けております。

以上のような各種技術協力事業は、国内においては、国民各層の深い理解

と支持を得てはじめてその成果が期待されるものであることは、今更申すまでもありません。幸いにして、貴県（都、道、府）よりはこれまでも研修員の受入れ、派遣専門家の推薦、青年協力隊事業の広報及び隊員の募集等多くの面で御協力をいただいております、本事業を今日まで円滑に実施することができましたのもひとえにその賜物と深く感謝申し上げるものであります。

しかしながら、わが国の技術協力の拡大に伴い、海外において活躍するに適する専門家を求めることは益々困難となりつつあります。技術協力は生身の人間を扱うものである以上、ただその数のみ殖やして不適格者を送るときは、却って逆効果となり、当省としてはその目的に適合した人をより多く集めることに最大の努力を傾けている次第であります。

また、農業関係技術等は、都、道、府、県等の職員の中にもみ適格者が見出される例が少なくありませんがこれらの方々の中には、折角海外においてその技術を発揮することを希みながら、帰還後の復職等身辺安定上の問題で専門家として国外に派遣されることを躊躇される事例も少なからずありますことは真に残念でなりません。これらの点につきましては特に貴県（都、道、府）の御理解を頂きたいと存じます。

新会計年度の発足を間近に控え、最近とみに高まりつつある国際的要望を反映して本事業の一段の発展が予想される時に当りまして、上記の困難な問題解決のためにも貴県（都、道、府）の一層の御理解と御協力を頂きたいと存じ、ここに改めてお願いする次第であります。

なお、技術協力年報1968年版を御参考までに別添送付いたします。

本信送付先	各都道府県知事
本信写送付先	自治事務次官

経協技1合第 1607号

昭和48年7月5日

県副知事 殿

外務省経済協力局長

日本青年海外協力隊事業に対する協力依頼について

日本青年海外協力隊事業は、昭和40年の発足以来、わが国の青年を開発途上国に派遣して、その開発に協力せしめ、これら諸国とわが国との間の親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の国際的視野の涵養にも大きな効果を挙げ、その活動は内外から高く評価されております。幸いにして本事業の推進につきましては、貴県におかれましても、協力隊主管部課をご決定いただくとともに、協力隊事業の広報及び隊員の募集等多くの面で、従来より多大のご協力をいただいております。本事業を今日まで円滑に実施することができましたのも、ひとえにその賜物と深く感謝申し上げます。

政府としては、今後とも協力隊事業を更に発展させてゆきたいと考えておりますが、事業の国民的な基盤の強化なしに単純に派遣する隊員の数を増やすことは、事業の性格からして厳に避けねばなりません。

この観点から当省としては、協力隊事業と各地方公共団体との結びつきを一層強化するとともに海外において活躍するに適した人材を、全国的な基盤の上に立って、広く募集し、適正な選考を行なうとの方針を建て、その具体化の第一歩として、本年度から各都道府県において、隊員の第一次選考試験を実施したいと考えております。

つきましては、貴県におかれましても、上記の事情を十分ご理解いただく

とともに、隊員の募集選考特に第一次選考試験の実施について、海外技術協力事業団日本青年海外協力隊事務局から依頼のありましたときはよろしくご協力下さるようここに改めてお願いする次第であります。

本信写送付先 自治省

5. 協力隊を育てる会

《協力隊を育てる会とは》

趣 意

連帯を求める世界の中であって、日本の明日を支える時代精神は、どうゆう気風のものたるべきであろうか。

多くの日本人の視野外であって、それ自体はケシ粒のように小さい存在であり、それぞれがまだこれから成長して行かなくてはならない現状ではあるが、海外ボランティア活動として展開されている青年海外協力隊員の活動は冒頭の根源的な問いに一つの無言の答を示している。

協力隊を理解し育てて行くことと、この歴史的な課題に取り組んで行くことは表裏一体であり、それはまた人類文明の明日を考えることとも合致して離れるところがない。

われわれはアジア・アフリカなどの民衆にギリギリの距離まで迫って生きている隊員たちの活動の中身を更に充実させ、彼らがその地の人と自然から感受するものをより深くより豊かなものにして行きたいと願い、その実現のために有為の青年の参加気運を助成したいと考える。

しかし、そのためには日本社会が協力隊を理解し、資質ある者を育て参加しない人々が、参加する者を声援する態勢を整えなくてはならないのであって、その見地からわれわれは「協力隊を育てる会」を国民的基盤の上に構築し、青年による海外協力活動の促進に寄与するため力強い国民運動を展開するものである。

(社) 協力隊を育てる会役員

会 長	茅 誠 司	青少年育成国民会議名誉会長
副 会 長	中 山 素 平	日本興業銀行相談役
”	中 根 千 枝	東京大学教授
常任理事	秋 山 忠 正	関東鋼線株式会社社長
”	小 倉 一 春	国際看護交流協会常務理事
”	嶋 田 清 隆	日本青年館事業部次長
”	祐 成 善 次	日本青年奉仕協会常務理事
理 事	山 野 幸 吉	全国市長会事務総長
”	末 次 一 郎	総理府青少年問題審議会委員
”	千 宗 室	裏千家家元
”	塩 月 賢太郎	日本Y M C A 同盟総主事
”	三 浦 朱 門 作	家
”	西 崎 哲 郎	共同通信社経済通信局々長
”	水 野 富士夫	海外子女教育振興財団事務局長
”	亀 岡 重 則	修養団教育普及部長
”	吹 浦 忠 正	育成協会事務局長
”	佐々木 正 賢	国際協力事業団理事
”	黒河内 康	青年海外協力隊事務局長
”	保 坂 努	青年海外協力隊OB 会会長
”	今 村 文 雄	日本経済青年協議会専務理事
監 事	滝 沢 荘 二	公認会計士
”	森 元治郎	国際協力事業団顧問

各県育てる会連絡先

- ① 北海道・協力隊を育てる会
〒065 札幌市東区北6東3-1卸センター内 秋山愛生館
☎011-721-1161(内530) 大塚佳子
- ② 愛知・協力隊を育てる会
〒460 名古屋市中区栄町1-18-8 愛知県青少年会館
☎052-221-6001 鈴木昭夫
- ③ 福岡県・協力隊を育てる会
〒812 福岡市博多駅前 商工会議所ビル 事業団支部
☎092-411-1845 竹井清(小田益利)
- ④ 山口県・協力隊を育てる会
〒753 山口市春日町9-1 防長青年館
☎08392-2-1469 石川佳典(中村博)

協力隊を育てる会は協力隊事業に対する

真の理解を求める活動です

社団法人「協力隊を育てる会」は昭和51年4月15日に発足しました。この会の設立のきっかけとなったのは途上国における日本の若者の活躍を描いた映画「アサンテ・サーナ」の自主上映推進運動です。この映画は青少年団体を中心とする多くの民間組織が提携して日本全国で24万人の観客を動員しました。

発展途上にある国々への人びとは日本の青年の力を必要としています。また日本国内にはこうした国々で協力活動に情熱を賭けたいとおもっている青年がいます。

しかし…職場や家族の理解が得られず大半の青年が参加を断念しています。また発展途上国で得た2年間の貴重な体験が、帰国後職場や地域社会で充分

に生かされずにいるのは残念なことです。

こうした青年たちが容易に協力隊事業に参加できる社会づくりをめざして育てる会は活動を行ないます。

欧米先進国のことはよく知っているのに発展途上国のことには疎いという人がたくさんいます。途上国の現状を日本の青年の目－隊員－を通じて伝えます。南北問題解決へのひとつのアプローチとして協力隊事業に対する真の理解を求める活動です。

協力隊への参加を希望する多くの青年たちが直面する問題があります。協力隊に参加がきまると、ほとんどの場合“会社”をやめなければならない。また2年間の協力活動を終えて帰国すると就職の不安がある。これらの問題が青年たちの協力隊参加の障壁となっています。育てる会は協力隊に参加しやすい社会的環境づくりの一環として「休職措置」「就職問題」にとりくんでいます。

育てる会のめざす活動が全国に広がりつつあります。各県に青少年団体を中心に支援者が集まり、育てる会がではじめました。その県出身の出発する隊員の激励、現地で活躍中の隊員との情報交換、帰国後の報告会などを行っています。また発展途上国理解のための映画会やパネル展などを開催している県もあります。

(社) 協力隊を育てる会事務局

〒160 東京都新宿区霞ヶ丘町15

日本青年館内(5階)

TEL 03(402)2153(直通)

03(401)0101(内線525)

事務局員 板本 洋子

吉倉 弥生

勤務時間 9:30A.M.～5:30P.M.

6. 協力隊関係広報資料

月刊誌 クロスロード 毎月15日発行

JOCVニュース 月2回 15日, 30日 "

事業概要 年1回発行

派遣実績(現況) 年2 "

JOCV Quarterly 年4 "

派遣隊員名簿 年2 " (限定)

帰国隊員住所録 年1 " (")

帰国隊員名簿 年2 " (")

貸出しフィルム (別表)

貸出しパネル (別表)

貸出フィルム・パネルの利用法

フィルムとパネルの貸出は次のような要領でおこなっています。ただし利用可能なフィルム本数、パネル枚数に限りがありますので、ご希望に沿いかねる場合もあります。あらかじめご承知おきください。また、できるだけ早目にお申込みくださるようお願いいたします。

- 申込み先 青年海外協力隊事務局広報課
〒150 東京都渋谷区広尾4-2-24
TEL. 東京(03)-400-7261(代表)
- 申込み方法 別掲のフィルムとパネルの「一覧表」をご覧になり、ハガキか電話で、次の事項を明らかにして、事務局広報課へご連絡ください。
 - (イ) 使用目的と種類及び数量
 - (ロ) 使用日時(期間)と場所
 - (ハ) 代表者名・住所(連絡先)及び電話番号
- 貸出 貸出は無料です。
事務局広報課まで取りに来ていただくか、その旨ご連絡があれば郵送もいたします。その際の郵送料は事務局が負担いたします。
郵送の場合、郵便事情で遅れることもありますから、使用予定日の少なくとも2週間前にお申込みください。
- 返却 ご使用後はすみやかに返却してください。事務局広報課までお持ちいただくか、郵送してください。その際の返却郵送料は負担していただきます。
返却にあたっては、ケースと中味を入れ間違いなく、フィルム等にキズがついたり切れたりした時は、その旨を明らかにしていただくことをお願いいたします。次に利用される方に迷惑をかけることとなりますので、くれぐれもご協力をお願いします。
- その他 「アサンテ・サーナ」のフィルムは12頁の表の団体、「もうひとつの青春」のフィルムは13頁の表の都道府県窓口および国際協力事業団支部にもおいてありますので、ご利用下さい。

貸出フィルム一覧

題 名	制作者		登場役職	色種	時間 (分)	巻数	現 状	制作 年次
	制作者	放映番組名						
アサンチ・サーナ (わが愛しのタンザニア)	ボランチア社	協力探劇映画	カラー	2:09	5	35ミリ ワイド 16ミリ ワイド		50
曠野に誇りを求めて (タンザニア)	R C C	東アフリカを行く	野 菜	カラー	20	5	16ミリ スタン ダード	49
天然痘への挑戦 (エチオピア)	R C C	東アフリカを行く	天然痘監視	カラー	15	3	*	49
マシュアの洞に眠はれて (ケニア)	R C C	東アフリカを行く	漁 具 漁 法	カラー	10	3	*	49
ツェツェ蠅捕獲作戦 (ザンビア)	R C C	東アフリカを行く	車 輛 製 業	カラー	15	3	*	49
メゴンに結ぶ友情 (ラオス)	TBS・TUC	途上国のあした (太陽の仲間たち)	電話工務・マイクロ ウエーブ・家 政	カラー	30	4	*	49
ジャップからヒーローへ (フィリピン)	TBS・TUC	途上国のあした (太陽の仲間たち)	家 畜 飼 育	カラー	30	3	*	49
さのことゴムの木 (マレーシア)	TBS・TUC	途上国のあした (世界でこみこみ)	A の こ 長 尾	カラー	30	1	*	49
神様、一日36時間を (マウイ)	TBS・TUC	途上国のあした (世界でこみこみ)	畜 産 飼 育	カラー	30	4	*	49
フルマはばくらではしるのです (ケニア)	TBS・TUC	途上国のあした (世界でこみこみ)	車輪製業・建設機械 主 本 一 般	カラー	30	5	*	49
ヒマラヤで息吹く四つの青春 (ネパール)	TBS・TUC	途上国のあした (世界でこみこみ)	畜産・畜産・畜産 畜 産 畜 産 畜 産	カラー	30	1	*	49
信州人アフリカにあり (エチオピア)	フジTV	ドキュメント日本人	民 物 物 学	カラー	30	2	*	48
ネパールの神々にあつた娘たち (ネパール)	フジTV	ドキュメント日本人	畜 産 飼 育	カラー	30	12	*	49
モロッコの砂とかげろうの中で (モロッコ)	フジTV	ドキュメント日本人	湖 景	カラー	30	6	*	49
パパ・エチオピア (エチオピア)	フジTV	ドキュメント日本人	畜 産 飼 育	カラー	30	5	*	48
雷の上のロバたち (エチオピア)	フジTV	ドキュメント日本人	水 道・農業土木	カラー	30	3	*	50

題 名	制作者		放映番組名	登場隊員職種	色種	時間 (分)	巻数	規格	制作 年次
	制作者	放映番組名							
ミンダナオの漁民と生きる (フィリピン)	N T V	にっぽんレポート		漁 具 漁 法	カラー	30	2	16ミリ ステレオ	49
ラグビー先生行状記 (マレーシア)	毎日映画社	われら世界に生きる		体 育	カラー	30	6	・	47
異邦モロッコをゆく (モロッコ)	毎日映画社	われら世界に生きる		柔 道	カラー	30	1	・	48
ジャングル大狩 (マレーシア)	毎日映画社	われら世界に生きる		柔 道	カラー	30	2	・	48
最後の天然痘地帯をゆく	N A V	生きている人間旅行		天 然 痘 監 視	カラー	30	2	・	48
ジャングル往診日記 (マレーシア)	毎日映画社	われら世界に生きる		衛生検査技師	カラー	30	2	・	48
730日の青春 (英語版)	インターナショナル映画社				カラー	55	4	・	47
730日の青春 (日本語版)	インターナショナル映画社				カラー	55	3	・	47
もうひとつの青春	インターナショナル映画社				カラー	30	8	・	53
若い力(第1部)東南アジア編	毎日映画社				カラー	20	3	・	46
若い力(第2部)インド・アフリカ編	毎日映画社				カラー	20	6	・	46
若い力への道	毎日映画社				カラー	17	3	・	46
フィリピンの20人の若者 (フィリピン)	札幌TV				白 黒	30	1	・	45
ネパール山の青春 (ネパール)	テレビ朝日	新しい世界		養蠶繭・測量・ 織物加工・献 儀	カラー	30	2	・	52
大草原を拓く (タンザニア)	テレビ朝日	新しい世界		野 業	カラー	30	2	・	52
大地にかける夢 (フィリピン)	テレビ朝日	新しい世界		掃 作・野菜栽培	カラー	30	2	・	52
自立をめざす国の国ザンビア	テレビ朝日	新しい世界		チ ェ ン ソ ー	カラー	30	2	・	52
赤道直下の青春 (ケニア)	テレビ朝日	新しい世界		漁 業・自動車整備 農	カラー	30	2	・	52
わが青春のボリビア	N T V	世界にかける橋		音 楽	カラー	30	5	・	54

貸出パネル一覧

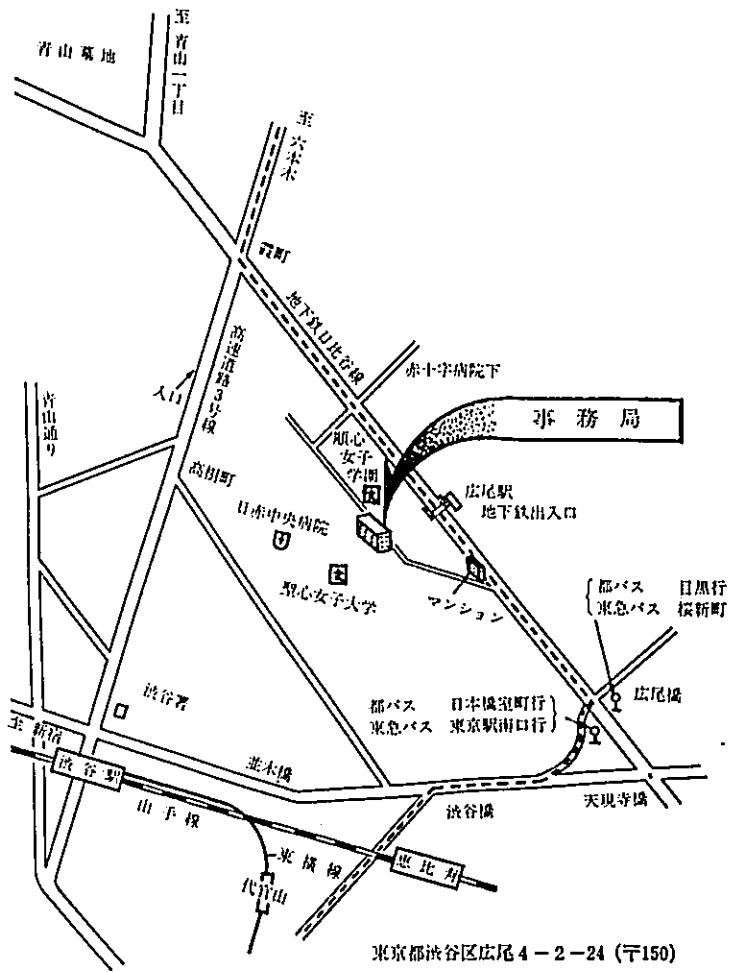
区分	枚 数			備 考
	合 計	カラー	白 黒	
フ ィ リ ピ ン	596	423	173	協力隊員の活動分野は農林水産、製造、保守操作、土木建築、保健福祉、事務文化、教育訓練の7部門にわたっています。具体的な職種を数えれば百数十職種にもなります。様々な活動をくりひろげている隊員の協力ぶりを写真で紹介すると同時に、各途上国の事情を伝える写真、協力隊員と現地の人々との交流の写真等を各国別に整理してあります。
マ レ イ シ ア	99	83	16	
イ ン ド	41	8	33	
ラ オ ス	37	11	26	
ネ パ ール	33	2	31	
バングラデシュ	190	142	48	
西 サ モ ア	154	154		
ソ ロ モ ン 諸 島	82	82		
ト ン ガ	62	62		
エル・サルヴァドル	57	49	8	
コ ス タ ・ リ カ	17	17		
ホ ン デ ュ ラ ス	72	72		
シ リ ア	44	11	33	
テ ュ ニ ジ ア	56	56		
モ ロ ッ コ	32	8	24	
エ チ オ ピ ア	63	4	59	
ケ ニ ア	38	6	32	
タ ン ザ ニ ア	38	7	31	
マ ラ ウ イ	3	3		
ザ ン ビ ア	36	15	21	
事業 広 報	協力隊とは	12	12	文章、地図、表等で協力隊事業の現況を説明。
	派遣実績	7	7	
	協力隊の目的	12	12	
	県別隊員出身状況	12	12	

あ と が き

本書は「はしがき」で述べてあるように、応募相談などにあたっていただく関係者のみなさまがたの参考資料として編纂いたしました。できるだけ多くの資料を盛りこむべき配慮してありますが、これまで協力隊事務局内部で使用している関係資料を集成した結果、文章の一部に多少整合性を欠く部分あるいは、重複する部分があるかもしれません。これは、各資料の原文を生かしたことによるもので、あらかじめご諒承おきいただきたいと思います。この資料集は、ご使用いただくみなさまのご意見、ご希望をとり入れて随時、改訂、増補する所存でございます。忌憚のないご意見をお待ちしております。

国 内 課

事務局所在地略図



東京都渋谷区広尾4-2-24 (〒150)
 青年海外協力隊事務局
 TEL (400) 7261 (代表)

